

国有林野の貸付け等の取扱いについて

〔昭和 54 年 3 月 15 日 54 林野管第 96 号
林野庁長官より各営林（支）局長あて〕
〔最終改正〕 令和 7 年 3 月 31 日 6 林国業第 287 号

国有林野の所在する地域の農林業その他の産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野法及び国有林野の活用に関する法律に基づき、貸付け、部分林及び共用林野の設定等を進めてきたところである。

この度、国有林野事業改善特別措置法に基づき国有林野事業の経営改善を進めることとなったが、改善計画の実施に当たっては、国有林野所在市町村との密接な連絡等を通じ、地域社会の国有林野事業に対する一層の理解と協力を得ることが不可欠であり、これとともに地元市町村の振興に資するためには今後においても地元施設の刷新拡充を図ることが肝要である。

このような情勢に対処するため、貸付け、部分林及び共用林野の設定等に関する方針、手続等について、別添のとおり定めたので、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い関連する通知の改廃を次のとおり行うことにしたので、了知ありたい。

1 次の通知を廃止する。

- (1) 国有林野の一般地元施設としての活用について（昭和 40 年 1 月 20 日付け 39 林野政第 2749 号林野庁長官通知）
 - (2) 部分林の取扱いについて（昭和 40 年 10 月 6 日付け 40 林野政第 304 号林野庁長官通知）
 - (3) 国有林野の管理处分の事務運用について（昭和 43 年 4 月 1 日付け 43 林野管第 167 号林野庁長官通知）
 - (4) 国有林野の貸付料等の取扱いについて（昭和 47 年 6 月 9 日付け 47 林野管第 253 号林野庁長官通知）
 - (5) 共同利用草地の貸付料の取扱い等について（昭和 48 年 3 月 13 日付け 48-162 林政部長通知）
 - (6) レクリエーション事業用地使用料取扱要領について（昭和 48 年 7 月 18 日付け 48 林野管第 326 号林野庁長官通知）
 - (7) レクリエーション事業用地使用料取扱要領の運用について（昭和 48 年 7 月 26 日付け 48 林野管第 330 号林野庁長官通知）
 - (8) レクリエーションの森の管理経営方針書に基づき森林レクリエーション事業のため国有林野を使用許可する場合の取扱いについて（昭和 48 年 9 月 26 日付け 48 林野管第 173 号林野庁長官通知）
 - (9) 共同林野の使用料の取扱いについて（昭和 51 年 1 月 26 日付け 50 林野管第 423 号林野庁長官通知）
 - (10) 貸付地等の災害防止について（昭和 51 年 3 月 2 日付け 51 林野管第 55 号林野庁長官通知）
 - (11) 林間放牧用地の使用料等について（昭和 53 年 3 月 24 日付け 53 林野管第 79 号林野庁長官通知）
- 2 「国有林野の管理及び処分の取扱いについて」（昭和 36 年 3 月 30 日付け 36 林野政第 712 号林野庁長官通知）の一部を次のように改正する。

記〔3〕を削り、記の〔4〕を記の〔3〕とする。

記の〔5〕及び〔6〕を削り、記の〔7〕を記の〔4〕に、記の〔8〕を記の〔5〕とする。

3 「国有財産特別措置法第 2 条第 2 項の規定により普通財産を無償貸付けする場合の取扱いについて」（昭和 48 年 8 月 13 日付け 48 林野管第 391 号林野庁長官通知）の一部を次のように改正する。

記の第 3 の 1 中「国有林野の貸付料等の取扱いについて」（昭和 47 年 6 月 9 日付け 47 林野管第 253 号林野庁長官通知）の記の第 1 を「「貸付け、部分林、共用林野等の取扱いについて」（昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野管第 96 号林野庁長官通知）の記の第 2 の 3」に改める。

4 「林野に係る山地災害の未然防止について」（昭和 53 年 4 月 11 日付け 53 林野治第 831 号林野庁長官通知）の一部を次のように改正する。

記の 5 の (1) 中「「貸付地等の災害防止について」（昭和 51 年 3 月 2 日付け 51 林野管第 55 号林野庁長官通知）を、「「貸付け、部分林、共用林野等の取扱いについて」（昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野管第 96 号林野庁長官通知）の記の第 2 の 8」に改める。

別 添

国 有 林 野 の 貸 付 け 等 の 取 扱 い に つ い て

目 次

第 1 適用範囲

第 2 国有林野の貸付け及び使用の方針

- 1 対象地
- 2 用 途
- 3 運用方針
- 4 法に基づく契約による貸付け及び使用並びに財産法に基づく使用許可又は使用承認の区分
- 5 対象区域の面積等の決定
- 6 貸付け又は使用に係る審査基準
- 7 国有林野貸付使用台帳の取扱い

第 3 法に基づく契約による貸付け又は使用

- 1 貸付け又は使用の申請
- 2 貸付け又は使用に係る森林管理局長の承認
- 3 貸付け又は使用の期間
- 4 貸付期間又は使用期間の更新等
- 5 貸付料等の基本算定
- 6 貸付料等の算定の特例
- 7 貸付料等の算定に関する留意事項
- 8 貸付料等の減額等
- 9 貸付料等の改定及び契約更新の場合の調整
- 10 貸付料等及び貸付料等計算過程の端数処理
- 11 貸付料等の最低額
- 12 貸付契約書又は使用契約書
- 13 貸付料等の納付
- 14 物件の引渡し
- 15 貸付結果の公表
- 16 違約金の算定等
- 17 借地権利金、増改築承諾料及び名義書換承諾料
- 18 貸付地等の災害防止
- 19 貸付地等の返還
- 20 無権原使用に対する損害賠償の請求
- 21 担保の徴求等
- 22 借受者等の変更

第 4 財産法に基づく許可による使用

- 1 使用許可の付与
- 2 使用許可の取消し
- 3 教 示

第 5 財産法に基づく契約による貸付け

- 1 貸付けの要件
- 2 担保の徴求
- 3 貸付けの申請
- 4 審査基準
- 5 優先順位
- 6 貸付けに係る森林管理局長の承認
- 7 貸付けの期間
- 8 期間満了時の再契約

- 9 貸付料の算定等
- 10 貸付契約書
- 11 違約金の算定等
- 12 借地権利金、増改築承諾料及び名義書換承諾料
- 13 貸付地の災害防止等
- 14 使用許可からの切替え
- 15 借受者等の変更
- 第6 財産法に基づく使用承認
 - 1 使用承認の対象
 - 2 使用承認の申請
 - 3 使用承認書
- 第7 分収造林
 - 1 分収造林契約締結についての方針
 - 2 収益分収の割合
 - 3 契約締結面積の限度
 - 4 設定順位の特例
 - 5 契約締結の承認
 - 6 契約書
 - 7 契約延長する場合の取扱い
 - 8 契約更新する場合の取扱い
 - 9 分収林経営に当たっての留意事項
 - 10 持分の処分の許可
 - 11 持分の買受け
- 第8 共用林野
 - 1 共用林野の名称及び区分
 - 2 共用林野の設定及び運営についての方針
 - 3 使用料
 - 4 契約書
 - 5 契約更新の場合の調整
 - 6 共用林野台帳
 - 7 準 用
- 第9 温 泉
 - 1 温泉の取扱い
 - 2 温泉ボーリングを行う場合の手続等
 - 3 温泉の利用
 - 4 自然にゆう出する温泉の利用料金
 - 5 契約更新等の場合の調整
- 第10 経過措置
 - 1 貸付又は使用の契約及び使用許可の経過措置
 - 2 貸付及び使用面積の経過措置
 - 3 森林レクリエーション事業の経過措置

別紙1 宅地に係る相続税課税評価額相当額の算定表（路線価方式）

別紙2 宅地に係る相続税課税評価額相当額の算定表（倍率方式）

別紙3 申請書添付書類一覧表

別紙様式1（第3の1の（1）関係） 国有林野貸付申請書

別紙様式2（第3の12関係） 国有林野有償貸付契約書

別紙様式3（第3の4の（4）関係） 国有林野の貸付期間更新通知書

別紙様式4（第3の12関係） 国有林野無償貸付契約書

別紙様式 5 (第 4 の 1 の (1) 関係) 国有林野使用許可申請書
別紙様式 6 (第 4 の 1 の (7) 関係、新規用) 国有林野使用許可書
別紙様式 7 (第 4 の 1 の (7) 関係、更新用) 国有林野使用許可書
別紙様式 8 (第 6 の 2 関係) 国有林野使用承認申請書
別紙様式 9 (第 6 の 3 関係) 国有林野使用承認書
別紙様式 10 (第 6 の 3 関係) 国有林野使用承認承諾書
別紙様式 11 (第 7 の 6 関係) 分収造林契約書
別紙様式 12 (第 8 の 4 関係) 共用林野設定書
別紙様式 13-1 (第 3 の 21 関係) 連帯保証契約書
別紙様式 13-2 (第 4 の 1 の (9) 関係) 連帯保証契約書
別紙様式 14 (第 5 の 3 関係) 国有林野貸付申請書
別紙様式 15 (第 5 の 9 の (3) 関係) 国有林野の貸付料改定通知書
別紙様式 16 (第 5 の 10 の (1) 関係) 国有林野有償貸付契約公正証書作成嘱託書
別紙様式 17 (第 5 の 10 の (2) 関係) 国有林野有償貸付契約書
別紙様式 18 (第 3 の 1 の (4) 関係) 誓約書
別紙様式 19 (第 3 の 1 の (4) 関係) 役員名簿
別紙様式 20 (第 3 の 1 の (4) 関係) 照会書
別紙様式 21 (第 7 の 4 の (2) 関係) 暴力団排除に関する誓約事項
別紙様式 22-1 (第 3 の 1 の (5) 関係、見積り合わせ有り) 同意書
別紙様式 22-2 (第 3 の 1 の (5) 関係、見積り合わせ無し) 同意書
別紙様式 23 (第 3 の 5 の (2) イ関係) 見積書
別紙様式 24 (第 3 の 15 の (2) 関係) 公共随契による貸付結果一覧表
別紙様式 25 (第 3 の 9 関係) 国有林野の貸付料改定通知書
別紙様式 26 (第 3 の 19 関係) 経過観察に関する協定書 (例)
別紙様式 27 (第 3 の 22 関係) 国有林野貸付契約の契約者等の変更届

第1 適用範囲

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）、国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「財産法」という。）、会計法（昭和22年法律第35号）その他の法令に基づき、国有林野の貸付契約、使用契約、分収造林契約若しくは共用林野設定契約を締結する場合、使用許可若しくは使用承認を行う場合又は温泉を利用させる場合若しくは温泉のゆう出を目的とする土地の掘削（以下「温泉ボーリング」という。）を行わせる場合の方針、手続等については、他に定めるもののほか、本通知に定めるところによるものとする。

第2 国有林野の貸付け及び使用の方針

国有林野の貸付け又は使用については、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野の管理経営との調整を図り、当該土地の規模、形質及び立地条件、農業振興地域整備計画その他の地域の振興のための計画、地域における社会的経済的要請等を勘案して適正かつ円滑に行うものとする。

なお、貸付け又は使用の申請に係る国有林野及び貸し付け又は使用させている国有林野が、不要存置林野である場合又は要存置林野であっても用途廃止できる場合であって、当該申請人又は借受人に売り払うことが適当と認めるときは、貸付け又は使用ではなく売払いによるものとする。

1 対象地

国有林野を貸し付け又は使用させる場合の対象地は、原則として「国有林野の活用に関する基本的事項の公表について」（昭和46年8月20日農林大臣公表。以下「基本的事項」という。）第2の1の選定基準に準じて選定するものとする。

2 用途

(1) 国有林野の貸付け又は使用は、原則として次に掲げる場合に行うものとする。

ただし、その申請の内容、当該地域における国有林野の状況その他地方公共団体の意向等を勘案してやむを得ないと認められる場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、これ以外の場合についても行うことができるものとする。

また、国有林野事業の一部を国以外の者に実施させる場合において、これを実施するために必要な施設（契約書又は協定書等に基づき施設の内容・規模等について調整がなされている場合に限る。）の敷地の用に供する国有林野にあっては、貸付け又は使用とみなさないことができるものとする。

ア 法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる用に供する場合

イ 法第7条第1項第5号に掲げる場合にあっては、次のいずれかの用に供する場合

(ア) 国有林野の所在する地域の住民及びこれらの者が組織する団体の農業、林業、水産業その他の生業の用に供する場合

(イ) 国有林野内の土石、地熱等地下資源の開発及び地下の利用に関する事業の用に供する場合

(ロ) 風力、小水力等の自然エネルギーを利用した発電のための事業の用に供する場合

(ハ) 国有林野の所在する地域の特産物の生産、加工等当該地域の産業の振興に寄与する事業の用に供する場合

(ニ) 生活環境の保全、災害防止その他の地域住民の福祉の向上のための施設の用に供する場合

(ホ) 災害等に係る応急措置又は災害復旧の用に供する場合

(ヘ) 仮設の建物若しくは工作物又は臨時設備であって一時的に使用することが明らかなものの敷地の用に供する場合

ウ 「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領」（昭和48年9月26日付け林野管第173号林野庁長官通知）の第2及び「森林空間総合利用整備事業実施要領」（昭和62年2月9日付け62林野業二第27号林野庁長官通知）の第4の定めるところにより作成した管理経営方針書（以下「レクリエーションの森管理経営方針書」という。）に基づき設置する施設（以下「レクリエーションの森施設」という。）の用に供する場合

(2) 法第7条第1項第5号の「面積が5ヘクタールを超えないとき」とは、同一の森林管理署又は

森林管理署支署（森林管理局において直轄で管理経営している場合は森林管理局。以下「森林管理署等」という。）が管轄する国有林野において同一人に対して貸し付け又は使用させようとする面積（当該同一森林管理署等の管轄区域内における当該同一人に対する貸付地等があるときは、その貸し付け又は使用させようとする面積と当該貸付地等の面積とを合計した面積）が５ヘクタールを超えない場合をいう。

3 運用方針

- (1) 国有林野を貸し付け又は使用させる場合は、原則として法第7条の規定に基づき契約により行うものとする。ただし、法令により現状の変更について規制のある保安林、自然公園内の特別地域等に指定されている場合、レクリエーションの森施設の用に供される場合及び将来付属地として使用が見込まれる場合その他私権を設定することが適当でない場合にあっては、財産法第18条第6項の規定に基づき許可により行うものとする。
- (2) (1)のただし書の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、法第7条の規定に基づき契約により国有林野を貸し付け又は使用させるものとする。
 - ア 法第8条の2又は第8条の3の規定に該当する場合
 - イ 農林業構造の改善の事業の用に供するためのものである場合
 - ウ 公用又は公共用に供する場合
 - エ 公益事業の用に供するためのものであって、次に該当する場合
 - (ア) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業のうち同法第117条第1項に規定する認定を受けた事業を行うために必要な場合
 - (イ) 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び電源開発送変電ネットワーク株式会社（以下「電力会社等」という。）並びに電力会社等以外の者であって、「架空電線路の用に供するための国有林野等の使用に関する協定の実施について」（昭和36年3月31日付け36林野政第713号林野庁長官通知）により架空電線路のため国有林野を使用させるための協定を森林管理局長が締結している者が電気事業を行うために必要な場合
 - (ウ) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項又は同法第10条第4項で準用する同法第9条第4項の認定を受けた事業を行うために必要な場合
- (3) (1)のただし書の規定にかかわらず、レクリエーションの森施設の用に供する場合であって、第5の1の要件を満たし、契約により貸し付けることが適当と認められる場合には、財産法第18条第2項第1号に基づき、国有林野を貸し付けることができるものとする。
- (4) 国有林野を貸し付け又は使用させる場合は、原則としてその対価を有償とし、かつ、減額しないものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、無償とし、又は減額することができることとするが、その場合であっても、営利を目的とし、又は利益をあげるものの用に供する場合（以下「営利用」という。）にあっては有償とする。

なお、この場合の「営利を目的とし」とは、経済的利益の獲得を目的とすることをいい、「利益をあげる」とは、営利を目的とすると否とにかかわらず結果として損益計算の場合において利益が計上されることをいうものとする。

(注) 1 例えば、公共団体が当該施設の維持に必要な費用を賄う程度の使用料、入園料等を徴収しても、必ずしも当該施設の経営が営利を目的とするものとはならないことに留意する。

 - 2 地域制公園内の国有林野を宿舍の用に供する場合で、その利用料金等が当該施設の所在地を管轄する森林管理局管内において民間事業者が営利を目的として経営している同種の施設の最低の利用料金等以上である場合及び索道業を伴うスキー場（スキージャンプ台を除く。）の用に供する場合については、営利を目的とするものとして取り扱うこととする。
 - 3 ある一定期間において公共団体が当該施設の経営からあげた収入がたまたま当該施設

の維持管理費用を超過しても、それだけで直ちに利益をあげていることにはならない。ある一定期間にわたり継続的に相当の利益を経営的にあげている場合で、これが一般財政上の財源となるときは、利益をあげているものとして契約を解除し、有償貸付けに切り替える等の措置をとるものであることに留意する。

ア 法第8条の2第1項各号に掲げる施設の用に供する場合

国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和29年政令第121号。以下「令」という。）第5条第6号の「その他の公衆の福祉及び厚生のための施設」とは、地方公共団体が設置する遊歩道、登山道、公衆便所、停留所、指導標、防犯灯、救護施設、治山・砂防施設、治山・砂防施設に係る作業道（保安林等の適切な管理・保全等を推進するために使用する場合を含む。）及び災害防止施設（道路等の特定の施設の災害防止を目的とするものを除く。）をいう。

イ 法第8条の3各号に掲げる施設の用に供する場合

ただし、林道等の施設にあつては、営利用を除くものとする

ウ 財産法第22条第1項第3号、第4号、第5号及び第6号に掲げる用に供する場合

エ 国有財産特別措置法施行令（昭和27年政令第264号）第2条第8項に掲げる地域において国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第2条第2項第6号に規定する施設の用に供する場合

オ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第53条第1項及び第90条第1項並びに小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和43年法律第83号）第13条第1項及び第33条第1項の規定を適用して貸し付け又は使用させる場合

カ 財産法第22条第1項第1号及び第2号に掲げる用に供する場合であつて、森林管理局長の承認を受けた場合

キ その他法令に無償又は減額の根拠規定が定められているものであつて、森林管理局長の承認を受けた場合

- (5) 国有林野を地表5メートルから25メートルまでの範囲に坑道、トンネル等を掘さくさせ若しくは送電線等を埋設させる場合（以下「地下使用」という。）又は国有林野に送電線、橋梁等を架設させる場合（以下「空中使用」という。）は、当該国有林野を法第7条の規定に基づき契約により貸し付け又は使用させるものとする。
- (6) 国有林野を貸し付け又は使用させることにより、国有林野事業に関して木材の通常の搬出方法の変更を余儀なくされ、又は作業能率の低下等の支障が生ずると認められる場合には、補償協定等を締結し、国が通常受ける損失の補償を請求するものとする。
- (7) 国有林野の地上又は地下（以下この項において「地上等」という。）を貸し付け又は使用させている場合において当該借受者等以外に当該国有林野の地上等を貸し付け等させる際には、あらかじめ当該国有林野の管理経営上の支障がないことを確認し、かつ、当該借り受け等しようとする者に対し、当該借受者等の同意を得させなければならない（国有林野の地上等を国有林野事業の用に供している場合において当該国有林野の地上等を貸し付け等させる場合又は国有林野の地上等を貸し付け等させている場合においてその国有林野を国有林野事業の用に供しようとする際にも同じ。但し、後者の場合においては、国は当該借受者等との協議をすることをもって足りる。）。

また、このように一つの国有林野に複数の借受者又は使用者が存在することとなる場合には、当該借受者等の間において当該国有林野の貸付け等の期間中に発生した災害や事故等の対応を協議する旨を定めた協定を締結させるものとする（一つの国有林野に国有林野事業の用と貸付け等が重複する場合には、当該対応について当該借受者等は国の指示に従う旨を、契約で定めることとする。）。

4 法に基づく契約による貸付け及び使用並びに財産法に基づく使用許可及び使用承認の区分

(1) 法に基づく契約による貸付け及び使用

3の(1)又は(2)により法第7条の規定に基づき契約により国有林野を貸し付け又は使用させる場合であつて、当該国有林野の立木度（現在の林分材積の当該林分の林齢に対応する期待材積に対する比率をもって表わしたものをいう。ただし、材積を掲上するに至らない幼齢林分においては、材積に代え、本数を用いることができるものとする。）が3を超え、林木の育成の目的と併せて他の用途の目的に供する場合を使用とし、その他の場合を貸付けとする。

本通知において「使用料」とは、契約による国有林野の使用の対価をいい、「貸付料」とは、契約による国有林野の貸付けの対価をいうものとする。

(2) 財産法に基づく使用許可による使用

3の(1)により財産法第18条第6項の規定に基づき許可により国有林野を使用させる場合は、特段の定めがある場合を除き、法に基づく契約により国有林野を貸し付け又は使用させる場合の規定を準用するものとする。

この場合、「使用料」又は「貸付料」とあるのは、「許可使用料」と読み替えるものとする。

(3) 財産法に基づく契約による貸付け

3の(3)により財産法第18条第2項第1号の規定に基づき国有林野を貸し付けする場合は、特段の定めがある場合を除き、法に基づく契約により国有林野を貸し付け又は使用させる場合の規定を準用するものとする。

(4) 財産法に基づく使用承認

財産法第14条第6号の規定に基づき承認により使用させる場合は、特段の定めがある場合を除き、法に基づく契約により国有林野を貸し付け又は使用させる場合の規定を準用するものとする。

この場合、「使用料」又は「貸付料」とあるのは、「承認使用料」と読み替えるものとする。

5 対象区域の面積等の決定

国有林野を貸し付け又は使用させる場合における対象区域の面積等は、地形地物、国有林野の管理経営上の支障の有無等を考慮し、次に留意の上決定するものとする。

- (1) 農用地（未墾地を含む。）については基本的事項第2の1の(2)の条件に適合すること。
- (2) 鉱業用地については、鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条による施業案等に定める面積を基準とし、同法第104条各号に掲げる施設の管理運営及び保安上の必要性を考慮すること。
- (3) 電気事業用地については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条による工事計画に定める面積を基準とすることとともに、送電線敷については、送電及び保安上必要な面積とし、路線は、将来における林産物の搬出関係等をも考慮すること。
- (4) レクリエーションの森施設の用に供する区域については、レクリエーションの森管理経営方針書の施設計画の面積を基準とし、当該施設の管理運営、保全等を考慮すること。
- (5) 道路用地については、道路の法面の外側線（当該外側線の外側に道路の構造物があるときは、その構造物の外側線）の外側へ2メートルまでの土地を含む面積を基準とし、将来における道路の管理及び保安上の必要性を考慮すること。
- (6) ダム用地については、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第5条の規定による堤体の非越流部の高さ（フィルダムにあっては、当該高さから1メートルを減じた高さ）を河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第1項第3号に規定する流水の最高水位とし、その水位における水面が土地に接する線によって囲まれる面積を基準とし、将来におけるダムの管理及び保安上の必要性を考慮すること。
- (7) 開発行為を伴う場合には、「開発行為を伴う国有林野事業実施上の取扱いについて」（昭和49年10月31日付け49林野計第483号林野庁長官通知）の2に準じて決定すること。
- (8) 防災関連用地については、災害防止上の必要性を考慮すること。

6 貸付け又は使用に係る審査基準

貸付け又は使用の申請があった場合には、申請書及び添付書類等により、申請人の信用、能力、資産等を十分調査検討しなければならない。その際、特に次の事項について慎重に審査するものとする。なお、利用計画が開発行為を伴う場合には、開発行為を伴う国有林野事業の実施上の取扱いについてに基づいて審査するものとする。

- (1) 申請人が、従来の経歴等からみて十分信用を有する者であること。
- (2) 申請人が自ら誠実に事業の実施を行うことが確実であること。
- (3) 利用計画及び資金計画が妥当であり、十分実現性を有していること。
- (4) 申請に係る面積が、用途に応じ、必要最小限度であること。
- (5) 他に代替地がないこと。
- (6) 用途が農用地である場合は、申請人が農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項各号の場

合に該当しないものであること。

- (7) 用途が自然休養のためである場合は、広く国民の利用できるものであること。

7 国有林野貸付使用台帳の取扱い

電磁的方法による貸付・使用等管理システムにより作成された国有林野貸付使用・共用林野台帳は、国有林野台帳規程（明治 39 年農商務省令第 27 号）第 1 条第 5 号に規定する国有林野貸付使用台帳として取り扱うものとする。

第 3 法に基づく契約による貸付け又は使用

1 貸付け又は使用の申請

- (1) 森林管理署長又は森林管理署支署長（当該国有林野が森林管理局において直轄で管理経営されている場合は森林管理局長。以下「森林管理署長等」という。）は、国有林野の貸付け又は使用を希望する者（以下「貸付等相手方」という。）があるときは、第 2 の 3 の (1) のただし書の規定に基づき許可により使用させる場合を除き、国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 40 号。以下「規則」という。）第 14 条及び別紙 3 に規定する書類のうち必要なものを添付の上、別紙様式 1 の申請書を原則として 1 部提出させるものとする。

- (2) 規則第 14 条第 1 項第 4 号に規定する申請書の記載事項は、国有林野を無償で貸し付け又は使用させる場合にあっては、法第 8 条の 2 第 2 項の規定によって準用する財産法第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定を運用する際の資料であり、また、国有林野を時価よりも低い価額で貸し付け又は使用させる場合にあっては、その用に供する施設の利用及び維持管理の方針が本来の目的にかなっているかを判定する際の資料であるので、その内容はこれらを判断するに足るものとする。

- (3) 規則第 14 条第 1 項第 5 号に規定する土地利用に関する規約は、同条第 2 項に掲げる事項が記載されていれば様式は問わないものとする。相手方が市町村である場合は、同条第 2 項に掲げる事項を規定している市町村条例をもって代えることができるものとする。

なお、市町村条例の制定が土地利用に関する契約の締結後に行われる場合は、その条例の案を添付させ、後日、議会の議決を経たときに、これを提出させるものとする。

- (4) 森林管理署長等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を排除する取組として貸付等相手方（地方公共団体若しくは独立行政法人を除く。）から、次に掲げる書類のうち必要なものを申請書に添付して提出させることとする。なお、当該貸付等相手方が別紙様式 18 の「誓約書」の記 1 に掲げる者（以下「排除対象者」という。）に該当するか否か確認する必要があるときは、契約前に別紙様式 20 により対象財産の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「警察本部暴力団対策主管課長」という。）に照会するものとし、照会の結果、貸付等相手方が排除対象者に該当する場合には貸し付け又は使用させないものとする。

また、貸付又は使用の契約後において、当該契約の相手が排除対象者に該当するか否か確認する必要があるときは、別紙様式 20 により警察本部暴力団対策主管課長に照会し、排除対象者に該当する場合には、契約の解除等必要な措置を講じなければならない。

ア 別紙様式 18 の誓約書

イ 別紙様式 19 の役員名簿

ウ その他貸付け申請に当たり必要と認めるもの

- (5) 公共随契（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条第 9 号及び第 21 号による随意契約をいう。）による貸付にあっては、契約締結後、公表することの同意について別紙様式 22 の同意書を申請書に添付して提出させることとする。

- (6) 次に掲げる者を相手として貸付け若しくは使用の契約の締結又は使用の許可をしてはならないものとする。

ただし、継続して貸し付け又は使用させる場合であって、次に掲げる者のうち、①又は②に該当する者に対して、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 104 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき履行期限を延長する特約若しくは処分をした場合又は同法第 28 条に基づき民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 275 条の和解によることを相当と認めた場合は、この限りではない。

- ① 国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納している者
- ② 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していない者
- ③ 従来の経歴等から契約を誠実に履行すると認められない者又は国有林野の管理及び処分に關して現に係争関係にある者等であつて、契約の相手方として適当でないと認められる者
- ④ 契約担当官等（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。）が定めた暴力団排除に関する誓約書の提出を拒否する者、暴力団排除に関する誓約事項について虚偽若しくはこれに反する行為が認められる者又は農林水産省発注公共工事等からの暴力団排除に関する合意書（平成 23 年 6 月 28 日付け警察庁丁暴発第 138 号・23 経第 545 号警察庁刑事局組織犯罪対策本部暴力団対策課長・農林水産省大臣官房経理課長合意書）第 5 に基づく照会により警察庁から排除対象者であると認められた者

2 貸付け又は使用に係る森林管理局長の承認

国有林野管理規程（昭和 36 年農林省訓令第 25 号。以下「規程」という。）第 23 条第 1 項ただし書の「林野庁長官が別に定める場合」とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 基本的事項の第 2 の 2 の (4) の規定に基づき森林管理局長が国有林野の活用を決定したものを貸し付け又は使用させようとする場合
- (2) 法第 8 条の 2 又は第 8 条の 3 の規定に該当するものを貸し付け又は使用させようとする場合
- (3) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業のうち同法第 117 条第 1 項に規定する認定を受けた事業を営むものが、電気通信事業の用に供するものを貸し付け又は使用させようとする場合
- (4) 電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、同項第 10 号に規定する送電事業を営む者が、電気事業の用に供するものを貸し付け又は使用させようとする場合
- (5) 発電用施設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）第 2 条に規定する発電用施設の設置者が発電用施設の用に供するものを貸し付け又は使用させようとする場合
- (6) レクリエーションの森施設の施設敷を貸し付け又は使用させようとする場合（索道施設（軽易なものを除く。）及びゴルフ場の用地として貸し付け又は使用させようとする場合を除く。）
- (7) 森林管理局長が締結した協定等に基づき設置する施設の施設敷を貸し付け又は使用させようとする場合
- (8) 国有林野管理審議会の議決を得たものを貸し付け又は使用させようとする場合

3 貸付け又は使用の期間

貸付け又は使用の期間は、他に定めのある場合を除き、次によるものとする。

- (1) 無償の場合にあつては 5 年以内とする。
- (2) 有償の場合にあつては 3 年以内とする。
- (3) 普通財産の土地に建物の所有を目的とする賃借権を設定しようとする場合（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 25 条に該当する場合を除く。）にあつては 30 年とする。

4 貸付期間又は使用期間の更新等

- (1) 第 4 の許可による使用若しくは第 5 の財産法に基づく契約による貸付け又は第 6 の使用承認の場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、貸付期間又は使用期間満了の 2 カ月前までに、国又は契約の相手方が継続貸付等をしない旨の相手方への意思表示がなければ、自動的に前契約と同一期間（1 年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、又は切り上げることができる。）について更新するものとする。

ただし、第 2 の 3 の (4) のアからキに該当しない場合であつて、第 10 の 1 のただし書に定める無償貸付地又は使用地を有償で貸し付け又は使用させるため契約更新を行う必要があると認められる場合にあつてはこの限りではない。

- (2) 貸付契約又は使用契約では、賃借権の登記は認めないこととし、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 618 条の解約権を留保するものとする。
- (3) 普通財産の土地に建物の所有を目的とする賃借権を設定した契約の更新期間は、更新の日から 10 年とする。ただし、賃借権の設定後の最初の更新にあつては、20 年とする。

- (4) (1)により自動的に契約期間を更新する場合には、別紙様式3により更新時の10日前までに到達するように契約の相手方に通知するものとする。また、更新する契約が有償の場合は、併せて歳入徴収官に債権発生の通知を行うものとする。

5 貸付料等の基本算定

規程第25条第1項の貸付料又は使用料（以下「貸付料等」という。）に係る「林野庁長官が定める算定方法」は、他に別段の定めのある場合を除き、次のとおりとする。

ただし、新規貸付料等の算定において、適正な貸付取引事例等がない場合及び特定の用に供するため貸し付け又は使用させる場合等については、6の規定によることとする。

(1) 継続貸付料等

ア 貸付料等基礎額の算定

計算式 貸付料等基礎額＝従前の貸付料等A×スライド率B

A＝改定前の直近分として通知している貸付料等（以下「従前の貸付料等」という。）。ただし、従前の貸付料等が前回改定時に算定した貸付料等基礎額を下回っている場合は、

前回改定時に算定した貸付料等基礎額

B＝（消費者物価指数＋地価変動率）/2を標準とし、次のイにより設定する。

イ スライド率の決定

スライド率は、前回算定した貸付料等の適用始期から今回算定する貸付料等の適用始期までの期間における変動率を、直近の各指数を用いて小数点第4位（第5位以下切捨て。）まで求めることとし、次の（ア）、（イ）及び（ウ）に留意して設定するものとする。

（ア） 消費者物価指数

総務省が発表する消費者物価指数の全国及び都市階級・地方・都道府県庁所在市別の総合指数、各都道府県が発表する消費者物価指数の各都道府県及び各市町村の総合指数等を基に、森林管理署長等が予め設定した地域毎に設定する。

なお、当該指数は、変動率を求める期間の始期及び終期の属する四半期の初月から6か月前の指数を用いて設定するものとする。

（イ） 地価変動率

貸付財産毎に、前回算定時に用いた「財産評価基本通達」（昭和39年4月25日付け直資56直審（資）17国税庁長官通達）の規定に基づく路線価方式又は倍率方式によって算定された額（以下「相続税課税評価額相当額」という。）と今回改定時の前年の相続税課税評価額相当額を比較して求めるものとする。なお、一定の地域毎又は用途地域毎等に公的土地評価等を基に予め算出する地価の変動に係る率を採用することもできる。

（ウ） 承認申請

森林管理署長等は、スライド率を定める場合には、次に掲げる事項を記載した書面により承認申請を行い、森林管理局長の承認を得なければならない。

なお、承認後、毎年度の改定等において、計算方法の変更を伴わず、指数の入れ替えのみを行う場合には、この限りでない。

① 採用する消費者物価指数（地域割り及び地域割り毎に採用する指数）

② 採用する地価変動率（地域割り及び地域割り毎に採用する指数又は計算方法）

③ 採用するスライド率の計算式（地域割り毎に計算式を定める場合は、地域割り及び地域割り毎の計算式）

ウ 貸付料等基礎額の算定の特例

電気通信線路の用に供するため貸し付ける場合及び架空電線路の用に供するため貸し付ける場合は6の規定によることとする。また、新規貸付料等の算定を6の規定によった場合（6の（4）及び（5）の規定によった場合を除く）は、6の規定によることができることとする。

(2) 新規貸付料等

ア 貸付料等基礎額の算定

計算式 貸付料等基礎額＝期待利回りA×相続税課税評価額相当額B

A＝「適正な貸付取引事例毎に算出した貸付料等基礎額÷相続税課税評価額相当額」の平均値（いずれも直近改定時の数値を用いる。）

B＝貸付始期の直近における相続税課税評価額相当額（貸付始期が9月以降であるものはそ

の年の相続税課税評価額相当額を用いる。)

(注) 期待利回り A は、新規に貸付けを行う財産を含む地域の近隣地域内の適正な貸付取引事例毎に求めた期待利回りの平均値とする(小数点第 4 位(第 5 位以下切捨て。))。

イ 貸付料等の決定

貸付料等基礎額をもって、各年次の貸付料等とする。

ただし、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 1 条の 3 に規定する地方公共団体又は予決令第 99 条第 21 号の規定に基づき随意契約により契約することができる公益法人その他の事業者と随意契約により新規に貸付けを行う場合又は予決令第 99 条第 6 号により新規に貸付けを行う場合には、貸付料等基礎額を予定価格として、以下に規定する方法により、貸付料等を決定するものとする。

(ア) 第 3 の 5 (2) アにより貸付料等基礎額を算定した場合においては、貸付等相手方との間で書面(別紙様式第 23)による見積り合せを実施した上で、国の予定価格以上の価格をもって貸付等価格を決定するものとする。

(注) 減額貸付の場合においては、あらかじめ国が予定価格の算定において計算した減額割合を貸付等相手方に伝えた上で、当該減額割合を踏まえた価格により見積り合せを実施するものとする。

(イ) 上記(ア)による見積り合せを実施するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

① 評価条件に相違が生じないように、見積り合せに先立ち、貸付等相手方との間において、地下埋設物の調査結果など価格形成上の前提条件をあらかじめ説明することとする。

② 見積り合せの実施回数は累計で 5 回を限度とし、5 回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ることとする。

なお、森林管理署長等は、見積り合せの実施通知等において、次に掲げる事項を記載の上で、あらかじめ貸付等相手方に対して周知するものとする。

i 見積り合せの実施回数は累計で 5 回を限度とし、5 回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ること

ii 見積り合せの打ち切りによって貸付等相手方に損害が生じても国はその責めを負わないこと

また、国有林野管理審議会に諮問の上で貸付け等相手方を決定した場合であって、当該貸付等相手方との間での見積り合せの結果、見積り合せの打ち切りにより契約手続きを終了した場合においては、遅滞なく、国有林野管理審議会にその旨を報告するものとする。

③ 処分等相手方から提出された見積書を含め見積り合せの経過については、事後的にその実施状況を確認できるよう書面により決議書に編綴することとする。

(3) 民間精通者の意見価格等による貸付料等基礎額の修正

貸付料等年額が概ね二百万円以上のもののほか、地域的に特殊な事情を考慮すべきもの及び近隣地域内の標準的なものに比べ貸付財産が著しく広大又は高額であるもの等については、民間精通者の意見価格等を基礎として、(1) 継続貸付料等または(2) 新規貸付料等により算定した貸付料等基礎額を修正できるものとする。なお、増改築を承諾した貸付財産に係る最初の貸付料等の改定に当たっては、承諾料の授受の有無を勘案した民間精通者の意見価格等を基礎として、算定した貸付料等基礎額を修正できるものとする。

6 貸付料等の算定の特例

適正な貸付取引事例等がない場合及び特定の用に供するため貸し付け又は使用させる場合等の取扱いは、5 の規定にかかわらず次のとおりとする。

なお、適正な貸付取引事例等がないため算定の特例を適用する場合は、民間精通者に意見等を求め適正な貸付取引事例等がないことを確認するものとする。

(1) 国有林野を貸し付ける場合(ただし、(2) から(8) のいずれかに該当する場合を除く。)

ア 貸付料の年額は、契約時又は期間更新時(以下「契約時等」という。)における用途に応じた当該土地の時価の 100 分の 5(営利用の場合は 100 分の 6)に相当する額とする。

イ 使用料の年額は、契約時等における当該林野の時価の 100 分の 2.5(営利用の場合は 100 分の 3)に相当する額とする。

ウ 地域的に特殊な事情を考慮すべきもの及び近隣地域内の標準的なものに比べ貸付財産が著しく
広大又は高額であるもの等については、ア及びイの規定にかかわらず民間精通者の意見価格等を
基とし、貸付料等基礎額とすることができるものとする。

(2) 耕作の用に供するため貸し付ける場合

貸付料の年額は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 52 条の規定により貸し付ける農地が所
在する地域を管轄する農業委員会が情報提供する農地の賃借料の平均額を基とし、借受者の投下
に係る有益費等を勘案して定めるものとする。

ただし、貸し付ける農地が所在する地域の農地の賃借料について、農業委員会による情報提供
がなされていない場合にあっては、農業委員会により情報提供されている近隣農地の賃借料の平
均を基準とし、借受者の投下に係る有益費等を勘案して定めるものとする。

また、有益費等の年額の算定にあたっては、その根拠を明らかにできるよう備えおくものとし
る。

なお、上記により算定した貸付料が、貸し付ける農地の所在する近隣地域の実情に照らし、著
しく不相当であると認められる場合には、全国農業会議所により提供されている都道府県の農地
の借料の平均額又は、民間調査機関の「田畑価格及び賃貸料調」による都道府県別平均田畑賃
料若しくは、民間精通者の意見価格等を基礎として貸付料を修正することができるものとする。

(3) 造成草地の用に供するため貸し付ける場合

貸付料の年額は、契約時等における当該林野の時価の 100 分の 5 に相当する額に 0.75 を乗じて
得た額とする。

(4) 電気通信線路の用に供するため貸し付ける場合

貸付料の年額は、「電気通信事業の用に供するための国有林野等の使用に関する協定について」
（平成 12 年 3 月 14 日付け 12 林野業第 41 号林野庁長官通知）によるものとする。

(5) 架空電線路の用に供するため貸し付ける場合

貸付料の年額は、「架空電線路の用に供するための国有林野等の使用に関する協定の実施につ
いて」（昭和 36 年 3 月 31 日付け 36 林野政第 713 号林野庁長官通知）によるものとする。

(6) 宅地の用に供するため貸し付け又は使用させる場合

宅地（住居、店舗、事務所及び倉庫等の建物の敷地（門、塀、築庭、駐車場、通路その他建物に
付属する施設の敷地を含む。）の用に供する土地をいう。以下同じ。）の用に供するため国有林野
を貸し付け又は使用させる場合の貸付料等は、契約時等における当該土地に係る「財産評価基本
通達」の規定に基づく路線価方式又は倍率方式によって算定された相続税課税評価額相当額につ
いて、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる料率を乗じて得た額とする。

ただし、地域的に特殊な事情を考慮すべきもの等にあつて、森林管理局長の承認を受けたとき
は、近傍類似地の賃貸事例又は民間精通者の意見による時価額により貸付料等を算定することが
できるものとする。

なお、建物の判定については、不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日付け法務省
民二第 456 号民事局長通知）第 77 条の規定に準ずるものとする。

【計算式】貸付料等＝相続税課税評価額相当額×料率

（注）① 相続税課税評価額相当額は、契約又は期間更新の日が属する年に国税局が公表した
路線価又は倍率を用いて算定するものとする。

ただし、契約又は期間更新の日が 8 月 31 日以前のものは、当該年の前年に国税局が
公表した路線価又は倍率を用いて算定するものとする。

なお、上記第 3 の 6 の（9）のウにより基準地の相続税課税評価額相当額の単価を
定めている場合は、当該単価を用いて相続税課税評価額相当額を算定することができ
るものとする。

② 路線価方式により算定する相続税課税評価額相当額は、国税局が定める路線価につ
いて、「財産評価基本通達」第 2 章第 2 節中 15（奥行価格補正）から 20－5（容積率
の異なる 2 以上の地域にわたる宅地の評価）までの規定により補正率を乗じる等して
修正した額に、貸付地又は使用地の面積を乗じて算定するものとする。

なお、この場合の算定にあたっては、別紙 1 「宅地に係る相続税課税評価額相当額
の算定表（路線価方式）」を活用して行うものとする。

③ 倍率方式により算定する相続税課税評価額相当額は、原則として市町村長に照会し

て得た宅地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 381 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳に登録された価格又は比準価格）に相当する額（以下「固定資産税評価額相当額」という。）の単価について、これに係る国税局が定める宅地の倍率を乗じて得た額に、貸付地又は使用地の面積を乗じて算定するものとする。

なお、この場合の算定に当たっては、別紙 2「宅地に係る相続税課税評価額相当額の算定表（倍率方式）」を活用して行うものとする。

- ④ 当初の土地の状況から有益費の控除が必要と認められる場合は、上記 2 又は 3 で算定した相続税課税評価額相当額から国税局が定める宅地造成費を控除した額を当該土地の相続税課税評価額相当額とするものとする。（これにより算定した貸付料等の年額が、当該土地を山林の地目に類似する用途で貸付け又は使用させることとして、算定した貸付料等の年額を下回る場合は、山林の地目に類似する用途で貸付け又は使用させる場合の貸付料等の年額を当該土地の貸付料等の年額とするものとする。）

区 分		料 率		
		(A)	(B)	(C)
貸付け	住宅用又は非営利用の場合	1.7/100	2.0/100	2.5/100
	営利用の場合	2.5/100	3.2/100	4.0/100
使 用	非営利用の場合	0.85/100	1.00/100	1.25/100
	営利用の場合	1.25/100	1.60/100	2.00/100

（注）料率の区分は次による。

（A）…… 昭和 37 年度以前から貸付け、又は使用させているもの。

（B）…… 昭和 38 年度以降に新規に貸付け、又は使用させたもののうち、更新時において貸し付け又は使用経過期間が 10 年以上のもの。

（C）…… 更新時において貸し付け又は使用経過期間が 10 年未満のもの、及び今後貸し付け又は使用させるもの

- (7) 地下使用又は空中使用の場合

ア 空中使用の場合の貸付料の年額は、次のとおりとする。

(ア) 宅地の場合

(6) の規定に基づき算定した額

(イ) 宅地以外の場合

(1) アの規定に基づき算定した額

イ 地下使用又は空中使用の場合の使用料の年額は、次のとおりとする。

(ア) 宅地以外の場合

(1) アの規定に基づき算定した額に 0.1 を乗じて得た額

(イ) 宅地の場合

(6) の規定に基づき算定した額に 0.3 を乗じて得た額

- (8) 林間放牧の用に供するため使用させる場合

使用料の年額は、(1) の規定にかかわらず、契約時等における当該林野の時価の 100 分の 2.5 に相当する額に 0.2 を乗じて得た額とする。

ただし、強度の間伐を行い、樹間に牧草を導入する方式により行う林間放牧の使用料の額については、契約時等における当該林野の時価の 100 分の 2.5 に相当する額とする。

- (9) 貸付地等の時価の算定

貸付地又は使用地（以下「貸付地等」という。）等の時価の算定は、次のいずれかによる。

ア 宅地の時価の算定

(6) の規定による。

イ 国有林野の時価の算定

森林管理署等が管轄する区域内における貸付地等の用途に類似する取引事例の価格（以下「取引事例価格」という。）を基礎として算定するものとし、必要に応じて、「国有林野を処分等する場合の算定評価の方法について」（平成 25 年 3 月 5 日付け 24 林国業第 161 号）に規定する事情による修正、時点による修正、個別格差による修正又は地域格差による修正（以下「格差

修正」という。)を行うものとする。

ただし、この場合の取引事例価格は、原則として取引時点が契約又は期間更新の日から既往3年以内のものとし、森林管理署等が管轄する区域内に取引事例価格がない場合にあつては、民間精通者の意見価格等を基礎とした価格によることができるものとする。

ウ 基準地による時価の算定

国有林野（付属地を除く。）に所在する貸付地等の場合には、地勢、土層、林産物の搬出の便等の状況を総合的に考慮し、おおむねその状況が類似していると認められる国有林野を単位とする区域（以下「状況類似地区」という。）を市町村ごとに設定し、また、状況類似地区ごとに、位置、地形、土層、林産物の搬出の便等の状況からみて標準的な国有林野（以下「基準地」という。）を設定の上、次に掲げるとおり基準地の時価の単価をあらかじめ算定しておき、これに当該状況類似地区内に所在する貸付地等の面積を乗じて時価を算定することができるものとする。

なお、基準地の単価は、地方税法第341条第6号に規定する基準年度（昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度）の初日が属する年の1月1日現在において、定めるものとする。

(ア) 取引事例がある場合

- ・ 基準年度の基準地の単価は、必要に応じて取引事例価格をイと同様の格差修正した額（使用可能な契約又は期間更新の日 基準年1月1日～12月31日）
- ・ 第二年度の基準地の単価は、基準年度の基準地の単価を第二年の1月1日現在で時点修正した額（使用可能な契約又は期間更新の日 第二年1月1日～12月31日）
- ・ 第三年度の基準地の単価は、第二年度の基準地の単価を第三年の1月1日現在で時点修正した額（使用可能な契約又は期間更新の日 第三年1月1日～12月31日）

ただし、森林管理署等が管轄する区域内に、(イ)に規定する基準地が含まれる場合には、取引事例がある場合の基準地の使用可能な契約又は期間更新の日を(イ)に定めるものと同様にすることができる。

この時点修正は、一般財団法人日本不動産研究所の「山林素地及び山元立木価格調」又は民間精通者の意見等により行うものとする。

(イ) 取引事例がない場合

- ・ 基準年度の基準地の単価は、相続税課税評価額相当額の額（固定資産税評価額相当額の単価に倍率を乗じて得た額）（使用可能な契約又は期間更新の日 基準年9月1日～第二年8月31日）
- ・ 第二年度の基準地の単価は、基準年度の基準地の単価を第二年の1月1日現在で時点修正した額（使用可能な契約又は期間更新の日 第二年9月1日～第三年8月31日）
- ・ 第三年度の基準地の単価は、第二年度の基準地の単価を第三年の1月1日現在で時点修正した額（使用可能な契約又は期間更新の日 第三年9月1日～次回基準年8月31日）

ただし、国税局の定める倍率がない雑種地の基準地の単価は、山林に係る固定資産税評価額相当額の単価に森林管理局長の承認を受けて雑種地に係る取引事例又は民間精通者の意見等を考慮して定める倍率を乗じて得た額とする。

この時点修正は、一般財団法人日本不動産研究所の「山林素地及び山元立木価格調」、民間精通者の意見又は、当該市町村の意見等によるものとし、基準年4月1日～8月31日までは、前年の基準地の単価を使用するものとする。

(10) 貸付料等の算定方法に係る林野庁長官の特例承認

森林管理署長等は、前(1)から(9)号に掲げる貸付料等の算定方法の規定により難い特別の事情があると認められる場合にあつて、当該国有林野の貸付料等の算定方法として適当と認められる方法について森林管理局長を経由して林野庁長官の承認を受けたときは、当該方法により算定した貸付料等によることができるものとする。

7 貸付料等の算定に関する留意事項

- (1) 貸付料等基礎額が、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）の額を下回る場合であつて、その原因が一定地域の民間実例等の実情に照らして低廉な貸付料等にあるときは、6の(1)のウに準じて貸付料等基礎額を修正するものとする。

なお、算定した貸付料等が市町村交付金の額を下回るときは、従前の貸付料等を市町村交付金の額と読み替えて算定するものとする。ただし、修正した貸付料等基礎額が市町村交付金の額を下回る場合にあっては、修正した貸付料等基礎額をもって、各年次の貸付料等とする。

- (2) 土地の貸付等に係る期間が1月に満たない場合は、当該貸付料等に消費税相当額を加えるものとする。

8 貸付料等の減額等

(1) 貸付料等の減額の基準

ア 規程第28条第1項の「林野庁長官が別に定める額」は、次のとおりとする。

(ア) 法第8条の2第1項第1号から第3号まで及び令第5条第4号から第6号までに掲げる施設の用に供する場合に減額するときは、5により算定される額（以下「基準額」という。）の3割に相当する額

(イ) (ア)に規定する施設以外の施設の用に供する場合に減額するときは、基準額の5割に相当する額

ただし、国有財産特別措置法第3条第1項各号に掲げる施設の用に供するときは、「国有財産特別措置法の規定により普通財産を減額譲渡又は貸付する場合の取扱いについて」(昭和49年1月31日付け49林野管第39号林野庁長官通知)に準じて減額するものとする。

イ 規程第28条第2項の「林野庁長官が別に定める額」は、基準額の5割に相当する額とする。

(2) 貸付料等の減免に係る所得額

ア 規則第17条の4第2号の「通常の年度における申請者の所得額」は、通常の年度にない著しい所得の増減のあった年度を除いた最近3カ年の平均所得額とする。

なお、この場合における所得額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第1項の総所得金額又は法人税法第21条の所得の金額をいうものとする。

イ 規程第31条の規定により貸付料等を減免する場合において、借受者又は使用者が複数であるときは、それぞれの者の通常の年における所得額を平均した額及び減少見積額を平均した額を用いるものとする。

(3) 使用収益中の財産が、風水害その他借受人等の責に帰することができない事由により被害を受けた場合には、次により処理することができる。

ア 冠水等のため財産の利用が不可能と認められる期間が生じた場合には、当該期間を貸付料等算定期間に含めないことができる。

イ 被害により一部滅失又は毀損した場合には、当該滅失又は毀損した割合（以下「損害率」という。）に応じ、原状回復するまでの間貸付料等を減免することができる。

なお、損害率の算定に当たっては、相手方からの事情聴取、現地調査を行う等、実情を十分斟酌すること。

ウ ア及びイの措置は、原則として相手方の申請に基づき行うものとし、アの不算入期間又はイの損害率の算定に当たっては、相手方から被害状況が判明する資料等を提出させ、又は必要に応じて実地調査を行う等により実情を踏まえ、慎重に処理するものとする。

エ ア又はイの措置を講ずる場合において、被害時以後の期間に係る貸付料等が既に納付済であるときは、還付するものとする。

9 貸付料等の改定及び契約更新の場合の調整

- (1) 貸付料等の改定を行う場合には、別紙様式25により改定後の貸付料等の年額（分割納入を認める場合にあっては、分割回数、各回の分納額及び各回の納付期限）を改定時の10日前までに到達するように契約の相手方に通知し、併せて歳入徴収官に債権発生を通知を行うものとする。

(2) 契約更新の場合の調整

契約を更新する場合は、次に掲げる額を新たな貸付料等とする。

ア 貸付料等基礎額が、従前の貸付料等を上回っている場合

(ア) 第一年次 従前の貸付料等×1.20と貸付料等基礎額のいずれか低い方の額

(イ) 第二年次 第一年次と同額

(ウ) 第三年次 第二年次と同額

イ 貸付料等基礎額が、従前の貸付料等を下回っている場合

- (7) 第一年次 従前の貸付料等×0.8 と貸付料等基礎額のいずれか高い方の額
- (イ) 第二年次 第一年次と同額
- (ウ) 第三年次 第一年次と同額
- ウ 貸付料等基礎額が、従前の貸付料等と同額の場合
貸付料等基礎額をもって、各年次の貸付料等とする。

10 貸付料等及び貸付料等計算過程の端数処理

(1) 貸付料等の端数処理

貸付料等の年額を算定する場合において、その額に 100 円未満の端数を生じた場合には、6 の (4) 及び (5) の場合を除き、その端数金額を切り上げるものとする。

なお、貸付け又は使用の期間が 1 年に満たない場合にあっては、その期間の日数に応じて貸付料等の年額を日割りした額を当該期間に係る貸付料等とし、その額に円未満の端数を生じた場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。

ただし、消費税相当額は、上記貸付料等に消費税率を乗じて求めるものとし、その額に円未満の端数を生じた場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 貸付料等計算過程の端数処理

ア 価格計算

貸付料等を算定するまでの計算過程において、貸付料等計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合においては、その端数を切り上げ円の単位にとどめる。

イ 数量単位当たりの価格

数量単位当たりの価格は、その額が 10 万円を超えるものは、1,000 円未満の端数を四捨五入の上、1,000 円単位にとどめることとし、その額が 1 万円を超え 10 万円未満のものは、100 円未満の端数を四捨五入の上、100 円の単位にとどめ、1 万円未満のものは、10 円未満の端数を四捨五入の上、10 円単位にとどめる。

ウ 評価単位当たりの価格

評価単位当たりの価格は、その額が 10 億円を超えるものは、100 万円未満の端数を四捨五入のうえ、100 万円の単位にとどめることとし、その額が 10 万円を超え 10 億円未満のものは、上位 4 位以下の端数を四捨五入の上、上位 3 位にとどめ、10 万円未満のものは、1,000 円未満を四捨五入の上、1,000 円の単位にとどめる。

なお、評価価格が 500 円未満のものは、1,000 円とし、マイナスとなるもので絶対値が 1,000 円未満のものは切り捨てる。

エ 数量単位は、次のとおりとする。

- (7) 宅地、宅地見込地、雑種地及び雑種地見込地 1 平方メートル

(ただし、数量単位当たりの価格が安価であるなどこれによりがたい場合は、数量単位を千平方メートルとすることができる。)

- (イ) 農地、林地、原野、牧場及び農地見込地 千平方メートル

(3) 修正率等の端数処理

各種の修正率又は指数は、その修正率又は指数について、小数点 4 位以下の端数を四捨五入の上、小数点 3 位にとどめる。

なお、格差修正率を求める場合の格差率については、小数点 2 位にとどめる。

11 貸付料等の最低額

貸付料等の最低額は、規程第 29 条の規定により 3,000 円とする。

なお、規程第 29 条ただし書の「特別の事情がある場合」は、6 の (4) の「電気通信事業の用に供するための国有林野等の使用に関する協定について」及び 6 の (5) の「架空電線路の用に供するための国有林野等の使用に関する協定の実施について」により貸付料等を算定する場合とする。

12 貸付契約書又は使用契約書

国有林野を貸し付け又は使用させる場合は、当該国有林野の現地の状況を踏まえ、第 3 の 1 の (1) により提出された申請書について、第 2 の 6 に規定する審査基準により審査を行うとともに、別紙様式 2 及び別紙様式 4 を標準とし、特に次の事項に留意の上、契約書を作成するものとする。

- (1) 規程第 30 条に規定する特約条項のうち、同条第 1 号の規定による収去期限は、原則として貸付け又は使用の期間内の期日を指定するものとする。
 - (2) 鉱業用地として貸し付け又は使用させる場合においては、捨石、鉱さい又は沈でん物のたい積場に捨石、鉱さい又は沈でん物をたい積しようとするときは、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成 16 年経済産業省令第 97 号）に規定された技術基準に適合しなければならない旨を特約しなければならない。
 - (3) 林間放牧の用に供するため国有林野を使用させる場合は、次に掲げる事項を特約しなければならない。
 - ア 使用者は、放牧開始前に放牧計画書を森林管理署長等に提出しなければならないこと。
 - イ 森林管理署長等が当該林野の施業のため必要があると認めて使用者に家畜の撤収を指示した場合には、使用者はその指示に従わなければならないこと。
 - ウ 使用者は、家畜の放牧により立木の被害（群状に発生して復旧措置を必要とする程度のものをいう。）が発生した場合には、速やかに森林管理署長等に被害状況を届け出て、その指示に従わなければならないこと。
 - (4) 貸付料等に消費税が含まれる場合には、当該消費税相当額及び消費税率を明記するとともに、森林管理署長等の氏名の下に適格請求書発行事業者の登録番号 T8000012050001 を明記するものとする。
 - (5) 21 に基づき担保の徴求を行う場合には、次に掲げる事項を特約するものとする。
 - ア 借受者は、契約から生じる債務の担保として、契約締結と同時に、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）に基づき、森林管理署長等の指示するところにより、契約書に定める貸付料の年額に相当する額以上の担保を提供すること。
 - イ 森林管理署長等が担保価値が減少したことを認めて、借受者に対して増担保又は代わりの担保の提供を請求したときは、遅滞なく増担保又は代わりの担保を提供すること。
 - ウ 森林管理署長等は、借受者が契約から生じる全ての債務を完済したとき又は担保処分により残額が生じたときは、遅滞なく担保を返還すること。
- 13 貸付料等の納付
- 貸付料等は、前納を原則とする。
- ただし、契約期間が 6 ヶ月以上にわたるものについては、相手方と協議のうえ、適宜分割回数を設定し、分割納付させることができ、分割納付させるものにあつては、前納によらず定期の納付とする。
- なお、一回の納付額は 1,000 円以上とする。
- 14 物件の引渡し
- (1) 分割して納付する場合
- 規程第 30 条第 6 号に規定する納付であった場合は、同条第 6 号の 2 ただし書きの規定により、契約期間の初日に当該国有林野を借受者に引き渡したものとする。
- (2) 一括して納付する場合
- 契約期間が 6 ヶ月未満の場合、又は貸付料等を一括して納付する場合にあつては、規程第 30 条第 6 号の 2 本文の規定により、契約期間の開始後においても、貸付料等を納付するまでは当該国有林野を引き渡さず、又は使用させないこと。
- 15 貸付結果の公表
- (1) 貸付結果を公表する財産
- 公共随契（予決令第 99 条第 9 号及び第 21 号による随意契約をいう。）により新規に貸付けした財産
- (2) 公表時期、公表内容及び公表方法
- 契約済財産（新規貸付に係る契約済財産に限る。）について、契約により確定した情報を、契約後原則として 1 ヶ月以内に各森林管理局のホームページにおいて別紙様式 24 により公表することとする。なお、別紙様式 24 に掲げる情報のほか、森林管理局長が公表することを適当と認める情報を追加で公表することを妨げるものではない。

16 違約金の算定等

用途指定違反等に係る違約金の額は、次により算定するものとする。また、別紙様式 2 の第 21 条第 2 項に規定する場合における違約金の額は、同項の規定に基づき、当該違反が生じた際に次により算定し、借受者に通知するものとする。

- (1) 別紙様式 2 の第 21 条第 1 項第 1 号、別紙様式 4 の第 17 条第 1 項第 1 号、別紙様式 16 の第 23 条第 1 項第 1 号及び別紙様式 17 の第 21 条第 1 項第 1 号に該当する場合は、契約時等における当該土地の時価の 1 割に相当する額とする。

なお、有償で貸付等を行っている場合の違約金の額は、「貸付料等年額の 2 倍」とすることができる。

- (2) 別紙様式 2 の第 21 条第 1 項第 2 号、別紙様式 4 の第 17 条第 1 項第 2 号、別紙様式 16 の第 23 条第 1 項第 2 号及び別紙様式 17 の第 21 条第 1 項第 2 号に該当するときは、契約時等における当該土地の時価の 3 割に相当する額とする。

なお、有償で貸付等を行っている場合の違約金の額は、「貸付料等年額の 6 倍」とすることができる。

- (3) 違約金の最低額は 10,000 円とする。

17 借地権利金、増改築承諾料及び名義書換承諾料

国有林野の貸付けに係る借地権利金、増改築承諾料及び名義書換承諾料の取扱いは、「国有林野等の貸付けに伴う借地権利金等の取扱いについて」（昭和 58 年 8 月 25 日付け 58 林野管第 105 号林野庁長官通知）によるものとする。

18 貸付地等の災害防止

- (1) 貸付け又は使用に当たっての配慮

道路、鉄道、宿泊施設その他多数の者の利用する施設の用に供するための用地及び住宅、ダム、鉱業用地として国有林野を貸し付け又は使用させようとするときは、貸付け又は使用に伴う土地の形状変更により、災害が発生するおそれがないかどうかを確認するため、当該国有林野及びその周辺の地形、地質、植生等について十分調査するとともに、必要に応じ、防災に関し地方公共団体、学識経験者等の意見を聴くものとする。

- (2) 貸付地又は使用地の点検

貸付地又は使用地及びその周辺の土地について必要に応じ災害防止のための点検を行い、点検の結果是正措置の必要があると認められるものについては、災害防止の措置を講ずるよう借受者又は使用者を指導するものとする。

- (3) 貸付地等利用者の安全確保

貸付地若しくは使用地又はこれらの土地に設置する施設を第三者の利用に供する場合にあつては、借受者又は使用者に対してその利用者の安全を確保するため必要な措置を講ずる義務を課する旨を、また、当該利用者が損害を被ったときには、その賠償のすべての責を借受者又は使用者が負うべき旨を、あらかじめ契約による貸付け又は使用に当たっての条件として付しておくものとする。

19 貸付地等の返還

貸付地等は、借受者等に対し、契約期間の満了までに当該地に附属させた物件の取去等の原状回復（森林管理署長等がその必要がないと認めた場合を除く。）をさせるとともに、貸付地等の保全及び災害の防止のための緑化植栽等を行わせ、その実施状況を確認の上、良好と認められる場合に返還を受けるものとする。

ただし、貸付地等の面積規模及びその形質変更の程度等から、形質変更行為に起因して土砂の崩壊、又は流出等の災害及び国の所有に属する立木等への被害の発生状況並びに緑化植栽木等の活着及び生育状況についての経過観察が必要であると認める場合は、その経過観察に関する協定（協定期間は、原則として貸付地又は使用地の返還後、3 年間とする。）を借受者又は使用者と協議の上、別紙様式 26 を標準例として締結し、返還を受けるものとする。

なお、関係行政庁の許認可を受けた際に、跡地の原状回復、保全等について条件が付されている

場合にあっては、当該条件が遵守されていることを証する当該関係行政庁の書面を提出させた後に返還を受けるものとする。

20 無権原使用に対する損害賠償の請求

森林管理署長等は、貸付期間が満了したにもかかわらず、借受者が19に定める原状回復を履行することなく当該用地の占有を継続している場合には、原則として、貸付期間が満了した日の翌日以降1年ごとの無権原使用の期間に対応する貸付料相当額に規程第70条に定める利率で計算した利息相当額及びその他の損害がある場合にはその額を加算した金額を当該借受者に請求するものとする。

21 担保の徴求等

森林管理署長等は、第2の6で定める基準により、申請人の信用、能力、資産等を審査した結果又は借受者が貸付地に附属させた物件の収去の費用等を勘案し、必要と判断したときは、担保の提供又は保証人の保証を求めることができるものとする。なお、担保の提供を求めるときは、第5の2により行い、保証人の保証を求めるときは、別紙様式13-1により、別途連帯保証契約を締結することとする。

22 借受者等の変更

森林管理署長等は、以下の場合には、これを証する書類を添えて別紙様式27により遅滞なく届け出させるものとする。

- ① 申請者、契約者、代表者又は代理人に、その氏名若しくは名称又は住所の変更があった場合
- ② 申請者又は契約者が代表者若しくは代理人を変更し、又はその権限を変更した場合
- ③ 契約者が死亡した場合
- ④ 法人が合併した場合
- ⑤ 法人の代表者を変更した場合又は法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）

第4 財産法に基づく許可による使用

1 使用許可の付与

国有林野を第2の3の(1)のただし書の規定に基づき許可により使用させる場合にあっては、その手続等について、第3に基づく契約による貸付け又は使用に関する規定によるほか、次により行うものとする。

(1) 使用許可の申請

森林管理署長等は、第2の3の(1)のただし書の規定に基づき許可により使用させる国有林野について使用を希望する者があるときは、第3の1の(1)に規定する書類を添付の上、別紙様式5の申請書を原則として1部提出させるものとする。

(2) 審査基準の設定及び公表

ア 第2の6で定める基準をもって、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に規定する審査基準とする。

なお、レクリエーションの森施設の用に供する場合は、次の事項についても審査するものとする。

(ア) 使用許可施設が当該国有林野に係るレクリエーションの森管理経営方針書に適合するものであること。

(イ) 利用者に対する良質なサービスの提供が確実に行われること。

(ウ) 使用許可施設が周囲の環境及び景観に適合したものであること。

イ 審査基準の公表は、行政手続法第5条第3項の規定により、申請をしようとする者又は申請をした者（以下「申請者等」という。）の求めがあったときに提示することにより行うものとする。

(3) 標準処理期間

行政手続法第6条に規定にする標準処理期間は2ヶ月以内（法令に基づく他の許認可等に要する期間を除く。）とする。

(4) 申請に対する審査、応答

森林管理署長等は、行政手続法第7条の規定により、申請が到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。申請に形式的な不備があれば、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は申請により求められた使用許可を拒否しなければならない。

(5) 不許可処分の理由の提示

森林管理署長等は、申請により求められた使用許可について、不許可処分をする場合には、行政手続法第8条の規定により、書面で理由を提示しなければならない。

なお、不許可処分が、本通知で定める基準に適合しないために行われる場合にあっては、同条第1項ただし書の規定により、これらの基準を示すことによって理由の提示に代えることができるものとする。

(6) 情報の提供

森林管理署長等は、行政手続法第9条第1項の規定により、申請をした者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

また、森林管理署長等は、同法第9条第2項の規定により、申請者等の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(7) 使用許可書

国有林野の使用を許可する場合は、当該国有林野の現地の状況を踏まえ、(1)により提出された申請書について、第2の6に規定する審査基準により審査を行うとともに、別紙様式6又は7を標準として許可書を作成するものとする。

(8) 優先順位

ア レクリエーションの森施設の用に供する場合の(4)の審査の結果、使用を許可し得る者が2以上となるときは、次の順位により相手方を決定するものとする。

(ア) 政府関係機関、特殊法人（総務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第15号の審査の対象となる法人で、政府関係機関を除く。）のうち、国、政府関係機関又は地方公共団体が全額出資しているもの、地方公共団体（特別地方公共団体を含む。）、特別の法律に基づいて設立された地方公営企業、地方公社等又はこれらが全額若しくは一部を出資している法人

(イ) 類似の事業に実績を有する者

(ロ) (ア) 及び (イ) に掲げる以外のもの

イ アに規定する順位が同順位である場合においては、次に掲げる事項を総合的に勘案して相手方を決定するものとする。

(ア) 施設計画及び事業計画の内容、経営能力、実績等から判断される利用者に対して提供されるべきサービスの優劣、並びに自然環境の保全・形成、風致の保存等に対する配慮の程度

(イ) 地元市町村との調整の程度

(ロ) 国有林野の経営及び事業の行われる地域における関連事業者との協調の程度

(ハ) 当該国有林野に対する縁故の有無

(9) 担保の徴求等

レクリエーションの森施設の用に供する場合の担保の提供又は保証人の保証については、第3の21の規定によるものとする。この場合において、「別紙様式13-1」とあるのは「別紙様式13-2」と読み替えるものとする。

(10) 使用者の住所等に変更があった場合の取扱い、第3の22を準用するものとする。

2 使用許可の取消し

(1) 不利益処分の基準の設定及び公表

ア 本通知で定める基準をもって、行政手続法第12条に規定する不利益処分の基準とする。

イ 不利益処分の基準の公表は、行政手続法第12条第1項の規定により、問い合わせがあったときに提示することにより行うものとする。

(2) 聴聞に関する手続及び不利益処分の理由の提示

森林管理署長等は、本通知で定める基準により、使用許可を取り消す処分をする場合には、行政手続法第13条第1項の規定により、聴聞に関する手続を執るとともに、同法第14条の規定に

より、その処分を書面で行う場合にはその理由を書面で示さなければならない。

(3) 聴聞の通知

森林管理署長等は、聴聞を行うに当たって、当該処分の名あて人となるべき者に対し、通知をする際には、聴聞を行うべき期日までに3カ月以上の期間をおいてするよう努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合には、この限りではない。

3 教 示

本通知で定める基準により、使用許可の付与又は使用許可の取消し等の行政処分をする場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に定める教示をするものとする。ただし、使用許可の更新に対して、同一物件の同一条件による使用を許可する場合で、前回の許可の際に教示をしているときはこの限りでない。

第5 財産法に基づく契約による貸付け

国有林野を第2の3の(3)の規定に基づきレクリエーションの森施設の用に供するため貸し付ける場合は、以下により取り扱うものとし、貸付けの相手方が堅固な建物（居住の用に供するものを除く。以下同じ。）の所有を目的とする場合は借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する借地権の設定契約（以下「事業用借地契約」という。）その他の場合は民法第601条に基づく借地借家法の適用のない賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）によるものとする。

1 貸付けの要件

森林管理署長等は、次の要件をすべて満たす場合に限り、財産法第18条第2項第1号の規定に基づき、国有林野を貸し付けることができるものとする。

- (1) 当該貸付地が国有財産法施行令（昭和23年政令第246号。以下「財産法施行令」という。）第12条の2に定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物である鉄骨造、コンクリート造、石造、れんが造その他これらに類する構造の土地に定着する工作物の敷地の用に供される場合であること。

また、次の工作物については、「これらに類する構造の土地に定着する工作物」として取り扱うことができるものとする。

ア 外形上は木造であっても、基礎又は主要構造物に鉄骨や鉄筋コンクリートを使用している場合など。

イ コンクリート敷、アスファルト敷、れんが敷又はこれに準ずる舗床。

- (2) 4の審査基準に照らし貸し付けることが適当と判断される場合であること。
- (3) 2に定める森林管理局長の担保徴求に応じた場合であること。
- (4) 随意契約により契約するときにあつては、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）を踏まえ厳正に審査の上、予決令第99条の規定に基づき随意契約によらざるを得ない場合と認められる場合であること。

2 担保の徴求

貸付料の不払い、原状回復不履行などに備えて、国の債権の管理等に関する法律に基づき、原則、次のとおり担保を徴するものとする。

- (1) 被担保債権の範囲

被担保債権の範囲は、貸付契約から生じる一切の債権（貸付料、損害賠償金などを含む。）とするものとする。

- (2) 担保の種類及び価額

担保の種類は、原則、換価処分が容易でかつ担保価格の変動が比較的少ない国債とし、担保価額は、近傍での民間取引慣行に準じた価格とするが、事業用借地契約においては、賃料の12月相当額とすることを原則とする。

- (3) 担保の徴求手続等

国債を担保として提供させる場合には、債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）第26条に定めるところにより、手続を行うものとする。

- (4) 増担保及び担保の解除
提出された担保が、上記(2)の担保価額を担保するのに十分であると認められないときは、増担保を提供させるものとする。
また、貸付期間が満了し原状回復を済ませたときは、遅滞なく担保解除の手続をとるものとする。
- 3 貸付けの申請
当該貸付けの申請の手続については、上記第3の1の規定を準用するものとする。
この場合にあつては、同1中「別紙様式1」とあるのは「別紙様式14」と読み替えるものとする。
- 4 審査基準
審査基準は、第4の1の(2)の規定を準用するものとする。
この場合にあつては、同(2)中「使用許可」とあるのは「財産法第18条第2項第1号に基づく契約による貸付け」と読み替えるものとする。
- 5 優先順位
随意契約により契約する場合であつて、4の審査の結果、貸付けを行い得る者が2以上となるとき
の優先順位については、第4の1の(8)の規定を準用するものとする。
この場合にあつては、同(8)中「使用許可」とあるのは「財産法第18条第2項第1号に基づく契約による貸付け」と読み替えるものとする。
- 6 貸付けに係る森林管理局長の承認
貸付けに係る森林管理局長の承認は、第3の2の規定を準用するものとする。
- 7 貸付けの期間
貸付けの期間は、10年とするものとする。
- 8 期間満了時の再契約
期間満了に当たり契約の相手方が引き続き貸付けを希望する場合には、再契約によることとし、新規の契約と同様の手続によるものとする。この場合、前契約の期間満了に伴う貸付地の原状回復は要しないものとする。ことができるものとする。
なお、貸付契約では、賃借権の登記は認めないこととし、事業用借地契約を除く貸付契約では、民法第618条の解約権を留保するものとする。
- 9 貸付料の算定等
(1) 貸付料の算定は、上記第3の規定を準用するものとする。
(2) (1)により算定した貸付料は、原則として3年間適用するものとし、当該適用期間の満了に伴い貸付料を改定する場合には、第3の9の(2)の規定を準用して調整することができるものとする。
この場合にあつては、同項中「契約更新」とあるのは「貸付料改定」と、「契約を更新」とあるのは「貸付料を改定」と、「貸付料等」とあるのは「貸付料」とそれぞれ読み替えるものとする。
(3) (2)により貸付料を改定する場合には、別紙様式15により改定後の貸付料の年額（分割納入を認める場合にあつては、分割回数、各回の分納額及び各回の納付期限）を改定時の10日前までに到達するように契約の相手方に通知し、併せて歳入徴収官に債権発生のお知らせを行うものとする。
(4) 貸付料の端数処理及び最低額については、第3の10及び11の規定を準用するものとする。
- 10 貸付契約書
森林管理署長等は、3により提出された申請書について、当該国有林野の現地の状況を踏まえ4により審査した結果、当該国有林野を貸し付けるときは、次に定める様式を標準として契約書又は囑託書を作成するものとする。
(1) 建物の敷地の用に供する場合 別紙様式16
(2) 建物以外の工作物の敷地の用に供する場合 別紙様式17

- 11 違約金の算定等
用途指定違反等に係る違約金の額等については、第3の16の規定を準用するものとする。
- 12 借地権利金、増改築承諾料及び名義書換承諾料
貸付けに係る借地権利金、増改築承諾料及び名義書換承諾料の取扱いは、「国有林野等の貸付けに伴う借地権利金等の取扱いについて」(昭和58年8月25日付け58林野管第105号林野庁長官通知)によるものとし、借地権利金等の価額は、当分の間、当該通知の算定方法を踏まえ、民間精通者の意見等を徴して決定するものとする。
- 13 貸付地の災害防止等
貸付地の災害防止、安全確保の措置及び貸付地の返還に当たっての手續等については、第3の18及び19の規定を準用するものとする。
- 14 使用許可からの切替え
森林管理署長等は、既に使用許可している国有林野のうち1に掲げる要件をすべて満たし、財産法に基づく契約による貸付けへ切り替えることが適当と認められる場合にあっては、許可期間の満了時に財産法に基づく契約による貸付けに移行させる等、円滑な事業実施に努めるものとする。
なお、この場合、貸付けに移行させる国有林野は、当該建物その他の土地に定着する工作物の敷地(建物その他の土地に定着する工作物と一体として捉えるべき範囲の敷地)の用に供する国有林野に限るものとする。
- 15 借受者等の変更
借受者等の住所等に変更があった場合の取扱いは、第3の22を準用するものとする。

第6 財産法に基づく使用承認

- 1 使用承認の対象
国有林野を各省各庁の長に財産法第14条第6号の規定に基づき承認により使用させるときは、原則として次に掲げる場合とし、特段の定めがある場合を除き、国有林野を貸し付け又は使用させる場合の規定を準用するものとする。
 - (1) 各省各庁の部局等(以下「部局」という。)の事務又は事業の遂行上、所管換又は所属替の手續前に国有林野を使用させる必要があると認められる場合
 - (2) 部局の事務又は事業の遂行上、臨時に一定期間に限って国有林野を使用させる必要があると認められる場合
 - (3) 部局の事務又は事業の遂行上、僅少な面積の国有林野を使用させる必要があり、所管換又は所属替を行うことが適当でないと認められる場合
- 2 使用承認の申請
森林管理署長等は、前項に該当する場合においては、部局に、関係書類を添付の上、別紙様式8の申請書を原則として1部提出させるものとする。
- 3 使用承認書
国有林野の使用を承認する場合は、当該国有林野の現地の状況を踏まえ、前項により提出された申請書について第2の6に規定する審査基準により審査を行うとともに、別紙様式9を標準として承認書を作成するものとし、別紙様式10の「国有林野使用承認承諾書」を提出させるものとする。

第7 分収造林

- 1 分収造林契約締結についての方針
分収造林契約の締結は、国有林野の管理経営との調整を図り、当該土地の立地条件、地域の社会

的経済的要請、林業がその他の産業構造に占める地位等を勘案し積極的に行うものとする。

2 収益分収の割合

- (1) 分収造林契約における国と造林者の収益分収の割合は、次の場合を除き、国 100 分の 30、造林者 100 分の 70（北海道にあっては、国 100 分の 20、造林者 100 分の 80）を標準として定めるものとする。
 - ア 次に掲げる分収造林契約における国と造林者の収益分収の割合は、国 100 分の 20、造林者 100 分の 80（北海道にあっては、国 100 分の 10、造林者 100 分の 90）とする。
 - (ア) 国有林野の活用に関する法律（昭和 46 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項第 3 号に基づき締結する分収造林契約
 - (イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項の山村振興計画に基づき締結する分収造林契約
 - (ロ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の過疎地域持続的発展市町村計画に基づき締結する分収造林契約
 - (ハ) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の市町村森林整備計画に基づき締結する分収造林契約
 - (ニ) 学校における緑化活動について（昭和 35 年 4 月 12 日付け 35 林野政第 2154 号林野庁長官通知）に基づき締結する分収造林契約
 - (ホ) 分収造林契約における複層林等の推進について（令和 5 年 2 月 3 日付け 4 林国業第 221 号林野庁長官通知）に基づき締結する分収造林契約
 - イ うるし、きり、その他の特用樹等の分収造林契約を締結する場合における収益分収の割合は森林管理局長が規則第 35 条及び規程第 52 条の規定に従い定めるものとする。
- (2) 薪炭共用林野契約を解約して、当該契約に係る共用者の全部又は一部を造林者として締結する分収造林契約については、(1) 又は他の通知に基づいて算定される造林者の収益分収の割合に 100 分の 5 を加えたもの（ただし、造林者の収益分収の割合が 100 分の 85、北海道にあっては 100 分の 90 を超えてはならない。）とする。

3 契約締結面積の限度

- (1) 規程第 49 条ただし書の「林野庁長官が別に定める場合」とは、次に掲げる場合とする。
 - ア 地方公共団体が地元住民の就業改善又は林業知識の普及を図るため分収造林契約を締結する場合
 - イ 良好に管理経営され、かつ、今後も良好な管理経営が見込まれる分収造林契約を更新する場合
 - ウ 薪炭共用林野を分収造林契約の目的たる国有林野（以下「分収林」という。）に切り替える場合
 - エ その他国有林野の管理経営、地域の振興のために、森林管理局長が必要と認めた場合
- (2) 規程第 49 条の「一造林者につき 100 ヘクタール」には、単に新規の申請に係る分収林の面積だけでなく当該申請者に係る既契約分収林の面積をも含めるものとする。

また、当該林野の所在する一定の区域に住所を有する者の組織する団体の構成員のために、市町村等を相手方として契約を締結している場合には、当該団体を一造林者とみなすものとする。

4 設定順位の特例

規程第 50 条第 2 項の「林野庁長官が別に定める者」とは、樹木採取権の行使により樹木が採取された採取跡地に係る樹木採取権者又は樹木採取権者であった者（当該者との当該樹木採取権に係る契約において分収造林契約を締結しないとされている場合における当該者を除く。）とする。

5 契約締結の承認

- (1) 規程第 51 条ただし書の「林野庁長官が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。
 - ア 都道府県及び市町村
 - イ 一般社団法人又は一般財団法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）

- ウ 林業、木材、パルプ、木製品製造業及び漆器製造業を営む者が組織する団体
- エ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の第 1 条に規定する大学、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校及び法人格を有する同窓会
- オ 分収造林契約を結ぼうとする国有林野の所在する都道府県において、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項の規定により公表されている者
- カ 良好に管理経営されており、かつ、今後も良好な管理経営が見込まれる分収林で契約の更新及び延長に係るものの相手方
- キ 林業知識の普及、緑化意識の高揚、林業の実習又は地域材利用の促進のため分収造林契約を希望する場合で、森林管理局長が当該分収造林契約の相手方として適当と認めた者

- (2) 分収造林契約を行う場合には、造林者からの申請書に別紙様式 21 の「暴力団排除に関する誓約事項」を添付させるとともにこの事項の 1 に掲げるものに該当するか否か確認する必要があるときは、第 3 の 1 の (4) に基づき実施すること。

6 契約書

分収造林契約書は、別紙様式 11 を標準として作成すること。

7 契約延長する場合の取扱い

分収造林契約の延長については、公益的機能の維持増進を図る観点から、良好に管理経営され、かつ、今後も良好な管理経営が見込まれるものについては、これを認めるものとする。

8 契約更新する場合の取扱い

分収造林契約の更新については、契約締結箇所を変更する必要がある等特別の事由のあるものを除き、良好に管理経営され、かつ、今後も良好な管理経営が見込まれるものについては、これを認めるものとする。なお、記念分収造林等特定の目的のために契約締結されたもので、その目的を達成したものについては、記念分収造林等としての更新をしないこととし、新規の分収造林契約として取り扱うものとする。

9 分収林経営に当たっての留意事項

分収林の経営に当たっては、造林者の地位を尊重しつつ、造林者の要望に応じ、適切な技術の指導、林業の新知識の紹介等を行うとともに、間伐の実施、分収造林契約に基づき植栽した樹木（以下「分収木」という。）の売払い又は伐期の変更等に関する事項については、造林者の意向に沿うよう必要な配慮を行うものとする。

10 持分の処分の許可

法第 15 条の規定による造林者の持分の処分の許可申請があったときは、次の事項に留意の上、措置すること。

- (1) 学校分収造林、記念分収造林等特定の目的のために締結された分収造林契約については、原則としてこれを認めないものとする。
- (2) 国有林野の活用に関する法律第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる国有林野の活用により締結した分収造林契約については、次に掲げる場合に限り、これを認めることができるものとする。
 - ア 生産森林組合等の法人が譲り受けようとする場合には、その者が国有林野の活用に関する法律施行規則（昭和 46 年農林省令第 61 号）第 5 条に定める国有林野の活用の相手方としての要件を満たしていること。
 - イ 法人でない団体が譲り受けようとする場合には、その団体が国有林野の活用に関する法律施行規則第 5 条及び「国有林野の活用に関する法律の施行について」（昭和 46 年 8 月 20 日付け 46 林野管第 427 号農林事務次官通知）第 2 の 2 の (1) に定める国有林野の活用の相手方としての要件を満たしていること。
 - ウ 国有林野の活用に関する法律施行規則第 5 条第 4 号の団体の構成員相互間における持分の譲渡については、一部の者に持分が不当に集中することなく、かつ、小規模林業経営の規模の拡大に資すると認められるものであること。

- (3) (1) 及び (2) 以外の分収造林契約については、譲り受けようとする者が造林、保育等の義務を確実に遂行すると認められる場合に限り、これを認めることができるものとする。

11 持分の買受け

- (1) 森林管理局長は、次に掲げる要件アに該当し、かつ、イ又はウのいずれかに該当する分収林について、当該分収林に係る造林者の同意を得て、その持分を買い受けることができるものとする。
- ア 当該分収林に係る分収造林契約に定める伐採の時期が到来していること。
- イ 次に掲げる要件の全てに該当すること。
- (ア) 森林の有する公益的機能の維持増進を図るため当該分収林に係る分収木を保存する必要があるものとして別に定める要件に該当すること。
- (イ) 規則第 36 条第 1 項ただし書の方法による収益分収を行うことが適当でないものとして別に定める要件に該当すること。
- ウ 当該分収林に係る分収造林契約の継続が困難であり、契約の目的を達する見込みがないものとして別に定める要件に該当すること。
- (2) 森林管理局長が (1) により造林者の持分を買い受けたときは、当該買受けに係る区域について、当該造林者との間で締結された分収造林契約は終了するものとする。
- (3) (1) により森林管理局長が造林者の持分を買い受ける場合における当該造林者の持分の対価の額は、時価を基準とするものとする。
- (4) (1) から (3) までに定めるもののほか、分収造林における造林者の持分の国による買受けに関し必要な事項は、業務課長が定める。

第 8 共用林野

1 共用林野の名称及び区分

共用林野の名称及び区分は次のとおりとする。

- (1) 薪炭共用林野
法第 18 条第 1 項第 3 号に該当するもの
- (2) 放牧共用林野
法第 18 条第 1 項第 5 号に該当するもの
- (3) 普通共用林野
法第 18 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当するもの

2 共用林野の設定及び運営についての方針

共用林野の設定は次によるものとする。

- (1) 共用林野の毎年の採取又は使用の数量及び使用料は原則として契約の際これを決定するものとする。
- (2) 薪炭共用林野
- ア 既設定の薪炭共用林野のうち土地の高度利用を図る観点から分収林等に切り替えることが適当と認められるものについては、その切り替えを勧奨するものとする。
- なお、この場合、当該薪炭共用林野の一部又は共用者の一部を対象として分収林等の契約に切り替えることができる。
- イ 薪炭共用林野については、(1) にかかわらずあらかじめ毎年の採取標準量を定め、その範囲内において毎年の立木調査の結果に基づき、その都度その数量及び使用料を確定する旨の特約をして処理することができる。
- (3) 放牧共用林野
- ア 放牧共用林野の新規設定は、林間放牧として使用する場合に限る。
- イ 水呑場、牧柵、牧道等のうち軽易な施設でその使用が一時的であり、かつ、立木の伐採を伴わないものの設置については、貸付等を要することなく、放牧共用林野の設定契約に明示すれば足りるものとする。
- (4) 普通共用林野
- ア 国有林野の管理経営上支障がない限り、次に掲げる事項を森林管理署長等の承認を得た上で

行うことができる旨を契約することができる。

(ア) ナメコ等の栽培のために一定の期間根株を利用すること。

(イ) 耕うん、肥培等を行うことなく採取の対象とされている林産物を育成管理すること。

(ロ) 林産物の採取のための通路、保管施設等のうち軽易な施設でその使用が一時的であり、かつ、立木の伐採を伴わないものを設置すること。

イ 普通共用林野については、原則として特別な施業は行わないものとする。ただし、既設定のものにあっては、当該共用林野に係る契約期間中は、従前の例により処理することができるものとする。

ウ 普通共用林野の採取量及び使用料の決定については、(2) のイに準じて取り扱うことができるものとする。

3 使用料

共用林野の使用料は次のとおりとする。

- (1) 普通共用林野にあっては、採取すべき林産物につき国有林野の産物売払手続（昭和 25 年農林省訓令第 102 号）第 3 条第 1 項ただし書により評定した価額に相当する額、ただし、エネルギー源として共同の利用に供するための原木は、同項本文により評定した単価にその数量を乗じて得た価額に相当する額
- (2) 薪炭共用林野にあっては、薪炭原木につき国有林野の産物売払手続第 3 条第 1 項本文により評定した単価にその数量を乗じて得た価額に相当する額
- (3) 放牧共用林野にあっては、契約の時ににおける当該林野の時価（第 3 の 6 の（9）に準じて算定する。）の 100 分の 2 に相当する額に、次の表の左欄に掲げる立木度に応じ、同表右欄に掲げる利用率を乗じて得た額

立 木 度	利 用 率
3 以下	1.0
3 を超え 8 未満	0.5
8 以上	0.1

4 契約書

共用林野設定契約書は、別紙様式 12 を標準として作成すること。

5 契約更新の場合の調整

放牧共用林野に係る契約を更新する場合の調整は、上記第 3 の 9 によるものとする。

6 共用林野台帳

- (1) 共用林野の台帳については、次に掲げる事項を記載した台帳を作成し、森林管理署等に備え付け、森林管理局はその写しを備え付けておくものとする。
 - ア 記入番号
 - イ 共用林野の所在
 - ウ 地種区分
 - エ 共用林野面積
 - オ 期 間
 - カ 採取の対象とされている林産物の種類、数量及び採取方法又は放牧させる家畜の種類及び頭数
 - キ 使用料
 - ク 契約の相手方の氏名及び住所
 - ケ 市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする場合には、その区域及び共用者としての要件
 - コ 契約の年月日及び番号
- (2) 電磁的方法による貸付・使用管理システムにより作成された国有林野貸付使用・共用林野台帳は、前項に規定する台帳として取扱うものとする。

- (3) (1) に規定する台帳及びその写しには見取図を備えるものとする。

7 準 用

- (1) 法第 21 条の 2 で準用する法第 8 条の 4 の規定により共用林野の使用料を減免する場合には第 3 の 8 の (2) を準用する。
- (2) 第 3 の 10 の規定は、3 の (3) 及び 5 に基づき算定される使用料に準用する。
- (3) 規則第 5 条に基づく手続については、第 3 の 22 を準用する。

第 9 温 泉

1 温泉の取扱い

国有林野内において温泉を利用させる場合及び温泉ボーリングを行わせる場合の取扱いは次によるものとする。

(1) 自然にゆう出する温泉

自然にゆう出する温泉は、利用者に当該温泉を管理する施設（以下「温泉管理施設」という。）を設置させた上で分湯するものとし、当該温泉管理施設の用に供する国有林野を第 2 の 3 の (1) 又は (2) の定めるところに従い、貸し付け又は使用させるものとする。

なお、この場合、国有林野の貸付料等の算定は、通常の工作物敷と同様の算定方法によるものとする。

(2) 温泉ボーリングによりゆう出する温泉

国有林野内で温泉ボーリングを行わせる場合は、第 2 の 3 の (1) 又は (2) の定めるところに従い、次の条件を付して当該国有林野を貸し付け又は使用させるものとする。

なお、この場合の国有林野の貸付料等の算定は、通常の工作物の設置敷と同様の算定方法によるものとする。

ア 温泉は、国 3、温泉ボーリングを実施する者（以下「温泉ボーリング者」という。）7 の割合を基準とし、その地方の実例等を勘案して国及び温泉ボーリング者が協議して定める割合で利用すること。

イ 温泉ボーリング者は、温泉管理施設を設置し、維持管理を行うこと。

ウ その他森林管理署長等が必要と認める事項

2 温泉ボーリングを行う場合の手続等

(1) 温泉ボーリングを第 2 の 3 の (1) のただし書に掲げる国有林野内で行う場合

この場合には、第 2 の 3 の (1) 又は (2) の定めるところに従って、温泉ボーリングを目的とする国有林野の土地の使用を許可により処理することとなるが、この処理に当たっては、次のとおり取り扱うものとする。

ア 土地使用の許可申請書の用途欄には「温泉ボーリング用地敷」と記載させるものとし、当該申請に係る温泉ボーリングにより温泉がゆう出した後に温泉管理施設を設置するときは、あらかじめ、当該土地使用の用途を「温泉管理施設敷地」と改めるよう、当該土地使用の許可の用途の変更についての許可申請を行わせるものとする。

イ 温泉ボーリング用地敷としての国有林野の使用申請があった場合において、その内容を審査の上、使用許可をしても差し支えないと認められるときは、森林管理署長等は、あらかじめ、1 の (2) に掲げる条件につき協定を締結するものとする。

ウ イの協定が締結された場合は、温泉ボーリング用地敷として使用許可をするものとし、その許可書には次の条件を付するものとする。

(ア) 本許可に係る土地から、温泉がゆう出したときは、温泉ボーリング者は、本許可についての用途変更申請書を森林管理署長等に提出すること。

(イ) 本許可に係る土地から、温泉がゆう出したときの当該温泉の利用については、国及び温泉ボーリング者があらかじめ、協議して定めた協定に従うこと。

(2) 温泉ボーリングが第 2 の 3 の (1) のただし書 に掲げる国有林野以外の国有林野で行われる場合

この場合には、契約により取り扱うものとし、温泉ボーリングを目的とする国有林野の使用申

請があった場合において、当該申請が第2の6に規定する審査基準等に適合しているときは、通常の国有林野の貸付契約書に準じて次に掲げる事項に留意して契約書を作成するものとする。

ア 用途は、温泉ボーリング用地敷として、また、当該温泉ボーリングにより温泉がゆう出したときは、温泉管理施設敷地として貸し付けるものとする。

イ 契約期間は、いずれも原則として、3年とするものとする。温泉ボーリング用地敷としての貸付契約の期間中においても温泉がゆう出した後に温泉管理施設を設置するときは、あらかじめ当該貸付契約の用途の変更申請を行わせるものとし、用途変更後の契約期間は原則として3年とするものとする。

ウ 1の(2)に掲げる条件につき特約を付するものとする。

3 温泉の利用

2の定めるところに従い協定又は契約により国が利用することとなった温泉を、国が直接利用する必要がないと認めたときは、当該温泉を4に定めるところに準じて算定した利用料金により国以外の者に利用させるよう努めるものとする。

4 自然にゆう出する温泉の利用料金

(1) 国有林野内に自然にゆう出する温泉の利用料金については、当該温泉の近傍の民有地における温泉で温度その他の諸条件が類似し、ゆう出地における正常な取引価格が存在する場合は、当該温泉の取引価格を標準として決定する。

ただし、当該温泉の取引価格に消費税相当額が含まれていない場合には、消費税相当額を加えて決定するものとする。

(2) (1)によりがたい場合には、次のアによるものとするが、更にアによることが困難な場合はイによることができる。

ただし、最寄市場価格、施設の通常の修繕費、一般管理費その他引湯に要する通常経費及び鉱泉地の価格については消費税相当額を含まない額とする。

ア $X = Y \{ A / (1 + r) - B \} \times (1 + P)$

X・・・分湯する温泉価格

Y・・・分湯する温泉量

r・・・引湯事業における収益率とし、年率0.2を基準として、企業の危険負担の度合、当該地域の企業の経営状況、温泉の市場性等を考慮し、定める。

A・・・最寄市場価格（当該温泉と温度その他の諸条件が類似する最寄の温泉の第1次の分湯地における市場価格）

B・・・施設費その他の単位温泉量当たり経費年額とする。

ゆう出口から供給地における第1次の分湯地までの引湯に要する施設費の年償却額、施設の通常の修繕費、一般管理費その他引湯に要する通常経費の単位温泉量当たり年額の合計とする。

P・・・消費税率

イ 当該温泉を利用する鉱泉地又は当該温泉を利用する鉱泉地に類似する鉱泉地に係る固定資産税評価額相当額を時点修正して得た価格を(ア)により算定した額とする。

ただし、従前から利用させている温泉を引き続き利用させることとなる温泉に係るものについては、(イ)により算定した額とする。

(ア) $X = Y \times A / B \times 0.06 \times (1 + P)$

X・・・分湯する温泉価格

Y・・・分湯する温泉量

A・・・固定資産税評価額相当額を時点修正して得た価格

B・・・A地のゆう出量

P・・・消費税率

(イ) 従前から利用させている温泉を引き続き利用させる場合は、次により算定した額とする。

地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第341条第6号に定める基準年度の前年度の単位当たりの温泉価格に当該温泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額の前基準年度における価額に対する割合を乗じたものを基準年度の温泉価格とし、これを次期

基準年度までの間の温泉価格とする。

なお、次期基準年度までに、ゆう出量に増減が生じた場合には、当該価格を必要に応じ修正するものとする。

ただし、湯温又はゆう出量等に急激な変化を生じたことにより、当該価格の修正によることが適当でないと認められるときは、上記（ア）により新たに求める額によるものとするものとする。

$$X = Y \times (A \times B) \times (1 + P)$$

X・・・分湯する温泉価格

Y・・・分湯する温泉量（リットル）

A・・・前年度の単位（リットル）当たりの温泉価格

$$A = (\text{前年度の温泉価格} - \text{消費税}) / (\text{前年度に分湯した温泉量（リットル）})$$

B・・・当該鉱泉地の温泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額の前基準年度における価額に対する割合

P・・・消費税率

- (3) 昭和 42 年 4 月 18 日以前から貸付契約により処理してきた温泉の取扱いについては、従前の例によるものとし、貸付料は第 9 の 4 の (2) のイの (i) の規定を準用して、次により算定した額とする。

$$X = Y \times (A \times B) \times (1 + P)$$

X・・・貸付料

Y・・・貸付面積（㎡）

A・・・前年度の単位（㎡）当たりの貸付料

$$A = (\text{前年度の貸付料} - \text{消費税}) / \text{前年度の貸付面積（㎡）}$$

B・・・当該鉱泉地の温泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額の前基準年度における価額に対する割合

P・・・消費税率

5 契約更新等の場合の調整

契約又は使用許可を更新する場合の調整は、上記第 3 の 9 によるものとする。

第 10 経過措置

1 貸付又は使用の契約及び使用許可の経過措置

平成 25 年 3 月 31 日現在において現に契約又は使用許可しているものについては、当該契約又は使用許可期間中に限り、なお従前の例によるものとする。

ただし、平成 25 年 3 月 31 日現在において、第 2 の 3 の (4) のアからキに該当しない場合であって無償で貸し付け又は使用させているものについては、文書による継続的な折衝の実施を通じ有償で貸し付け又は使用させるよう努めるものとし、当該契約又は使用許可期間が過ぎた場合であっても折衝期間中は、なお従前の例によることができるものとする。

また、文書による継続的な折衝を実施した場合には、森林管理署長等は折衝で用いた文書の写し及び折衝記録（契約の相手方と文書の送付以外の方法で折衝した場合に、その内容を記録する文書）を、森林管理局長に定期的に報告し、森林管理局長は、これを取りまとめたうえで林野庁長官に報告するものとする。

2 貸付及び使用面積の経過措置

法第 7 条第 1 項 5 号に基づき貸し付け又は使用させている場合で、森林管理署の統廃合等により、同一森林管理署等の管轄区域内において同一人に対して貸し付け又は使用させている面積が 5 ヘクタールを超えることとなる場合の取扱いは、なお従前の例によるものとする。

3 森林レクリエーション事業の経過措置

平成 15 年 3 月 31 日現在において、森林レクリエーション事業の用に供するため、契約により国有林野を貸し付け又は使用させている場合にあつては、第 2 の 3 の (1) の規定にかかわらず、なお、

契約により貸し付け又は使用させることができるものとする。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 27 林国業第 166 号）

（最終改正 平成 31 年 3 月 27 日 30 林国業第 253 号）

第 3 の 20 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降請求を行うものから適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日 30 林国業第 253 号）

第 3 の 5 の（2）のイ及び第 3 の 15 規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に申請されたものから適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日 2 林国業第 233 号）

本改正は、令和 2 年 4 月 1 日以降の契約から適用する。

附 則（令和 2 年 11 月 24 日 2 林国業第 152 号）

本改正は、令和 2 年 12 月 1 日以降の契約から適用する。

宅地に係る相続税課税評価額相当額の算定表
(路 線 価 方 式)

所 在 地						契約又は期間更新の日		
借 受 者				用 途			面積	
項 目	確 認 事 項	チェック	適 用 数 値 等				参 照 事 項	備考
			正面路線 ※1	側方路線④	側方路線⑤	二方(裏面) 路線		
1 評価の方式	○貸付地又は使用地が路線価方式で評価する区域に所在することを以下の もので確認しているか。 ・契約又は期間更新の日が1月～8月 ⇒前年分の路線価図及び倍率表 ・契約又は期間更新の日が9月～12月 ⇒当年分の路線価図及び倍率表	☐					国税局が公表している該当年分の路線価図 (財産評価基準書・路線価図)及び倍率表(財 産評価基準書・評価倍率表)で、貸付地又は使 用地が路線価方式で評価する区域に所在する ことを確認する。 なお、当年分の路線価図及び倍率表は、その 年の7月頃に毎年公表されている。※2	
2 路線価	○路線価図は、以下のものであるか。 ・契約又は期間更新の日が1月～8月⇒前年分の路線 ・契約又は期間更新の日が9月～12月⇒当年分の路線価図 ○地区区分を確認したか。	☐ ☐					路線価及び地区区分は、国税局が公表して いる該当年分の路線価図(財産評価基準書・路 線価図)を参照する。	
3 奥行価格 補正率	○奥行価格補正率表は、算定に用いる路線価の適用年において有効なもので あるか。 ○地区区分の適用は正しいか。 ○奥行距離区分の適用は正しいか。	☐ ☐ ☐					奥行価格補正率は、国税局が発行している 該当年分の財産評価基準書・路線価図に記載 の奥行価格補正率表を参照する。※2	
4 側方路線 影響加算率	○側方路線影響加算率表は、算定に用いる路線価の適用年において有効なもので あるか。 ○地区区分の適用は正しいか。 ○角地又は準角地の区分の適用は正しいか。	☐ ☐ ☐					側方路線影響加算率は、国税局が発行して いる該当年分の財産評価基準書・路線価図に 記載の側方路線影響加算率表を参照する。※ 2	
5 二方路線 影響加算率	○二方路線影響加算率表は、算定に用いる路線価の適用年において有効なもので あるか。 ○地区区分の適用は正しいか。	☐ ☐					二方路線影響加算率は、国税局が発行して いる該当年分の財産評価基準書・路線価図に 記載の二方路線影響加算率表を参照する。※ 2	
項 目	内 容	チェック	適用数値等	参 照 事 項			備考	
6 不整形地 補正率	○地積区分表及び不整形地補正率表は、算定に用いる路線価の適用年において 有効なものであるか。 ○地区区分の適用は正しいか。 ○地積区分の適用は正しいか。 ○かけ地割合区分の適用は正しいか。	☐ ☐ ☐ ☐		不整形地補正率は、国税局が発行してい る該当年分の財産評価基準書・路線価図に 記載の地積区分表及び不整形地補正率表 を参照する。※2			不整形地補正率と間口狭小補正率の両方の 適用がある場合、不整形補正率に間口狭小補 正率を乗じて計算した数値の下限は、不整形 地補正率表の最小値(平成21年度現在におい て0.60)となる。	
7 間口狭小 補正率	○間口狭小補正率表は、算定に用いる路線価の適用年において有効なものであ るか。 ○地区区分の適用は正しいか。 ○間口距離区分の適用は正しいか。	☐ ☐ ☐		間口狭小補正率は、国税局が発行してい る該当年分の財産評価基準書・路線価図に 記載の間口狭小補正率表を参照する。※2			さらに奥行長大補正率の適用もある場合 は、不整形地補正率を適用せず、間口狭小補正 率及び奥行長大補正率を適用することとす る。	
8 奥行長大 補正率	○奥行長大補正率表は、算定に用いる路線価の適用年において有効なものであ るか。 ○地区区分の適用は正しいか。 ○(奥行距離÷間口距離)区分の適用は正しいか。	☐ ☐ ☐		奥行長大補正率は、国税局が発行してい る該当年分の財産評価基準書・路線価図に 記載の奥行長大補正率表を参照する。※2				
9 崖地補正率	○崖地補正率表は、算定に用いる路線価の適用年において有効なものである か。 ○崖地の方位の適用は正しいか。 ○(崖地面積÷総面積)区分の適用は正しいか。	☐ ☐ ☐		崖地補正率は、国税局が発行している該当年分の財産評価基準書・路線価図に記載の崖地 補正率表を参照する。※2				

※1 「正面路線」とは、貸付地又は使用地が接する道路の路線価に、その道路に対する奥行距離(貸付地又は使用地の道路に接する面と垂直方向の長さ)に応じた奥行価格補正率を乗じて計算した価額が最も高い道路をいう。

※2 国税局が公表する路線価図・倍率表・宅地造成費、財産評価基本通達及び各補正率表・影響加算率表は、国税庁のホームページ上で公開されている。

● 相続税課税評価額相当額の算定

	路 線 価 ①	奥行価格 補正率 ②	側方路線 影響加算率 ③	二方路線 影響加算率 ④	奥行価格補正及び側方・ 二方路線影響加算後の単 価	備 考
正面路線						①×②
側方路線④						①×②×③
側方路線⑤						①×②×③
二方（裏面）路線						①×②×④
				合計	⑤	

	補 正 率	備 考
不整形地補正率	⑥	不整形地補正率、間口狭小補正率及び奥行長大補正率のすべての適用がある場合は、不整形地補正率は適用しない
間口狭小補正率	⑦	
(不整形地補正率× 間口狭小補正率)	⑧	⑥×⑦ 不整形地補正率と間口狭小補正率の両方の適用がある場合であって、奥行長大補正率の適用がない場合に該当 不整形地補正率表の最小値を下限とする（平成 21 年度現在の下限は 0.60）
奥行長大補正率	⑨	
崖地補正率	⑩	
各補正率の合計	⑪	⑥×⑩又は⑦×⑨×⑩もしくは⑧×⑩（補正率の適用があるものの積）
相続税課税評価額 相当額の単価	⑫	⑤×⑪
控除する宅地造成費 の単価	⑬	《当初の土地の状況から有益費の控除が必要と認められる場合に限る》 国税局が定める宅地造成費 ※ 2
相続税課税評価額相当額 の単価（決定額）	⑭	⑫－⑬

∴ 相続税課税評価額相当額（面積×⑭）

注 財産評価基本通達第 2 章第 2 節の 2 0－2「無道路地」及び 2 0－5「容積率が異なる 2 以上の地域にわたる宅地」に該当する貸付地又は使用地の相続税課税評価額相当額については、この算定表に準じて別途算定するものとする。

別紙 2

宅地に係る相続税課税評価額相当額の算定表
(倍 率 方 式)

所 在 地				契約又は期間更新の日	
借 受 者				面積	
項 目	確 認 事 項	チェック	用 途 適用数値等	参 照 事 項	備 考
1 評価の方式	○貸付地又は使用地が倍率方式で評価する区域に所在することを以下のもの で確認しているか。 ・ 契約又は期間更新の日が 1 月～8 月 ⇒前年分の路線価図及び倍率表 ・ 契約又は期間更新の日が 9 月～12 月 ⇒当年分の路線価図及び倍率表	☐		国税局が公表している該当年分の路線価図（財産評価基準書・路線 価図）及び倍率表（財産評価基準書・評価倍率表）で、貸付地又は使 用地が倍率方式で評価する区域に所在することを確認する。 なお、当年分の路線価図及び倍率表は、その年の 7 月頃に毎年公表 されている。※	
2 固定資産税 評価額相当 額の単価	○市町村に照会して得た固定資産税評価額相当額の単価は、以下のものである か。 ・ 契約又は期間更新の日が 1 月～8 月 ⇒前年度の固定資産税評価額相当額の単価 ・ 契約又は期間更新の日が 9 月～12 月 ⇒当年度の固定資産税評価額相当額の単価	☐		国有林野は、固定資産税が非課税であるため、通常固定資産税評価 額（土地課税台帳に登録の価格）が設定されていないので、貸付地又 は使用地に係る該当年度の仮の固定資産税評価額相当額の単価を市 町村に評価してもらうよう依頼する。 なお、固定資産税評価額相当額は、3 年ごとの基準年度（…平成 18 年度、平成 21 年度、平成 24 年度…）に評価替え（見直し）が行われ ている。	
3 倍率	○倍率表は、以下のものであるか。 ・ 契約又は期間更新の日が 1 月～8 月 ⇒前年分の倍率表 ・ 契約又は期間更新の日が 9 月～12 月 ⇒当年分の倍率表 ----- ○倍率は、宅地のものであるか。 ----- ○適用地域名は、その地域内に貸付地又は使用地が所在しているものを適用し ているか。	☐ ☐ ☐		倍率は、国税局が発行している該当年分の倍率表（財産評価基準書・ 評価倍率表）を参照する。※	
※ 国税局が公表する路線価図・倍率表・宅地造成費は、国税庁のホームページ上でも公開されている。					

● 相続税課税評価額相当額の算定

固定資産税評価額相当額の単価	①	
倍率	②	
控除する宅地造成費の単価	③	《当初の土地の状況から有益費の控除が必要と認められる場合に限り》 国税局が定める宅地造成費 ※
相続税課税評価額相当額の単価	④	①×②－③

∴ 相続税課税評価額相当額（面積×④）

別紙3 申請書添付書類一覧表

書類名	留意事項
事業計画概要書	事業の全体計画の概要、期別計画の概要等をまとめたもの
事業計画書	事業規模（面積、延長等）、設置施設（数量、構造等）、施設規模等決定過程の説明、土地利用規制その他必要な事項について明示した書類
理由書	当該国有林野を選定した理由（他に代替地のない理由等を含む。）を明示した書類
工程表	事業の施行工程（作業工程）を示す表
位置図	事業実施区域全体、国有林野とそれ以外の土地の境界、事業を実施しようとする森林の周辺の人家又は公共施設等の位置を明示した図面 縮尺は、5万分の1以上とし、図面には縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
区域図	事業実施区域、国有林野とそれ以外の土地の境界、国有林野の林班及び小班を明示した図面 必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びにそれらの区域に係る土地の地番及び形状を明示したものとする。 縮尺は5千分の1以上とし、図面には縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
利用計画図	設置する施設等の位置並びに切土、盛土、捨土、法面、残置又は造成する森林等の位置及び区域を示した図面 縮尺は5千分の1以上とし、図面には縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
実測図	申請地の測量結果を示した図面 林小班ごと、用途ごとに面積の確認ができるものとする。 縮尺は2千分の1以上とし、図面には縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
面積計算簿、測量野帳	申請地の面積計算の過程を示した書類
現況写真、写真撮影方向図	申請地の現況が確認できる写真及び撮影の方向を明示した縮尺5千分の1以上の図面 写真撮影方向図には、縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
法面の断面図等	法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面）並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量を記した書類 図面には縮尺、スケールバー及び凡例を記載すること。
防災施設設計図等	防災施設設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面）及び設計根拠を記した書類 図面には縮尺、スケールバー及び凡例を記載すること。
施設概要図	建築物等の概要図（平面図、立面図及び側面図） 図面には縮尺、スケールバー及び凡例を記載すること。
残置森林等関係書類	残置する森林又は緑地の面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等及びこれらの維持管理方法を記した書類
原状回復計画書	一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法を記した書類
資金計画書等	資金計画書（資金を証する書類を含む。）又は収支予算書
環境の保全措置等に関する書類	申請地に係る環境の状況、事業が環境に与える影響や影響に対応するための保全措置等を取りまとめた書類
減額貸付等を証する書面	減額貸付又は無償貸付の根拠となる法令の条項に該当することを証する書類
関係行政機関の許認可書の写し	関係行政庁の許認可等の行政処分を要するものである場合は、当該行政処分のなされたこと又は確実と見込まれることを証する書面 ただし、やむを得ない事由により処分を証する書面の写しを提出できない場合には、行政機関が発行する意見書で代えることができる。その場合は、処分後速やかに書面の写しを提出すること。
利害関係者の同意書	分収林等利害関係人の同意を必要とするものである場合は、その同意書

地元市町村の長の同意を証する書類	対象地が所在する市町村の長の同意を証する書類
誓約書、役員名簿	別紙様式18、別紙様式19
契約内容の公表についての同意書	別紙様式22
本人確認書類 (申請人が個人の場合)	申請人に係る住民票謄本又は居住証明書及び申請人に勤務先がある場合においては、勤務先情報(申請人に使用目的を説明した上で任意提出。)
本人確認書類 (申請人が法人の場合)	(i) 申請人が法人(公法人を除く。)である場合は、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款又は寄附行為(宗教法人にあつては、当該法人の規則とする。)、会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項に定める直近の計算書類、事業報告書及び附属明細書(持分会社にあつては同法第617条第2項に定める直近の計算書類及び附属明細書、会社法に規定する会社以外の法人にあつては財産目録その他の有する財産の状況が分かる資料とする。)並びに当該申請が当該法人の議決機関の議決を要するものである場合は、その議決書の謄本 (ii) 申請人が公法人であつて、当該申請書が当該公法人の議決機関の議決を要するものである場合は、その議決書の謄本、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠になる条例等の条項及び予算措置を要するものであるときは当該経費の支出を明らかにした予算書
代理権等を証する書面	(i) 申請人の代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書面 (ii) 申請人が無能力者である場合には、法定代理人若しくは補佐人の同意書(後見人に後見監督人があるときは、その同意書を添付。)又は法定代理人が代理することを明示した書類
縁故を証する書面	申請人が法第8条第3号に掲げる者である場合は、縁故を証する書面
その他必要書類	その他、森林管理署長等が、貸付け等の適否を判断する場合に特に必要とする書類
見取図	次に掲げる条件を全て満たした見取図については、国有林野の管理経営に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第40号)第14条第1項ただし書の見取図として森林管理署長の承認を受け、位置図及び実測図に代えることができる。 (ア) 国有林野を登山道又は歩道として無償で地方公共団体が借り受け、又は使用しようとする申請に係るものであること。 (イ) 米国のGPS、ロシアのGLONASS、日本のQZSS(みちびき)、欧州のGalileo等の異なるシステムのGNSS信号を一度に複数受信できるGNSS受信機を用いた現地計測であること。 (ウ) 境界点又は構造物を基準とした既知点等が(イ)の現地計測で得られた計測点に含まれることにより、貸付け又は使用に係る区域及び境界が明確に特定及び復元可能であること。

(注)

- 1 神社、寺院等が提出する申請書には、代表役員、氏子、だん徒等の総代の連署をさせなければならない。
- 2 国有林野を継続して貸し付け、又は使用させる場合においては、特に必要がある場合を除き、添付書類の提出を要しない。
- 3 事業区域に国有林野以外の土地が含まれる場合には、事業全体及び国有林野に係る部分(数量や区域等)が把握できるよう作成すること。
- 4 事業計画書に理由の記載がある場合は、理由書の提出を要しない。

年 月 日

森林管理署長 殿

住所
申請者
氏名（名称）

国 有 林 野 貸 付 申 請 書

貴署所管の下記の国有林野について、下記のとおり借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 所在地
- 2 数量（面積）
- 3 用途
- 4 用途別内訳

用途	数量	用途	数量

- 5 申請貸付期間 自 年 月 日 至 年 月 日

（注） 1 使用申請の場合にあつては、「貸付」を「使用」に変更して使用すること。
2 国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知）第3の1の(1)に規定する書類のうち森林管理署長が必要と認める書類を添付させること。
3 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
4 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署 支署」と変更して使用すること。

国 有 林 野 有 償 貸 付 契 約 書

貸付者 国（以下「甲」という。）と借受者（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有林野の貸付契約を締結し、その証として本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が国有財産であることを考慮し、常に適正に使用しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 貸付物件は、次のとおりとする。

（1）所在地（別紙図面のとおりに）

（2）数量（面積）

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（指定用途）

第 3 条 乙は、貸付物件を国有林野貸付申請書に記載した使用目的及び当該申請書に添付した利用計画に基づき、次に掲げる用途に自ら使用しなければならない。

用 途	数 量	用 途	数 量
	m ²		m ²
		計	

2 乙は、貸付物件を次に掲げる用に使用してはならない。

（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類する施設の用

（3）公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他近隣住民の迷惑となる目的の用

3 乙は、やむを得ない事情により第 1 項に定める用途又は次条に定める期日を変更しようとするときは、あらかじめ、変更する理由、変更後の用途又は期日を記載した書面を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（指定期日）

第 4 条 乙は、貸付物件を 年 月 日までに前条第 1 項に定める用途に供さなければならない。

（貸付期間）

第 5 条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までの〇年間とする。

2 前項に定める期間の満了する 2 カ月前までに、甲又は乙から本契約の終了、解除又は変更に関し特段の意思表示がない場合には、本契約を更に〇年間更新し、更新後の貸付料は、甲から通知する。

3 前項の規定は、同項の規定により更新した貸付契約を更新する場合に準用する。

（物件の引渡し）

第 6 条 甲は、前条第 1 項に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡したものとする。

（貸付料）

第 7 条 貸付料は、次に掲げる年額とする。

年 次	期 間	貸付料
第 1 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円
第 2 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円
第 3 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円

（貸付料の納付）

第 8 条 前条に定める貸付料は、歳入徴収官の発行する納入告知書によって次に掲げる納付期限までに納付しなければならない。

年次	期	間	貸付料	納付期限
第一 年次	自	年 月 日 至	年 月 日	円 年 月 日
	自	年 月 日 至	年 月 日	円 年 月 日
	自	年 月 日 至	年 月 日	円 年 月 日
	自	年 月 日 至	年 月 日	円 年 月 日
第二 年次	自	年 月 日 至	年 月 日	円 年 月 日
	自	年 月 日 至	年 月 日	円 年 月 日
	自	年 月 日 至	年 月 日	円 年 月 日
	自	年 月 日 至	年 月 日	円 年 月 日
第三 年次	自	年 月 日 至	年 月 日	円 年 月 日
	自	年 月 日 至	年 月 日	円 年 月 日
	自	年 月 日 至	年 月 日	円 年 月 日
	自	年 月 日 至	年 月 日	円 年 月 日

2 乙は、前項の納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の納付期限までに貸付料を納付していない場合において、第5条第2項の規定により本契約の解除について意思表示を行ったとき、又は第22条の規定により契約が解除されたときは、貸付料及び延滞金の納付に係る債務の免除又は減額を請求することはできない。

4 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が貸付料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（貸付料の改定）

第9条 甲は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の制定改廃その他の事情の変更により貸付料の算定方法を改正したときは、第7条の規定にかかわらず、将来に向かって貸付料を改定することができる。

この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

2 甲は、違算その他正当な理由により第7条に規定する貸付料が不相当であると認められるときは、その具体の理由を乙に示し、第8条の規定により納付された貸付料との差額分について追加支払いを求め、又は還付することができる。

この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

（貸付料の還付）

第10条 乙は、第22条第2項の規定により契約が解除された場合を除き、第8条の規定により納付した貸付料の還付を請求することができない。

（契約不適合責任）

第11条 乙は、貸付物件について種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分があることを理由として、民法（明治29年法律第89号）第559条において準用する第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除並びに同法第606条第1項に規定する修繕請求並びに第608条の必要費償還請求及び有益費償還の請求を行うことができない。

（住所等の変更の届出）

第12条 乙は、その氏名又は住所等に変更があった場合は、これを証する書類を添えて、遅滞なくこれを甲に通知するものとする。

（転貸等の禁止）

第13条 乙は、やむを得ない事情により甲の承認を受けた場合を除き、次に掲げる転貸等の行為を行ってはならない。

- (1) 貸付物件又はこれに設置した施設の全部若しくは一部を第三者に貸し付けること。
- (2) 貸付物件の賃借権を第三者に譲渡すること。
- (3) 貸付物件に設置した施設の所有権を移転し、若しくは管理経営を委託し、又は当該施設に抵当権を設定すること。

（実地調査等に係る義務）

第14条 甲は、貸付物件につき、随時、実地に調査し、使用・管理状況（状況写真を含む。）その他の事項について報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

2 乙は、前項に定める調査を拒み、報告を怠り、又は指示に違反してはならない。

（標識等の設置・保全義務）

第15条 乙は、甲の指示に従い、貸付物件の区域を明らかにした境界標及び標識を設置し、その保全をしなければならない。

(貸付物件の維持保全義務)

第 16 条 乙は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により甲の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 貸付物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。
- (2) 貸付物件の形質を変更（指定された用途に供するために行う場合を除く。）すること。
- (3) 貸付物件又はこれに設置する施設に広告物その他これに類するものを設置又は掲示すること。
- (4) 貸付物件に設置した施設の屋根、壁面及び塀並びに橋、鉄塔その他これに類するものの色彩又は材質を変更すること。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第 1 項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(立木の保護義務)

第 17 条 乙は、貸付物件にある立木（本契約締結後に天然に生じたものを含む。）を保護しなければならない。

ただし、当該立木が第 3 条に定める用途に著しく支障を与える場合においては、甲の承認を受けて除去することができる。

(災害等の防止義務)

第 18 条 乙は、貸付物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に所属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るとともに、貸付物件及びその周辺の国有林野（貸付物件の形質変更等に起因して被害が発生し又は発生のおそれのある周辺の国有林野及び貸付物件の維持保全のための施設の設置を必要とする周辺の国有林野に限る。）についてその復旧、防止のための施設の設置その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき（第 16 条又は第 17 条の定めに基づき、甲の承認を受ける場合を除く。）は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、甲から第 1 項に定める措置を講ずよう指導を受けたときは、これに従わなければならない。

4 乙は、第 1 項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

(安全確保義務)

第 19 条 乙は、第 3 条に定める用途が貸付物件又はこれに設置する施設（第 4 項において「貸付物件等」という。）を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、貸付物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき（第 16 条から第 18 条までの定めに基づき、甲の承認を受けた場合を除く。）は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、第 1 項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

4 乙は、貸付物件若しくはその周辺の国有林野又は当該国有林野に所在する立木その他の地上物件に起因して、貸付物件等を利用する第三者又は貸付物件に損害（当該貸付物件等を利用する第三者がその利用に付随して、一時的に近接する周辺の国有林野に立ち入った際に発生した損害を含む。）を与えたときには、その賠償のすべての責を負わなければならない。

5 乙は、賠償責任保険への加入等、前項に定める賠償の責の履行に備えるものとする。

(原状回復義務)

第 20 条 乙は、第 5 条第 2 項の規定により本契約の終了又は解除について意思表示を行ったときは、貸付物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、甲の現地確認を受けた上で第 5 条に定める貸付期間が満了する日までに貸付物件を返還しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により返還の延長につき甲の承認を受けたときは、貸付期間が満了した日の翌日から貸付物件を返還した日までの日数に応じて貸付料を日割りした額を貸付料相当額として甲に支払わなければならない。

2 乙は、第 22 条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、甲の現地確認を受けた上で甲の指定する期日までに貸付物件を返還しなければならない。

3 甲は、その必要がないと認めたときは、前 2 項の原状回復義務の全部又は一部について免除することができる。

4 甲は、本契約の終了又は解除に当たっては、貸付物件の面積規模及びその形質変更の程度等から、乙

の形質変更行為に起因する土砂の崩壊、又は流出等の災害及び国の所有に属する立木の被害発生状況並びに緑化植栽木等の活着及び生育状況についての経過観察が必要と認める場合、その経過観察に関する協定を甲乙協議の上で締結するものとする。

- 5 甲は、乙が第1項又は第2項の規定に基づく原状回復の義務を履行しないときは、乙の負担においてこれを行うことができる。

(違約金)

第21条 乙は、第5条に定める貸付期間において、本契約に定める義務に違反したときは、次に掲げる金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第4条、第14条から第19条までに定める義務に違反した場合 金 円

(2) 第3条第1項又は第13条に定める義務に違反した場合 金 円

2 乙は、第5条第1項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、第5条第2項又は同条第3項の期間について、甲の定める基準により算定した金額によることに合意する。なお、金額については甲から通知する。

3 前2項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の一部と解釈してはならない。

4 乙は、違約金を納付期限までに納付しない場合は、その翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(契約の解除又は変更)

第22条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合及び当該物件の管理が良好でないと認める場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第7条第2項により準用する国有財産法（昭和23年法律第73号）第24条第1項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙が第3条第2項に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、賠償ないし補償することは要しない。

5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

6 甲は、第3条第3項の規定により利用計画の変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときは、当該部分の契約の変更を求めることができる。

この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

7 甲は、第5条に定める貸付期間中に乙が契約の解除を申し出た場合は、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第23条 乙は、その責に帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

2 乙は、前項に掲げる場合のほか、本契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

3 乙は、損害賠償額を納付期限までに納付しない場合には、その翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(必要費、有益費の償還請求権の放棄)

第24条 乙は、貸付物件に必要費、有益費（それぞれ、民法608条に規定する必要費、有益費をいう。）

を支出した場合であっても、これを甲に償還請求しないものとする。

(契約の費用)

第 25 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第 26 条 乙は、本契約締結後、次に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

所在地・現況地目・面積・契約年月日・年額貸付料・契約期間・契約相手方名・法人番号・用途・減額貸付の有無・定期借地権の設定の有無・価格形成上の減価要因

(疑義の決定)

第 27 条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第 28 条 本契約に関する訴えの管轄は、 森林管理署の所在地を管轄区域とする 地方裁判所とする。

年 月 日

貸付者 国
分任契約担当官

借受者 住所
氏名 (名称)

- (注) 1 使用契約の場合にあつては「貸付」を「使用」と変更して使用すること。
2 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
3 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署 支署」と変更して使用すること。
4 第 6 条の物件の引渡しについては、分割納付によらない場合(国有林野管理規程第 30 条第 6 号を適用しない場合)は、本文の後ろに、「ただし、貸付期間の初日までに貸付料が納付されない場合は貸付料が納付された日に引き渡したものとする。」を追記すること。
5 借受者が消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 2 条第 1 項に規定する消費者に該当する場合には、第 11 条の契約不適合責任に関する条項を削ること。
6 契約内容の公表に該当しない場合には、第 26 条を削除して使用すること。
7 契約内容を公表する場合であつて用途を宅地として貸付ける場合、第 26 条の公表する契約内容に「都市計画区域・用途地域・建蔽率・容積率」の項目を追加して使用すること。
8 第 7 条に定める貸付料に消費税が含まれる場合には、貸付料の下段に括弧書きで、当該消費税相当額及び消費税率を明記するとともに、森林管理署長等の氏名の下に適格請求書発行事業者の登録番号 T800012050001 を明記するものとする。

番 号
年 月 日

殿

森林管理署長

国有林野の貸付期間更新通知書

年 月 日付け 第 号をもって締結した国有林野の貸付契約については、当該貸付契約書に定める貸付期間の自動更新条項に基づき、年 月 日まで更新されるので、更新後の貸付期間における貸付料の額と併せて通知する。

なお、契約書については引き続き大切に保管してください。

記

1 貸付料

年 次	期	間	貸付料
第1年次	自	年 月 日 至 年 月 日	円
第2年次	自	年 月 日 至 年 月 日	円
第3年次	自	年 月 日 至 年 月 日	円

2 貸付料の納付

年次	期	間	貸付料	納付期限
第 一 年 次	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
第 二 年 次	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
第 三 年 次	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日

- (注) 1 使用契約の場合にあつては、「貸付」を「使用」に変更して使用すること。
 2 無償貸付契約の場合は、本文中「更新後の貸付期間における貸付料の額と併せて」の文言並びに記の1及び2の記載を削除して使用すること。
 3 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
 4 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署 支署」と変更して使用すること。

国 有 林 野 無 償 貸 付 契 約 書

貸付者 国（以下「甲」という。）と借受者（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有林野の貸付契約を締結し、その証として本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が国有財産であることを考慮し、常に適正に使用しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 貸付物件は、次のとおりとする。

（1）所在地（別紙図面のとおり）

（2）数量（面積）

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（指定用途）

第 3 条 乙は、貸付物件を国有林野貸付申請書に記載した使用目的及び当該申請書に添付した利用計画に基づき、次に掲げる用途に自ら使用しなければならない。

用 途	数 量	用 途	数 量
	m ²		m ²
		計	

2 乙は、貸付物件を次に掲げる用に使用してはならない。

（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類する施設の用

（3）公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他近隣住民の迷惑となる目的の用

3 乙は、やむを得ない事情により第 1 項に定める用途又は次条に定める期日を変更しようとするときは、あらかじめ、変更する理由、変更後の用途又は期日を記載した書面を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

4 乙は、貸付物件又はこれに設置した施設を営利を目的として使用してはならない。

（指定期日）

第 4 条 乙は、貸付物件を 年 月 日までに前条第 1 項に定める用途に供さなければならない。

（貸付期間）

第 5 条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までの○年間とする。

2 前項に定める期間の満了する 2 カ月前までに、甲又は乙から本契約の終了、解除又は変更に関し特段の意思表示がない場合には、本契約を更に○年間更新する。

3 前項の規定は、同項の規定により更新した貸付契約を更新する場合に準用する。

（物件の引渡し）

第 6 条 甲は、前条第 1 項に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡したものとする。

（引渡し義務等）

第 7 条 甲は、無償貸付の目的物を、無償貸付の目的として特定した時の状態で引き渡すことを約したものであり、その目的物に係る担保の責任を負わない。ただし、特定した時の状態で引き渡したことにより、無償貸付の目的に供することができない場合には、乙は契約解除の協議の申入れをすることができる。

（貸付料）

第 8 条 甲は、 法（ 年法律 号）第 条第 項の規定に基づき、貸付料を無償とする。

（転貸等の禁止）

第 9 条 乙は、やむを得ない事情により甲の承認を受けた場合を除き、次に掲げる転貸等の行為を行ってはならない。

- (1) 貸付物件又はこれに設置した施設の全部若しくは一部を第三者に貸し付けること。
- (2) 貸付物件についての民法（明治 29 年法律第 89 号）第 593 条使用貸借に基づく権利を第三者に譲渡すること。
- (3) 貸付物件に設置した施設の所有権を移転し、若しくは管理経営を委託し、又は当該施設に抵当権を設定すること。

（実地調査等に係る義務）

第 10 条 甲は、貸付物件につき、随時、実地に調査し、使用・管理状況（状況写真を含む。）その他の事項について報告を求め又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

2 乙は、前項に定める調査を拒み、報告を怠り、又は指示に違反してはならない。

（標識等の設置・保全義務）

第 11 条 乙は、甲の指示に従い、貸付物件の区域を明らかにした境界標及び標識を設置し、その保全をしなければならない。

（貸付物件の維持保全義務）

第 12 条 乙は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により甲の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 貸付物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。
- (2) 貸付物件の形質を変更（指定された用途に供するために行う場合を除く。）すること。
- (3) 貸付物件又はこれに設置する施設に広告物その他これに類するものを設置又は掲示すること。
- (4) 貸付物件に設置した施設の屋根、壁面及び塀並びに橋、鉄塔、その他これに類するものの色彩又は材質を変更すること。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第 1 項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（立木の保護義務）

第 13 条 乙は、貸付物件にある立木（本契約締結後に天然に生じたものを含む。）を保護しなければならない。

ただし、当該立木が第 3 条に定める用途に著しく支障を与える場合においては、甲の承認を受けて除去することができる。

（災害等の防止義務）

第 14 条 乙は、貸付物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に所属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るとともに、貸付物件及びその周辺の国有林野（貸付物件の形質変更等に起因して被害が発生し又は発生のおそれのある周辺の国有林野及び貸付物件の維持保全のための施設の設置を必要とする周辺の国有林野に限る。）についてその復旧、防止のための施設の設置、その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき（第 12 条又は第 13 条の定めに基づき、甲の承認を受ける場合を除く。）は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、甲から第 1 項に定める措置を講ずよう指導を受けたときは、これに従わなければならない。

4 乙は、第 1 項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

（安全確保義務）

第 15 条 乙は、第 3 条に定める用途が貸付物件又はこれに設置する施設（第 4 項において「貸付物件等」という。）を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、貸付物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき（第 12 条から第 14 条までの定めに基づき、甲の承認を受ける場合を除く。）は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、第 1 項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

4 乙は、貸付物件若しくはその周辺の国有林野又は当該国有林野に所在する立木その他の地上物件に起因して、貸付物件等を利用する第三者又は貸付物件に損害（当該貸付物件等を利用する第三者がその利用に付随して、一時的に近接する周辺の国有林野に立ち入った際に発生した損害を含む。）を与えたときには、その賠償のすべての責を負わなければならない。

5 乙は、賠償責任保険への加入等、前項に定める賠償の責の履行に備えるものとする。

（原状回復義務）

第 16 条 乙は、第 5 条第 2 項の規定により本契約の終了又は解除について意思表示を行ったときは、貸付

物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、甲の現地確認を受けた上で第5条に定める貸付期間が満了する日までに貸付物件を返還しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により返還の延長につき甲の承認を受けたときはこの限りでない。

- 2 乙は、第18条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、甲の現地確認を受けた上で甲の指定する期日までに貸付物件を返還しなければならない。
- 3 甲は、その必要がないと認めたときは、前2項の原状回復義務の全部又は一部について免除することができる。
- 4 甲は、本契約の終了又は解除に当たっては、貸付物件の面積規模及びその形質変更の程度等から、乙の形質変更行為に起因する土砂の崩壊、又は流出等の災害及び国の所有に属する立木の被害発生状況並びに緑化植栽木等の活着及び生育状況についての経過観察が必要であると認める場合、その経過観察に関する協定を甲乙協議の上で締結するものとする。
- 5 甲は、乙が第1項又は第2項の規定に基づく原状回復の義務を履行しないときは、乙の負担においてこれを行うことができる。

(違約金)

第17条 乙は、第5条に定める貸付期間において、本契約に定める義務に違反したときは、次に掲げる金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第4条、第10条から第15条までに定める義務に違反した場合 金 円
- (2) 第3条第1項又は第9条に定める義務に違反した場合 金 円
- 2 乙は、第5条第1項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、第5条第2項又は同条第3項の期間について、甲の定める基準により算定した金額によることに合意する。なお、金額については甲から通知する。
- 3 前2項に定める違約金は、第20条に定める損害賠償額の一部と解釈してはならない。
- 4 乙は、違約金を納付期限までに納付しない場合には、その翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(契約の解除又は変更)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合及び当該物件の管理が良好でないと認める場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第7条第2項により準用する国有財産法（昭和23年法律第73号）第24条第1項の規定に基づき、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 4 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 6 甲は、第3条第3項の規定により利用計画の変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときは、当該部分の契約の変更を求めることができる。

この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。
- 7 甲は、第8条に規定する法令の改廃により第3条に定める用途が無償貸付の対象から除外されたとき

は、本契約の解除、又は有償貸付契約に変更することを求めることができる。

この場合、乙は、これを拒んではならない。

8 乙は、第5条の定める貸付期間にかかわらず、何時でも本契約の全部又は一部を解除することができる。

(住所等の変更の届出)

第19条 乙は、その氏名又は住所等に変更があった場合は、これを証する書類を添えて、遅滞なくこれを甲に通知するものとする。

(損害賠償等)

第20条 乙は、その責に帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

2 乙は、前項に掲げる場合のほか、本契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

3 乙は、損害賠償額を納付期限までに納付しない場合には、その翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(必要費、有益費の償還請求権の放棄)

第21条 乙は、貸付物件に必要な費、有益費(それぞれ、民法第608条に規定する必要費、有益費をいう。)を支出した場合であっても、これを甲に償還請求しないものとする。

(契約の費用)

第22条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第23条 乙は、本契約締結後、次に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

所在地・現況地目・面積・契約年月日・年額貸付料・契約期間・契約相手方名・法人番号・用途・減額貸付の有無・定期借地権の設定の有無・価格形成上の減価要因

(疑義の決定)

第24条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する訴えの管轄は、 森林管理署の所在地を管轄区域とする 地方裁判所とする。

年 月 日

貸付者 国
分任契約担当官

借受者 住所
氏名(名称)

- (注) 1 使用契約の場合にあつては「貸付」を「使用」と変更して使用すること。
2 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
3 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署 支署」と変更して使用すること。
4 契約内容の公表に該当しない場合には、第23条を削除して使用すること。
5 契約内容の公表に該当する場合であつては、用途を宅地として貸付する場合、第23条の公表する契約内容に「都市計画区域・用途地域・建蔽率・容積率」の項目を追加して使用すること。

年 月 日

森林管理署長 殿

住所
申請者
氏名（名称）

国 有 林 野 使 用 許 可 申 請 書

貴署所管の下記の国有林野について、許可条件その他法令の規定を遵守し、下記のとおり使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 所在地
- 2 数量（面積）
- 3 用途
- 4 用途別内訳

用 途	数 量	用 途	数 量

- 5 申請使用許可期間 自 年 月 日 至 年 月 日

（注） 1 国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野管第 96 号林野庁長官通知）第 3 の 1 の（1）に規定する書類のうち森林管理署長が必要と認める書類（使用許可期間の更新申請の場合は、提出済みの添付書類のうち変更がないものを除く。）を添付すること。
2 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理局長」と変更して使用すること。
3 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署 支署長」と変更して使用すること。

番 号
年 月 日

殿

森林管理署長

国 有 林 野 使 用 許 可 書

年 月 日付けをもって申請のあった当署所管の国有林野の使用については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

なお、本許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、本許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に林野庁長官に対して審査請求をすることができる（なお、処分があったことを知った日から 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができない。）。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（法務大臣）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができない。）。

記

（使用許可物件）

第 1 条 使用を許可する物件（以下「使用許可物件」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 所在地（別紙図面のとおりに）
- (2) 数量（面積）

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、使用を許可された者（以下「事業者」という。）は本数量をもって使用許可数量とすることを了承するものとする。

（指定用途）

第 2 条 事業者は、使用許可物件を国有林野使用許可申請書に記載した使用目的及び当該申請書に添付した利用計画に基づき、次に掲げる用途に自ら使用しなければならない。

用 途	数 量	用 途	数 量
	m ²		m ²
		計	

2 事業者は、使用許可物件を次に掲げる用に使用してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類する施設の用
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他近隣住民の迷惑となる目的の用

3 事業者は、やむを得ない事情により第 1 項に定める用途又は次条に定める期日を変更しようとするときは、あらかじめ、変更する理由、変更後の用途又は期日を記載した書面を森林管理署長に提出し、その承認を受けなければならない。

（指定期日）

第 3 条 事業者は、使用許可物件を 年 月 日までに前条第 1 項に定める用途に供さなければならない。

（使用許可期間）

第 4 条 使用を許可する期間（以下「使用許可期間」という。）は、 年 月 日から 年 月 日までの 3 年間とする。

2 事業者は、前項の使用許可期間の更新を受けようとするときには、使用許可期間が満了する日の2カ月前までに書面をもって森林管理署長に申請しなければならない。

(物件の引渡し)

第5条 森林管理署長は、前条第1項に定める使用許可期間の初日に本物件を事業者に引き渡したものと
する。

(使用許可期間の更新の制限)

第6条 森林管理署長は、第4条第2項の定めにより使用許可期間の更新申請があった場合において、事業者が次の各号に該当する場合にはこれを許可しないものとする。

ただし、継続して使用する場合であって、次に掲げる場合のうち、(1)又は(2)に該当する場合において、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第104号)第24条第1項の規定に基づき履行期限を延長する処分があった場合は、この限りではない。

(1) 国有林野若しくはその産物の売り払い代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納している場合。

(2) 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していない場合。

(3) 国有林野の管理及び処分に関して係争中であるなど事業者として適当でないと認められる場合。

(4) 国有林野の貸付け等の取扱いについて(昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知)第2の6に定める審査基準に適合しないと判断される場合。

(許可使用料)

第7条 許可使用料は、次に掲げる年額とする。

年次	期	間	許 可 使 用 料
第1年次	自	年 月 日 至 年 月 日	円
第2年次	自	年 月 日 至 年 月 日	円
第3年次	自	年 月 日 至 年 月 日	円

(許可使用料の納付)

第8条 前条に定める許可使用料は、歳入徴収官の発行する納入告知書によって次に掲げる納付期限までに納入しなければならない。

年次	期	間	許可使用料	納付期限
第一年次	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
第二年次	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
第三年次	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日

2 事業者は、納付期限までに許可使用料を納入しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として森林管理署長に支払わなければならない。

3 事業者は、第1項の納付期限までに許可使用料を納付していない場合において、使用許可物件の返還について意思表示を行ったとき、又は第20条の規定により許可が取り消されたときは、許可使用料及び延滞金の納付に係る債務の免除又は減額を請求することはできない。

4 事業者が許可使用料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が許可使用料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当するものとする。

(許可使用料の改定)

第9条 森林管理署長は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の制定改廃その他の事情の変更により許可
使用料の算定方法を改正したときは、第7条の規定にかかわらず、将来に向かって許可使用料を改定
することができる。

この場合、事業者は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

2 森林管理署長は、違算その他正当な理由により第7条に規定する許可使用料が不相当であると認められるときは、その具体の理由を事業者に示し、第8条の規定により納付した許可使用料との差額分について追加支払いを求め、又は還付することができる。

この場合、事業者は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(許可使用料の還付)

第10条 事業者は、第20条第2号の規定により許可を取り消された場合を除き、第8条の規定により納付した許可使用料の還付を請求することができない。

(転貸等の禁止)

第11条 事業者は、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けた場合を除き、次に掲げる転貸等の行為を行ってはならない。

(1) 使用許可物件又はこれに設置した施設の一部を第三者に貸し付けること。

(2) 使用許可物件に設置した施設の所有権を移転し、若しくは管理経営を委託し、又は当該施設に抵当権を設置すること。

(実地調査等に係る義務)

第12条 森林管理署長は、使用許可物件につき、随時、実地に調査し、使用・管理状況(状況写真を含む。)その他の事項について報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができるものとする。

2 事業者は、前項の規定による調査を拒み、報告を怠り、又は指示に違反してはならない。

(標識等の設置・保全義務)

第13条 事業者は、森林管理署長の指示に従い、使用許可物件の区域を明らかにした境界標及び標識を設置し、その保全に努めなければならない。

(使用許可物件の維持保全義務)

第14条 事業者は、常に善良な管理者としての注意をもって使用許可物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 使用許可物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。

(2) 使用許可物件の形質を変更(指定された用途に供するために行う場合を除く。)すること。

(3) 使用許可物件又はこれに設置する施設に広告物その他これに類するものを設置又は掲示すること。

(4) 使用許可物件に設置した施設の屋根、壁面及び塀並びに橋、鉄塔、その他これに類するものの色彩又は材質を変更すること。

2 事業者は、使用許可物件の現状の変更、工作物の設置その他の行為をすることについての関係行政庁の許認可等に条件が付されている場合は、その条件を遵守しなければならない。

3 事業者は、使用許可物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、森林管理署長が事業者に代わって賠償の責を果たした場合には、事業者に求償することができる。

4 第1項の規定により支出する費用は、すべて事業者の負担とし、森林管理署長に対しその償還等の請求をすることができない。

(立木の保護義務)

第15条 事業者は、使用許可物件にある立木(許可後に天然に生じたものを含む。)を保護しなければならない。

ただし、当該立木が第2条に定める用途に著しく支障を与える場合においては、森林管理署長の承認を受けて除去することができるものとする。

(災害等の防止義務)

第16条 事業者は、使用許可物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に所属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく森林管理署長に届け出るとともに、使用許可物件及びその周辺の国有林野(使用許可物件の形質変更等に起因して被害が発生し又は発生のおそれのある周辺の国有林野及び使用許可物件の維持保全のために施設の措置を必要とする周辺の国有林野に限る。)についてその復旧、防止のための施設の設置、その他適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項に定める措置を講ずるとき(第14条又は第15条の定めに基づき、森林管理署長の承認を受ける場合を除く。)は、森林管理署長の指示に従わなければならない。

3 事業者は、森林管理署長から第1項に定める措置を講ずよう指導を受けたときは、これに従わなければならない。

4 事業者は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

(安全確保義務)

第17条 事業者は、第2条に定める用途が使用許可物件又はこれに設置する施設(第4項において「使用許可物件等」という。)を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、使用許可物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項に定める措置を講ずるとき（第14条から第16条までの定めに基づき、森林管理署長の承認を受ける場合を除く。）は、森林管理署長の承認を受けなければならない。
- 3 事業者は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。
- 4 事業者は、使用許可物件若しくはその周辺の国有林野又は当該国有林野に所在する立木その他の地上物件に起因して、使用許可物件等を利用する第三者又は使用許可物件に損害（当該使用許可物件等を利用する第三者がその利用に付随して、一時的に近接する周辺の国有林野に立ち入った際に発生した損害を含む。）を与えたときには、その賠償のすべての責を負わなければならない。
- 5 事業者は、賠償責任保険への加入等、前項に定める賠償の責の履行に備えるものとする。

（原状回復義務）

第18条 事業者は、第2条に定める用途に供することを取り止めたときは、使用許可物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、森林管理署長の現地確認を受けた上で第4条に定める使用許可期間が満了する日までに使用許可物件を返還しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けたときは、使用許可期間が満了した日の翌日から使用許可物件を返還した日までの日数に応じて使用許可料を日割りした額を使用許可料相当額として森林管理署長に支払わなければならない。

- 2 事業者は、第20条の規定により使用許可が取り消され若しくは第6条の規定により使用許可の更新申請が不許可とされ第4条に定める使用許可期間が満了したときは、使用許可物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、森林管理署長の現地確認を受けた上で森林管理署長の指定する期日までに使用許可物件を返還しなければならない。
- 3 森林管理署長は、その必要がないと認めたときは、前2項の原状回復義務の全部又は一部について免除することができるものとする。
- 4 森林管理署長は、使用許可の取消し、又は使用許可期間満了に当たっては、使用許可物件の面積規模及びその形質変更の程度等から、事業者の形質変更行為に起因する土砂の崩壊、又は流出等の災害及び国の所有に属する立木の被害発生状況並びに緑化植栽木等の活着及び生育状況についての経過観察が必要と認める場合、その経過観察に関する協定を双方協議の上で締結するものとする。
- 5 森林管理署長は、事業者が第1項又は第2項の規定に基づく原状回復の義務を履行しないときは、事業者の負担においてこれを行うことができるものとする。

（森林管理署長等の一時使用）

第19条 事業者は、森林管理署長又は森林管理署長の承認を受けた者が、使用許可物件を一時使用する必要がある場合は、事業者の使用目的を害しない限りこれを拒んではならない。

（使用許可の取消し又は変更）

第20条 森林管理署長は、次の各号に該当するときは、使用許可の取消し又は変更を行うことができるものとする。

- (1) 事業者が許可条件に違反したとき。
 - (2) 事業者が国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納しているとき。
 - (3) 事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (4) 事業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (6) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (7) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 森林管理署長は、使用許可物件を国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第7条第2項により準用する国有財産法（昭和23年法律第73号）第24条第1項の規定に基づき、本使用許可を取消することができる。
 - 3 森林管理署長が第1項の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合、これにより事業者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 事業者は、森林管理署長が第1項の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合において、森林管理署長に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(損害賠償等)

第21条 事業者は、その責に帰すべき事由により使用許可物件の全部又は一部に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

2 事業者は、前項に掲げる場合のほか、本許可書に定める義務を履行しないため森林管理署長に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

3 事業者は、損害賠償額を納付期限までに納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として森林管理署長に支払わなければならない。

(必要費、有益費の償還請求権の放棄)

第22条 事業者は、使用許可物件に必要費、有益費（それぞれ、民法第608条に規定する必要費、有益費をいう。）を支出した場合であっても、これを森林管理署長に償還請求しないものとする。

(疑義の決定)

第23条 本許可書に規定する条件に関し、疑義のあるときその他使用許可物件の使用について疑義を生じたときは、すべて森林管理署長の決定するところによるものとする。

(注) 1 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理局長」と変更して使用すること。

2 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署 支署長」と変更して使用すること。

3 第5条の物件の引渡しについては、分割納付によらない場合（国有林野管理規程第30条第6号を適用しない場合）は、本文の後ろに、「ただし、使用許可期間の初日までに許可使用料が納付されない場合は許可使用料が納付された日に引き渡したものとする。」を追記すること。

4 第7条に定める許可使用料に消費税が含まれる場合には、許可使用料の下段に括弧書きで、当該消費税相当額及び消費税率を明記するとともに、森林管理署長等の氏名の下に適格請求書発行事業者の登録番号 T8000012050001 を明記するものとする。

番 号
年 月 日

殿

森林管理署長

国 有 林 野 使 用 許 可 書

年 月 日付けをもって使用許可期間の更新の申請のあった当署所管の国有林野の使用については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

なお、本許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、本許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に林野庁長官に対して審査請求をすることができる（なお、処分があったことを知った日から 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができない。）。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができない。）。

記

（使用許可期間）

第 1 条 使用を許可する期間は、年 月 日から 年 月 日までの 3 年間とする。

（許可使用料）

第 2 条 許可使用料は、次に掲げる年額とする。

年 次	期	間	許 可 使 用 料
第 1 年次	自	年 月 日 至 年 月 日	円
第 2 年次	自	年 月 日 至 年 月 日	円
第 3 年次	自	年 月 日 至 年 月 日	円

（許可使用料の納付）

第 3 条 前条に定める許可使用料は、歳入徴収官の発行する納入告知書によって次に掲げる納付期限までに納入しなければならない。

年次	期	間	許可使用料	納付期限
第 一 年 次	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
第 二 年 次	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
第 三 年 次	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日

（その他の条件）

第 4 条 本許可書に規定する条件以外の条件は、年 月 日付け 第 号の国有林野使用許可書に記載された条件によるものとする。

（注） 1 別紙様式 6（第 4 の 1 の（7）関係。新規用）の国有林野使用許可書の許可条件を踏まえ、新たに許可条件を付する必要がある場合にあっては、その条件を追加して記載すること。

- 2 森林管理事務所にあつては、「森林管理署長」を「森林管理局長」と変更して使用すること。
- 3 森林管理署の支署にあつては、「森林管理署長」を「森林管理署 支署長」と変更して使用すること。
- 4 第2条に定める許可使用料に消費税が含まれる場合には、許可使用料の下段に括弧書きで、当該消費税相当額及び消費税率を明記するとともに、森林管理署長等の氏名の下に適格請求書発行事業者の登録番号 T8000012050001 を明記するものとする。

年 月 日

森林管理署長 殿

所在地
部局名

国 有 林 野 使 用 承 認 申 請 書

貴署所管の下記の国有林野について、下記のとおり使用したいので協議します。

記

- 1 所在地
- 2 数量（面積）
- 3 用途
- 4 用途別内訳

用 途	数 量	用 途	数 量

- 5 申請使用期間 自 年 月 日 至 年 月 日

（注） 1 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理局長」と変更して使用すること。
2 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署 支署長」と変更して使用すること。

殿

森林管理署長

国 有 林 野 使 用 承 認 書

年 月 日付け 第 号をもって申請があった国有林野の使用については、下記条件を付して承認する。

については、本承認に対する別紙承諾書を、折り返し提出されたい。

記

（使用承認物件）

第 1 条 使用を承認する物件（以下「使用承認物件」という。）は、次のとおりとする。

（1） 所在地（別紙図面のとおり）

（2） 数量（面積）

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、使用を承認された者（以下「使用者」という。）は本数量をもって使用承認数量とすることを了承するものとする。

（指定用途）

第 2 条 使用者は、使用承認物件を国有林野使用承認申請書に記載した使用目的及び当該申請書に添付した利用計画に基づき、次に掲げる用途に自ら使用しなければならない。

用 途	数 量	用 途	数 量
	m ²		m ²
		計	

2 使用者は、やむを得ない事情により前項に定める用途を変更しようとするときは、あらかじめ、変更する理由、変更後の用途を記載した書面を森林管理署長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用承認期間）

第 3 条 使用を承認する期間（以下「使用承認期間」という。）は、年 月 日から 年 月 日までとする。

2 使用者は、前項の使用承認期間の更新を受けようとするときには、使用承認期間が満了する 2 カ月前までに書面をもって森林管理署長に申請しなければならない。

（承認使用料）

第 4 条 承認使用料は、次に掲げる年額とし、歳入徴収官の発行する納入告知書によって納付期限までに納入しなければならない。

年 次	期 間	承認使用料
第 1 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円
第 2 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円
第 3 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円

2 使用者は、前項の納付期限までに承認使用料を納付していない場合において、使用承認物件の返還について意思表示を行ったとき、又は第 15 条の規定により承認が取り消されたときは、承認使用料の納付に係る債務の免除又は減額を請求することはできない。

（承認使用料の改定）

第 5 条 森林管理署長は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の制定改廃その他の事情の変更により承認使用料の算定方法を改正したときは、前条の規定にかかわらず、将来に向かって承認使用料を改定することができるものとする。

この場合、使用者は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

2 森林管理署長は、違算その他正当な理由により前条に規定する承認使用料が不相当であると認められるときは、その具体の理由を使用者に示し、第 4 条の規定により納付した承認使用料との差額分について追加支払いを求め、又は還付することができるものとする。

この場合、使用者は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(承認使用料の還付)

第6条 第4条の規定に基づき納付された承認使用料は、前条第2項に規定する場合を除き、還付しないものとする。

(転貸等の禁止)

第7条 使用者は、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けた場合を除き、次に掲げる転貸等の行為を行ってはならない。

- (1) 使用承認物件又は使用承認物件に配置した施設の一部を第三者に貸し付けること。
- (2) 使用承認物件に設置した施設の所有権を移転し、若しくは管理経営を委託し、又は当該施設に抵当権を設置すること。

(実地調査等に係る義務)

第8条 森林管理署長は、使用承認物件につき、随時、実地に調査し、使用・管理状況(状況写真を含む。)その他の事項について報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができるものとする。

この場合、使用者は、前項の規定による調査を拒み、報告を怠り、又は指示に違反してはならない。

(標識等の設置・保全義務)

第9条 使用者は、森林管理署長の指示に従い、使用承認物件の区域を明らかにした境界標及び標識を設置し、その保全に努めなければならない。

(使用承認物件の維持保全義務)

第10条 使用者は、常に善良な管理者としての注意をもって使用承認物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 使用承認物件に設置した施設の一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。
- (2) 使用承認物件の形質を変更(指定された用途に供するために行う場合を除く。)すること。
- (3) 使用承認物件又はこれに設置する施設に広告物その他これに類するものを設置又は掲示すること。
- (4) 使用承認物件に設置した施設の屋根、壁面及び塀並びに橋、鉄塔、その他これに類するものの色彩又は材質を変更すること。

(立木の保護義務)

第11条 使用者は、使用承認物件にある立木(許可後に天然に生じたものを含む。)を保護しなければならない。

ただし、当該立木が第2条に定める用途に著しく支障を与える場合においては、森林管理署長の承認を受けて除去することができるものとする。

(災害等の防止義務)

第12条 使用者は、使用承認物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に所属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく森林管理署長に届け出るとともに、使用承認物件及びその周辺の国有林野(使用承認物件の形質変更等に起因して被害が発生し又は発生のおそれのある周辺の国有林野及び使用承認物件の維持保全のために施設の措置を必要とする周辺の国有林野に限る。)についてその復旧、防止のための施設の設置、その他適切な措置を講じなければならない。

2 使用者は、前項に定める措置を講ずるとき(第10条又は第11条の定めに基づき、森林管理署長の承認を受ける場合を除く。)は、森林管理署長の指示に従わなければならない。

3 使用者は、森林管理署長から第1項に定める措置を講ずるよう指導を受けたときは、これに従わなければならない。

4 使用者は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

(安全確保義務)

第13条 使用者は、第2条に定める用途が使用承認物件又はこれに設置する施設(第4項において「使用承認物件等」という。)を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、使用承認物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 使用者は、前項に定める措置を講ずるとき(第10条から第12条までの定めに基づき、森林管理署長の承認を受ける場合を除く。)は、森林管理署長の承認を受けなければならない。

3 使用者は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

4 使用者は、使用承認物件若しくはその周辺の国有林野又は当該国有林野に所在する立木その他の地上物件に起因して、使用承認物件等を利用する第三者又は使用承認物件に損害(当該使用承認物件等を利用する第三者がその利用に付随して、一時的に近接する周辺の国有林野に立ち入った際に発生した損害を含む。)を与えたときには、その賠償のすべての責を負わなければならない。

5 使用者は、賠償責任保険への加入等、前項に定める賠償の責の履行に備えるものとする。
(原状回復義務)

第14条 使用者は、第2条に定める用途に供することを取り止めたときは、使用承認物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、森林管理署長の現地確認を受けた上で第3条に定める使用承認期間が満了する日までに使用承認物件を返還しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により返還の延長につき森林管理署長の承認を受けたときは、使用承認期間が満了した日の翌日から使用承認物件を返還した日までの日数に応じて使用承認料を日割りした額を使用承認料相当額として森林管理署長に支払わなければならない。

2 使用者は、次条の規定により使用承認が取り消され若しくは第3条の規定による使用承認の更新申請が不承認とされ同条に定める使用承認期間が満了したときは、使用承認物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、森林管理署長の現地確認を受けた上で森林管理署長の指定する期日までに使用承認物件を返還しなければならない。

3 森林管理署長は、その必要がないと認めたときは、前2項の原状回復義務の全部又は一部について免除することができるものとする。

(使用承認の取消し又は変更)

第15条 森林管理署長は、次の各号に該当するときは、使用承認を取消し又は変更することができるものとする。

- (1) 使用者が本承認書の条件に違反したとき。
- (2) 使用計画の変更その他の理由により不要と認められる土地が生じたとき。

(注) 1 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理局長」と変更して使用すること。

2 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署 支署長」と変更して使用すること。

年 月 日

森林管理署長 殿

所在地
部局名

国 有 林 野 使 用 承 認 承 諾 書

年 月 日付 第 号をもって承認された国有林野の使用については、同承認書に記載の使用条件を承諾します。

- （注） 1 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理局長」と変更して使用すること。
2 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署 支署長」と変更して使用すること。

分 収 造 林 契 約 書

国（以下「甲」という。）と造林者（以下「乙」という。）とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 40 号。以下「規則」という。）に基づき、別紙 1 条項を約定して、下記のとおり分収造林契約を締結したので、その証として本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各その一通を保有する。

年 月 日

国
契約担当官

造林者 住所
氏名

記

- 1 分収林の所在
- 2 分収林の実測面積
（別紙図面のとおりに）ヘクタール
- 3 契約の存続期間
- 4 植栽樹種及びその本数
- 5 植栽の期間及び方法並びに保育の方法
（別紙造林計画書のとおりに）
- 6 伐採の時期及び方法
- 7 収益分収の割合
- 8 特約事項
（別紙 2「暴力団排除に関する特約条項」のとおりに）
（別紙 1）

第 1 条 乙は別紙の造林計画書により造林を行うものとし、その計画を変更するときは、あらかじめ甲の同意を受けるものとする。

2 甲は、乙から造林等についての技術指導を求められたときは必要な指導をするものとする。

第 2 条 乙は、法第 15 条ただし書の規定により甲の許可を受けてその権利を処分しようとする場合において、甲が当該権利の買受けの申込みをしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないものとする。

第 3 条 乙は、法第 17 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合には、同条第 2 項の規定により国の所有に帰することとなる樹木がないときにあっては、契約締結の日から解除の日までの期間につき国有林野管理規程（昭和 36 年農林省訓令第 25 号。以下「規程」という。）第 25 条第 1 項、第 26 条及び第 29 条の規定により算定した毎年度の貸付料に相当する金額に、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に規定する法定利率に基づき計算した利息を加算して得た金額（以下この条において「貸付料相当額」という。）を法第 17 条第 2 項の規定により国の所有に帰することとなる樹木があり、かつ、その樹木につき甲が評定した価額が貸付料相当額に満たないときにあっては、その貸付料相当額と樹木の評定価額との差額を賠償として甲に支払うものとする。

2 乙は、前項に基づき乙が甲に支払うべき金銭を、甲が定める納付期限までに納付しない場合は、納付期限日の翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条 1 項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

第 4 条 乙は、甲が法第 11 条第 3 項の規定により天然に生じた樹木を分収木とともに成育させるものとして指定した場合において、甲が収益分収の割合を変更する旨の協議をしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことはできないものとする。

第 5 条 乙が規則第 37 条の規定により定められた搬出期間内にその分収木の搬出を終わらない場合には、その分収木は国の所有に帰するものとする。

第6条 乙が搬出を終わらない分収木を他人に譲渡する場合には、乙は、搬出につき甲に対して有する権利義務を譲受人に承継させ、かつ、当該譲受人と連帯してその責に任ずる旨を記載した書面に当該譲受人と連署して甲に届け出るものとする。

第7条 乙は、その定款又は規約を変更する場合には、甲の承認を受けなければならない。

第8条 収益分収の終わった土地については、本分収造林契約の効力は消滅するものとする。

第9条 甲は次に掲げる場合には、本分収造林契約を解除することができるものとする。

(1) 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により本契約の目的が達せられる見込みがないと認められる場合

(2) 甲の承認を受けることなく乙がその定款又は規約を変更した場合

第10条 甲は、本分収林を農耕地その他林野以外の用途に供すべき特別の必要があると認める場合は、本分収造林契約の解約を申し入れることができるものとする。

第11条 前2条により本分収造林契約を解除又は解約した場合には、分収林は収益分収の割合で分収するものとする。

第12条 本契約に関し疑義あるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

分収造林契約書作成上の注意

- 1 契約条項については、造林者を拘束することとなるので、本契約条項のほか、これに付加する条項には、必要不可欠と認められるもののみとすること。
- 2 分収木を第三者に売払処分した場合、分収木の買受人が伐採搬出に当たり、搬出未済となった立木の処理については、買受人に当該立木の所有権を放棄せしめることとしており、このため棄権木は再び国と造林者の共有となるので、国有林野の管理経営上支障が生じるときは、この棄権木の処理については造林者と特約をすること。
- 3 造林者の定款又は規約の変更は、森林管理局長の承認を必要としており、この履歴の確保を図るため、定款又は規約の閲覧を必要と認められるときは、必要最小限の特約を行うこと。
- 4 契約書に添付する図面は、位置図及び実測図とすること。また、造林計画については、造林者と十分協議を行い、現地の実情にそった計画を記載し、添付すること。なお、造林計画書には、主・間伐の時期も併せて記載するものとする。
- 5 森林管理局長が分収造林契約を締結する場合は、必要に応じて次の条項を加えること。
第〇〇条 乙は、造林、保育又は法第13条に定める保護義務の履行が不可能な場合には、乙の負担において、その行為の全部又は一部について〇〇〇〇〇〇に依頼して行うものとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を、造林、保育又は保護等の作業に係る請負人又は当該作業を受託した者（以下「請負人等」という。なお、請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。）としないことを確約する。

(請負人等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに請負人等との契約を解除し、又は請負人等に対し当該解除対象者（請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該請負人等との契約を解除せず、若しくは請負人等に対し当該解除対象者（請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとし、当該契約の解除された分収木は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。なお、損害の賠償算定は、本契約書第3条に準じて算出するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

共用林野設定契約書

国（以下「甲」という。）と、共用者（以下「乙」という。）とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。）に基づき、下記条項を約定して、共用林野の設定について契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

国
分任契約担当官

共用者
住 所
氏 名

記

- 1 共用林野の所在
- 2 共用林野の面積
(別紙図面のとおり) ヘクタール
- 3 契約の存続期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 採取することができる林産物の種類、数量及び採取方法
放牧することができる家畜の種類及び頭数
- 5 使用料
金 円
- 6 共用者の住所を有する区域及び共用者としての要件

第1条 乙は、表記の使用料を、歳入徴収官の発行する納入告知書により納付しなければならない。

第2条 乙は、甲が指定する期日までに使用料を支払わなかったときは、その翌日から支払った日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

第3条 本契約は、甲が実地の指示をすることによって効力を生ずるものとする。

2 実地の指示は、乙が使用料及び延滞金を完納し、かつ、規則第43条の規定に基づく規約書の作成の協議が整った後に行うものとする。

第4条 乙は、甲の指示する箇所に共用林野の境界標及び以下の表示をした標識を設置しなければならない。

表面 国有林野名 共用林野の種類、面積

裏面 存続期間・共用者住所氏名

- 第5条 乙は、共用林野の林産物を採取し又は放牧を開始するときは、文書をもって甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。
- 2 乙は、林産物の採取又は放牧を終わったときは、文書により採取した林産物の種類別数量、放牧した家畜の頭数を甲に申し出なければならない。
- 第6条 乙は、採取した林産物の数量が表記の数量に達しない場合があっても当該林産物の不足数量の補足又は既納の使用料の返還を請求しないものとする。
- 第7条 乙は、契約期間中に経済事情に著しい変動があった場合において甲が使用料変更について協議したときは、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 第8条 乙は、共用林野については、以下の義務を負うものとする。
- (1) 法第13条各号に掲げる事項
 - (2) 規則第17条、第33条及び第45条第1項に掲げる事項
 - (3) 看守人の任免について甲に通知すること

第9条 乙は、法第23条第1項の規定に基づき共用林野契約を解除し、又はその使用を制限し、若しくは禁止された場合は、既納の使用料その他の費用の返還を請求しないものとする。

第10条 甲は、国又は公共団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、共用林野契約を解除し、又はその使用を制限し、若しくは禁止することができる。

第11条 乙又は放牧畜が共用林野に被害を及ぼしたときは、乙は甲に対し一切の責を負うものとする。

第12条 乙は、本契約の更新を受けようとするときは、存続期間満了の2カ月前までに書面をもって甲に申請しなければならない。

第13条 乙は、存続期間が満了したときは、速やかに文書をもって甲に共用終了を届けなければならない。

第14条 乙は、代表者を変更したときは、新代表者から文書をもって甲に届け出なければならない。

2 乙が前項に定める届出を怠ったため、甲が旧代表者に代理権があると信じてした行為については、新代表者がその責を負うものとする。

第15条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(注) 本様式の使用に当たっては、共用林野の種類保護義務の有無等により、各条項等を適宜修正のうえ使用すること。

連帯保証契約書

（連帯保証）

第 1 条 国（以下「甲」という。）と連帯保証人（以下「丙」という。）は、 年 月 日 付をもって甲と借受者（以下「乙」という。）が締結した事業用定期借地権設定契約又は国有林野貸 付契約（以下「当該契約」という。）に係る乙の債務及び義務について、丙が乙と連帯して保証することを合意した。なお、当該契約が更新された場合においても、同様とする。

当該契約に基づき、乙が甲に対して負担する債務及び義務は、以下のとおり。なお、極度額は金 円とする。

- （1） 乙が甲に納付する当該契約から生じる貸付料及び延滞金等の債務
- （2） 乙が負う国有林野の原状回復義務
- （3） 当該契約の解除後において、乙が不法に国有林野を使用した場合に係る損害賠償金及び遅延損害金（主張制限）

第 2 条 丙は、以下の事由をもって、前条の保証債務の履行を拒絶することはできない。

- （1） 甲が乙に対して、履行の催告を行っていないこと。
- （2） 乙が、資産を有し、かつ、甲が同資産への執行を行っていないこと。

（甲の読替え）

第 3 条 甲の権限が歳入徴収官 森林管理局長に移管した場合は、歳入徴収官 森林管理局長を甲として読み替えることとする。

（情報の提供）

第 4 条 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、貸付料の支払状況・延滞金、違約金及び損害賠償の額、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

2 乙に延滞金等の債務が生じたときは、甲は、丙に対し、当該債務が生じた日から 2 ヶ月以内にその旨の情報を通知しなければならない。

（専属的合意管轄）

第 5 条 本契約に関する訴えの管轄は、 森林管理署の所在地を管轄区域とする 地方裁判所とする。

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を 3 通作成し、各自署名押印の各 1 通を保有する。

年 月 日

（甲） 国
分任契約担当官 印

（乙） 住所
氏名 印

（丙） 住所
氏名 印

- （注） 1 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
2 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署 支署」と変更して使用すること。
3 連帯保証人が法人である場合においては、第 1 条の極度額の表記を削除して用いること。

連帯保証契約書

（連帯保証）

第 1 条 国（以下「甲」という。）と連帯保証人（以下「丙」という。）は、年 月 日付をもって甲と使用者（以下「乙」という。）に対する国有林野使用許可（以下「当該許可」という。）に係る乙の債務及び義務について、丙が乙と連帯して保証することを合意した。なお、当該許可が更新された場合においても、同様とする。

当該許可に基づき、乙が甲に対して負担する債務及び義務は、以下のとおり。なお、極度額は金円とする。

- （1） 乙が甲に納付する許可使用料及び延滞金等の債務
- （2） 乙が負う国有林野の原状回復義務
- （3） 当該許可の取消後において、乙が不法に国有林野を使用した場合に係る損害賠償金及び遅延損害金（主張制限）

第 2 条 丙は、以下の事由をもって、前条の保証債務の履行を拒絶することはできない。

- （1） 甲が乙に対して、履行の催告を行っていないこと。
- （2） 乙が、資産を有し、かつ、甲が同資産への執行を行っていないこと。

（甲の読替え）

第 3 条 甲の権限が歳入徴収官 森林管理局長に移管した場合は、歳入徴収官 森林管理局長を甲として読み替えることとする。

（情報の提供）

第 4 条 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、許可使用料の支払状況・延滞金、違約金及び損害賠償の額、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

2 乙に延滞金等の債務が生じたときは、甲は、丙に対し、当該債務が生じた日から 2 ヶ月以内にその旨の情報を通知しなければならない。

（専属的合意管轄）

第 5 条 本契約に関する訴えの管轄は、森林管理署の所在地を管轄区域とする 地方裁判所とする。

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を 3 通作成し、各自署名押印の各 1 通を保有する。

年 月 日

（甲） 国
分任契約担当官 印

（乙） 住所
氏名 印

（丙） 住所
氏名 印

- （注） 1 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
2 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署 支署」と変更して使用すること。
3 連帯保証人が法人である場合においては、第 1 条の極度額の表記を削除して用いること。

年 月 日

森林管理署長 殿

住所
申請者
氏名（名称）

国 有 林 野 貸 付 申 請 書

貴署所管の下記の国有林野について、下記のとおり借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 所在地
- 2 数量（面積）
- 3 用途
- 4 用途別内訳

用 途	数 量	用 途	数 量

- 5 申請貸付期間 自 年 月 日 至 年 月 日

（注） 1 国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野管第 96 号林野庁長官通知）第 3 の 1 の(1)に規定する書類のうち森林管理署長が必要と認めるもの並びに設置する施設の規模・能力を記載した書類を添付すること。
2 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
3 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署 支署」と変更して使用すること。

番 号
年 月 日

殿

森林管理署長

国 有 林 野 の 貸 付 料 改 定 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもって締結した国有林野の貸付契約に定めるところにより、
年 月 日から 年 月 日の間における貸付料の額を下記のとおり通知する。

1 貸付料

年 次	期 間	貸付料
第 1 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円
第 2 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円
第 3 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円

2 貸付料の納付

年 次	期 間	貸付料	納付期限
第 一 年 次	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
第 二 年 次	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
第 三 年 次	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日

- （注） 1 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
2 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署 支署」と変更して使用すること。

国有林野有償貸付契約公正証書作成嘱託書

貸付者 国（以下「甲」という。）と借受者（以下「乙」という。）とは、国有林野について借地借家法（平成 3 年法律第 90 号。以下「法」という。）第 23 条第 2 項に規定する借地権（以下「事業用借地権」という。）の設定を目的とした賃貸借を内容とする借地契約を締結するため、甲及び乙は次の条項について確認し、公正証書の作成を嘱託する。

（確認事項）
第 1 条 甲及び乙は、本件借地契約について、法第 3 条から第 8 条まで、第 13 条及び第 18 条並びに民法第 619 条の規定は適用されないことを確認する。

（信義誠実等の義務）
第 2 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
2 乙は、貸付物件が国有財産であることを考慮し、常に適正に使用しなければならない。

（貸付物件）
第 3 条 貸付物件は、次のとおりとする。
（1）所在地（別紙図面のとおり）
（2）数量（面積）
2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（指定用途）
第 4 条 乙は、貸付物件を国有林野貸付申請書に記載した使用目的及び当該申請書に添付した利用計画に基づき、次に掲げる用途に自ら使用しなければならない。

用 途	数 量	用 途	数 量
	㎡		㎡
		計	

2 乙は、貸付物件を次の各号に掲げる用に使用してはならない。
（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する営業その他これらに類する業の用
（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類する施設の用
（3）公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他近隣住民の迷惑となる目的の用
3 乙は、やむを得ない事情により第 1 項に定める用途又は次条に定める期日を変更しようとするときは、あらかじめ、変更する理由、変更後の用途又は期日を記載した書面を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（指定期日）
第 5 条 乙は、貸付物件を 年 月 日までに前条第 1 項に定める用途に供さなければならない。

（貸付期間）
第 6 条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までの 10 年間とする。

（物件の引渡し）
第 7 条 甲は、前条に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡したものとする。

（貸付料）
第 8 条 貸付料は、次に掲げる年額とする。

年 次	期 間	貸付料
第 1 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円
第 2 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円
第 3 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円

2 前項に掲げる期間が満了した後の期間に係る貸付料については、改めて甲から通知する。なお、貸付

料は3年毎に改定するものとし、改定の都度、3年間に係る貸付料を甲から通知する。

(貸付料の納付)

第9条 前条に定める貸付料は、歳入徴収官の発行する納入告知書によって次に掲げる納付期限までに納付しなければならない。

年次	期	間	貸付料	納付期限
第一次	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
第二次	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
第三次	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自	年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日

2 乙は、前項の納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の納付期限までに貸付料を納付していない場合において、第6条の貸付期間が満了したとき又は第24条の定めにより契約が解除されたときは、貸付料及び延滞金の納付に係る債務の免除又は減額を請求することはできない。

4 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が貸付料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(貸付料の改定)

第10条 甲は、第8条に定める貸付料について、3年ごとに改定するものとする。

2 甲は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の制定改廃その他の事情の変更により貸付料の算定方法を改正したときは、第8条及び前項の定めにかかわらず、将来に向かって貸付料を改定することができる。この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

3 甲は、第1項及び第2項の定めにより貸付料の改定を行った場合においては、改定の都度、改定後の貸付料の年額等を乙に通知するものとする。

4 甲は、違算その他正当な理由により第8条に定める貸付料が不相当であると認められるときは、その具体の理由を乙に示し、第9条の定めにより納付された貸付料との差額分について追加支払を求め、又は還付することができる。

この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(貸付料の還付)

第11条 乙は、第24条第5項の定めにより契約が解除された場合を除き、第9条の定めにより納付した貸付料の還付を請求することができない。

(担保の提供等)

第12条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、本契約締結と同時に、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）に基づき、甲の指示するところにより、第8条に定める貸付料の年額に相当する額以上の担保を提供しなければならない。

2 甲が担保価値が減少したことを認めて、乙に対して増担保又は代わりの担保の提供を請求したときは、乙は遅滞なく増担保又は代わりの担保を提供しなければならない。

3 甲は、乙が本契約から生じる全ての債務を完済したとき又は担保処分により残額が生じたときは、遅滞なく担保を返還する。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、貸付物件について種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分があることを理由として、民法（明治29年法律第89号）第559条において準用する第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除並びに同法第606条第1項に規定する修繕請求並びに第608条の必要費償還請求及び有益費償還の請求を行うことができない。

(住所等の変更の届出)

第14条 乙は、その氏名又は住所等に変更があった場合は、これを証する書類を添えて、遅滞なくこれを甲に通知するものとする。

(転貸等の禁止)

第15条 乙は、やむを得ない事情により甲の書面による承認を受けた場合を除き、次に掲げる転貸等の行為を行ってはならない。

なお、甲の承認を受け乙が第三者との間で次に掲げる行為を行う場合には、当該第三者との間で締結する契約において、当該施設が事業用借地権に基づくものであり、第6条に定める貸付期間の満了により借地権が消滅し、施設を取り壊すことを明示しなければならない。

(1) 貸付物件又はこれに設置した施設の全部若しくは一部を第三者に貸し付けること。

(2) 貸付物件の賃借権を第三者に譲渡すること。

(3) 貸付物件に設置した施設の所有権を移転し、若しくは管理経営を委託し、又は当該施設に抵当権を設定すること。

(実地調査等に係る義務)

第16条 甲は、貸付物件につき、随時、実地に調査し、使用・管理状況(状況写真を含む。)その他の事項について報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

2 乙は、前項に定める調査を拒み、報告を怠り、又は指示に違反してはならない。

(標識等の設置・保全義務)

第17条 乙は、甲の指示に従い、貸付物件の区域を明らかにした境界標及び標識を設置し、その保全をしなければならない。

(貸付物件の維持保全義務)

第18条 乙は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により甲の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 貸付物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。

(2) 貸付物件の形質を変更(指定された用途に供するために行う場合を除く。)すること。

(3) 貸付物件又はこれに設置する施設に広告物その他これに類するものを設置又は掲示すること。

(4) 貸付物件に設置した施設の屋根、壁面及び塀並びに橋、鉄塔その他これに類するものの色彩又は材質を変更すること。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等を請求することができない。

(立木の保護義務)

第19条 乙は、貸付物件にある立木(本契約締結後に天然に生じたものを含む。)を保護しなければならない。

ただし、当該立木が第4条に定める用途に著しく支障を与える場合においては、甲の承認を受けて除去することができる。

(災害等の防止義務)

第20条 乙は、貸付物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に所属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るとともに、貸付物件及びその周辺の国有林野(貸付物件の形質変更等に起因して被害が発生し又は発生のおそれのある周辺の国有林野及び貸付物件の維持保全のための施設の設置を必要とする周辺の国有林野に限る。)についてその復旧、防止のための施設の設置その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき(第18条又は第19条の定めに基づき、甲の承認を受ける場合を除く。)は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、甲から第1項に定める措置を講ずるよう指導を受けたときは、これに従わなければならない。

4 乙は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

(安全確保義務)

第21条 乙は、第4条に定める用途が貸付物件又はこれに設置する施設(第4項において「貸付物件等」という。)を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、貸付物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき(第18条から第20条までの定めに基づき、甲の承認を受ける場合を除く。)は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

4 乙は、貸付物件若しくはその周辺の国有林野又は当該国有林野に所在する立木その他の地上物件に起因して、貸付物件等を利用する第三者又は貸付物件に損害（当該貸付物件等を使用する第三者がその利用に付随して、一時的に近接する周辺の国有林野に立ち入った際に発生した損害を含む。）を与えたときには、その賠償のすべての責を負わなければならない。

5 乙は、賠償責任保険への加入等、前項に定める賠償の責の履行に備えるものとする。

（原状回復義務）

第22条 乙は、次の各号に掲げる場合には、貸付物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、甲の現地確認を受けた上で甲の指定する期日までに貸付物件を返還しなければならない。

（1）第6条に定める貸付期間が満了したとき（甲と乙が事業用借地権の設定を目的とした借地契約を再度締結した場合を除く。）。

（2）第4条に定める用途に供することを取り止めたとき。

（3）第24条第1項及び第2項の定めにより契約が解除されたとき。

2 前項第1号及び第2号に該当する場合には、貸付期間が満了した日の翌日から甲の指定する期日までの期間について、甲が乙に対して国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づき、当該貸付物件に係る国有林野の使用を許可することができるものとする。

3 甲は、その必要がないと認めたときは、第1項の原状回復義務の全部又は一部について免除することができる。

4 甲は、本契約の終了又は解除に当たっては、貸付物件の面積規模及びその形質変更の程度等から、乙の形質変更行為に起因する土砂の崩壊、又は流出等の災害及び国の所有に属する立木の被害発生状況並びに緑化植栽木等の活着及び生育状況についての経過観察が必要と認める場合、その経過観察に関する協定を甲乙協議の上で締結するものとする。

5 甲は、乙が第1項の定めに基づく原状回復の義務を履行しないときは、乙の負担においてこれを行うことができる。

（違約金）

第23条 乙は、第6条に定める貸付期間において、本契約に定める義務に違反したときは、次に掲げる金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

（1）第5条又は第16条から第21条までに定める義務に違反した場合 金 円

（2）第4条第1項又は第15条に定める義務に違反した場合 金 円

2 乙は、第8条第1項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、第8条第2項の期間について甲の定める基準により計算した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

3 前項に定める違約金は、第25条に定める損害賠償額の一部と解釈してはならない。

4 乙は、違約金を納付期限までに納付しない場合には、その翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で算定した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（契約の解除又は変更）

第24条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合は、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第4条第2項に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何ら催促を要せず、本契約を解除することができる。

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、賠償ないし補償することを要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除又は変更をした場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を補償するものとする。

5 甲は、貸付物件を公用、公共用又は公益事業の用に供する必要が生じたときは、本契約を解除することができる。

6 甲は、第4条第3項の定めにより利用計画の変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときは、当該部分の契約の変更を求めることができる。

この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(損害賠償等)

第25条 乙は、その責に帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

2 乙は、前項に掲げる場合のほか、本契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

3 乙は、損害賠償額を納付期限までに納付しない場合には、その翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(必要費、有益費の償還請求権の放棄)

第26条 乙は、貸付物件に必要費、有益費(それぞれ、民法第608条に規定する必要費、有益費をいう。)を支出した場合であっても、これを甲に償還請求しないものとする。

(強制執行認諾約款)

第27条 乙は、本契約の金銭債務を履行しないとき又は原状回復義務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

(契約の費用)

第28条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第29条 乙は、本契約締結後、次に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

所在地・現況地目・面積・契約年月日・年額貸付料・契約期間・契約相手方名・法人番号・用途・減額貸付の有無・定期借地権の設定の有無・価格形成上の減価要因

(疑義の決定)

第30条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第31条 本契約に関する訴えの管轄は、 森林管理署の所在地を管轄区域とする 地方裁判所とする。

年 月 日

貸付者 国
分任契約担当官

借受者 住所
氏名(名称)

- (注) 1 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
2 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署 支署」と変更して使用すること。
3 第7条の物件の引渡しについては、分割納付によらない場合(国有林野管理規程第30条第6号を適用しない場合)は、本文の後ろに、「ただし、貸付期間の初日までに貸付料が納付されない場合は貸付料が納付された日に引き渡したものとする。」を追記すること。
4 借受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者に該当する場合には、第13条の契約不適合責任に関する条項を削ること。
5 契約内容の公表に該当しない場合には、第29条を削除して使用すること。
6 契約内容を公表する場合であつて用途を宅地として貸付ける場合、第29条の公表する契約内容に「都市計画区域・用途地域・建蔽率・容積率」の項目を追加して使用すること。

国 有 林 野 有 償 貸 付 契 約 書

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が国有財産であることを考慮し、常に適正に使用しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

(1) 所在地（別紙図面のとおり）

(2) 数量（面積）

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（指定用途）

第3条 乙は、貸付物件を国有林野貸付申請書に記載した使用目的及び当該申請書に添付した利用計画に基づき、次に掲げる用途に自ら使用しなければならない。

用 途	数 量	用 途	数 量
	m ²		m ²
		計	

2 乙は、貸付物件を次の各号に掲げる用に使用してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する営業その他これらに類する業の用

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類する施設の用

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他近隣住民の迷惑となる目的の用

3 乙は、やむを得ない事情により第1項に定める用途又は次条に定める期日を変更しようとするときは、あらかじめ、変更する理由、変更後の用途又は期日を記載した書面を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（指定期日）

第4条 乙は、貸付物件を 年 月 日までに前条第1項に定める用途に供さなければならない。

（貸付期間）

第5条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までの10年間とする。

（物件の引渡し）

第6条 甲は、前条に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡したものとする。

（貸付料）

第7条 貸付料は、次に掲げる年額とする。

年 次	期 間	貸付料
第1年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円
第2年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円
第3年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円

2 前項に掲げる期間が満了した後の期間に係る貸付料については、改めて甲から通知する。なお、貸付料は3年毎に改定するものとし、改定の都度、3年間に係る貸付料を甲から通知する。

（貸付料の納付）

第8条 前条に定める貸付料は、歳入徴収官の発行する納入告知書によって次に掲げる納付期限までに納付しなければならない。

年 次	期 間	貸付料	納付期限
第 第	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日

一年次	自	年	月	日	至	年	月	日	円	年	月	日
	自	年	月	日	至	年	月	日	円	年	月	日
	自	年	月	日	至	年	月	日	円	年	月	日
第二年次	自	年	月	日	至	年	月	日	円	年	月	日
	自	年	月	日	至	年	月	日	円	年	月	日
	自	年	月	日	至	年	月	日	円	年	月	日
第三年次	自	年	月	日	至	年	月	日	円	年	月	日
	自	年	月	日	至	年	月	日	円	年	月	日
	自	年	月	日	至	年	月	日	円	年	月	日

2 乙は、前項の納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の納付期限までに貸付料を納付していない場合において、第5条の貸付期間が満了したとき又は第22条の定めにより契約が解除されたときは、貸付料及び延滞金の納付に係る債務の免除又は減額を請求することはできない。

4 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が貸付料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（貸付料の改定）

第9条 甲は、第7条に定める貸付料について、3年ごとに改定するものとする。

2 甲は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の制定改廃その他の事情の変更により貸付料の算定方法を改正したときは、第7条及び前項の定めにかかわらず、将来に向かって貸付料を改定することができる。この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

3 甲は、第1項及び第2項の定めにより貸付料の改定を行った場合においては、改定の都度、改定後の貸付料の年額等を乙に通知するものとする。

4 甲は、違算その他正当な理由により第7条に定める貸付料が不相当であると認められるときは、その具体の理由を乙に示し、第8条の定めにより納付された貸付料との差額分について追加支払を求め、又は還付することができる。

この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

（貸付料の還付）

第10条 乙は、第22条第5項の定めにより契約が解除された場合を除き、第8条の定めにより納付した貸付料の還付を請求することができない。

（担保の提供等）

第11条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、本契約締結と同時に、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）に基づき、甲の指示するところにより、第7条に定める貸付料の年額に相当する額以上の担保を提供しなければならない。

2 甲が担保価値が減少したことを認めて、乙に対して増担保又は代替りの担保の提供を請求したときは、乙は遅滞なく増担保又は代替りの担保を提供しなければならない。

3 甲は、乙が本契約から生じる全ての債務を完済したとき又は担保処分により残額が生じたときは、遅滞なく担保を返還する。

（契約不適合責任）

第12条 乙は、貸付物件について種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分があることを理由として、民法（明治29年法律第89号）第559条において準用する第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求並びに同法第606条第1項に規定する修繕請求並びに第608条の必要費償還請求及び有益費償還の請求を行うことができない。

（転貸等の禁止）

第13条 乙は、やむを得ない事情により甲の書面による承認を受けた場合を除き、次に掲げる転貸等の行為を行ってはならない。

- (1) 貸付物件又はこれに設置した施設の全部若しくは一部を第三者に貸し付けること。
- (2) 貸付物件の賃借権を第三者に譲渡すること。
- (3) 貸付物件に設置した施設の所有権を移転し、若しくは管理経営を委託し、又は当該施設に抵当権を設定すること。

（実地調査等に係る義務）

第14条 甲は、貸付物件につき、随時、実地に調査し、使用・管理状況（状況写真を含む。）その他の事

項について報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

2 乙は、前項に定める調査を拒み、報告を怠り、又は指示に違反してはならない。

(標識等の設置・保全義務)

第 15 条 乙は、甲の指示に従い、貸付物件の区域を明らかにした境界標及び標識を設置し、その保全をしなければならない。

(貸付物件の維持保全義務)

第 16 条 乙は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により甲の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 貸付物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。

(2) 貸付物件の形質を変更（指定された用途に供するために行う場合を除く。）すること。

(3) 貸付物件又はこれに設置する施設に広告物その他これに類するものを設置又は掲示すること。

(4) 貸付物件に設置した施設の屋根、壁面及び塀並びに橋、鉄塔その他これに類するものの色彩又は材質を変更すること。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第 1 項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等を請求することができない。

(立木の保護義務)

第 17 条 乙は、貸付物件にある立木（本契約締結後に天然に生じたものを含む。）を保護しなければならない。

ただし、当該立木が第 3 条に定める用途に著しく支障を与える場合においては、甲の承認を受けて除去することができる。

(災害等の防止義務)

第 18 条 乙は、貸付物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に所属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るとともに、貸付物件及びその周辺の国有林野（貸付物件の形質変更等に起因して被害が発生し又は発生のおそれのある周辺の国有林野及び貸付物件の維持保全のための施設の設置を必要とする周辺の国有林野に限る。）についてその復旧、防止のための施設の設置その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき（第 16 条又は第 17 条の定めに基づき、甲の承認を受ける場合を除く。）は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、甲から第 1 項に定める措置を講ずるよう指導を受けたときは、これに従わなければならない。

4 乙は、第 1 項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

(安全確保義務)

第 19 条 乙は、第 3 条に定める用途が貸付物件又はこれに設置する施設（第 4 項において「貸付物件等」という。）を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、貸付物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき（第 16 条から第 18 条までの定めに基づき、甲の承認を受ける場合を除く。）は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、第 1 項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

4 乙は、貸付物件若しくはその周辺の国有林野又は当該国有林野に所在する立木その他の地上物件に起因して、貸付物件等を利用する第三者又は貸付物件に損害（当該貸付物件等を使用する第三者がその利用に付随して、一時的に近接する周辺の国有林野に立ち入った際に発生した損害を含む。）を与えたときには、その賠償のすべての責を負わなければならない。

5 乙は、賠償責任保険への加入等、前項に定める賠償の責の履行に備えるものとする。

(原状回復義務)

第 20 条 乙は、次の各号に掲げる場合には、貸付物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、甲の現地確認を受けた上で甲の指定する期日までに貸付物件を返還しなければならない。

(1) 第 5 条に定める貸付期間が満了したとき（甲と乙が貸付契約を再度締結した場合を除く。）。)

(2) 第 3 条に定める用途に供することを取り止めたとき。

(3) 第 22 条第 1 項及び第 2 項の定めにより契約が解除されたとき。

2 前項第 1 号及び第 2 号に該当する場合には、貸付期間が満了した日の翌日から甲の指定する期日までの期間について、甲が乙に対して国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 19 条第 6 項の規定に基づき、

当該貸付物件に係る国有林野の使用を許可することができるものとする。

- 3 甲は、その必要がないと認めたときは、第1項の原状回復義務の全部又は一部について免除することができる。
 - 4 甲は、本契約の終了又は解除に当たっては、貸付物件の面積規模及びその形質変更の程度等から、乙の形質変更行為に起因する土砂の崩壊、又は流出等の災害及び国の所有に属する立木の被害発生状況並びに緑化植栽木等の活着及び生育状況についての経過観察が必要と認める場合、その経過観察に関する協定を甲乙協議の上で締結するものとする。
 - 5 甲は、乙が第1項の定めに基づく原状回復の義務を履行しないときは、乙の負担においてこれを行うことができる。
- (違約金)

第21条 乙は、第5条に定める貸付期間において、本契約に定める義務に違反したときは、次に掲げる金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第4条又は第14条から第19条までに定める義務に違反した場合 金 円
 - (2) 第3条第1項又は第13条に定める義務に違反した場合 金 円
- 2 乙は、第7条第1項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、第7条第2項の期間について甲の定める基準により計算した金額によることに同意する。なお金額については甲から通知する。
- 3 前項に定める違約金は、第24条に定める損害賠償額の一部と解釈してはならない。
- 4 乙は、違約金を納付期限までに納付しない場合には、その翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(契約の解除又は変更)

第22条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合は、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が第3条第2項に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何ら催促を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除又は変更をした場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 甲は、貸付物件を公用、公共用又は公益事業の用に供する必要が生じたときは、本契約を解除することができる。
- 6 甲は、第3条第3項の定めにより利用計画の変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときは、当該部分の契約の変更を求めることができる。
この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。
- 7 甲は、第5条に定める貸付期間中に乙が契約の解除を申し出た場合は、本契約を解除することができる。

(住所等の変更の届出)

第23条 乙は、その氏名又は住所等に変更があった場合は、これを証する書類を添えて、遅滞なくこれを甲に通知するものとする。

(損害賠償等)

第24条 乙は、その責に帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

- 2 乙は、前項に掲げる場合のほか、本契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

3 乙は、損害賠償額を納付期限までに納付しない場合には、その翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(必要費、有益費の償還請求権の放棄)

第 25 条 乙は、貸付物件に必要な費、有益費（それぞれ、民法第 608 条に規定する必要費、有益費をいう。）を支出した場合であっても、これを甲に償還請求しないものとする。

(契約の費用)

第 26 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第 27 条 乙は、本契約締結後、次に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

所在地・現況地目・面積・契約年月日・年額貸付料・契約期間・契約相手方名・法人番号・用途・減額貸付の有無・定期借地権の設定の有無・価格形成上の減価要因

(疑義の決定)

第 28 条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第 29 条 本契約に関する訴えの管轄は、 森林管理署の所在地を管轄区域とする 地方裁判所とする。

年 月 日

貸付者 国
分任契約担当官

借受者 住所
氏名（名称）

- (注) 1 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
2 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署 支署」と変更して使用すること。
3 第 6 条の物件の引渡しについては、分割納付によらない場合（国有林野管理規程第 30 条第 6 号を適用しない場合）は、本文の後ろに、「ただし、貸付期間の初日までに貸付料が納付されない場合は貸付料が納付された日に引き渡したものとする。」を追記すること。
4 借受人が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者に該当する場合には、第 12 条の契約不適合責任に関する条項を削ること。
5 契約内容の公表に該当しない場合には、第 27 条を削除して使用すること。
6 契約内容を公表する場合であつて用途を宅地として貸付ける場合、第 27 条の公表する契約内容に「都市計画区域・用途地域・建蔽率・容積率」の項目を追加して使用すること。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式 19 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※ 1）、政治活動標ぼうゴロ（※ 2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※ 1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※ 2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

森林管理署長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏 名又は名 称

（注） 1 森林管理事務所にあっては「森林管理署長」を「森林管理事務所長」と変更して使用すること。

2 森林管理署の支署にあっては「森林管理署長」を「森林管理署 支署長」と変更して使用すること。

別紙様式 19（第 3 の 1 の（4）関係）

年 月 日

役 員 名 簿				
商号又は氏名				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所

照 会 書				
商号又は氏名				
所 在 地				
役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
	上記の者について、以下に該当する者か否か。(申請書等を添付) (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している			
参 考				
上記のとおり照会します。 〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿 森林管理署長 (氏 名)				

- (注) 1 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理事務所長」と変更して使用すること。
 2 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署 支署長」と変更して使用すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表。個人である場合は当方の個人情報。）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（営業契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、申込書の提出をもって誓約します。

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

要望者 住所又は所在地
氏名又は名称

同 意 書

下記1の国有林野の貸付け（又は使用）に係る契約手続きについて、下記2の事項を異議なく同意します。

記

1 物件の表示

物件所在地：〇〇

区分・面積：〇〇・〇〇

2 契約に係る事項

- (1) 貸付等価格は、書面による見積り合せ（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条の6の規定に基づき、貸付等相手方の契約希望価格を書面より確認し、当該価格が国の予定価格（予決令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。）により決定すること
- (2) 見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ること
- (3) 見積り合せの打ち切りにより貸付等相手方に損害が生じても国はその責めをおわないこと
- (4) 契約締結前に地下埋設物等の存在が明らかとなった場合において、予定価格を再算定する等の対応に相当の時間を要したことにより取得等要望を行ったものに損害が生じても国はその責めを負わないこと
- (5) 契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること

所在地、現況地目、面積、契約年月日、年額貸付料（貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料）、契約期間、契約相手方名、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項の規定による法人番号をいう。）、用途、減額貸付の有無、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）の設定の有無、価格形成上の減価要因（予定価格の算定にあたり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）

- (注) 1 物件の表示における区分は、財産法施行細則別表第一「国有財産区分種目表」による。
- 2 用途を宅地として貸付ける場合にあつては、公表する項目に「都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率」の項目を追加して使用すること。
 - 3 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理事務所長」と変更して使用すること。
 - 4 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署 支署長」と変更して使用すること。

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

要望者 住所又は所在地
氏名又は名称

同 意 書

下記1の国有林野の貸付け(又は使用)に係る契約手続きについて、下記2の事項を異議なく同意します。

記

1 物件の表示

物件所在地：〇〇

区分・面積：〇〇・〇〇

2 契約に係る事項

契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること

所在地、現況地目、面積、契約年月日、年額貸付料(貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料)、契約期間、契約相手方名、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項の規定による法人番号をいう。)、用途、減額貸付の有無、定期借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に規定する及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。)の設定の有無、価格形成上の減価要因(予定価格の算定にあたり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。)

- (注) 1 物件の表示における区分は、財産法施行細則別表第一「国有財産区分種目表」による。
2 用途を宅地として貸付ける場合にあつては、公表する項目に「都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率」の項目を追加して使用すること。
3 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理事務所長」と変更して使用すること。
4 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署 支署長」と変更して使用すること。

年 月 日

見 積 書

〇〇森林管理署長 殿

見積者 住所又は所在地
氏名又は名称

1 物件の表示

物件所在地：

区 分：

面 積：

2 契約希望価格

契約希望価格				億					万					円
--------	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---

下記事項を承知のうえ、上記のとおり契約希望価格を提出します。

(記載上の注意)

1. 年額貸付料の契約希望価格を記載してください。
2. 契約希望価格は算用数字ではっきりと記載し、数字の前には必ず「¥」を記載してください。
3. 契約希望価格を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
4. 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しはできません。
5. 国の予定価格以上で価格提示があった場合には、当該契約希望価格をもって、貸付等価格として決定します。
6. 見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ります。
7. 見積り合せの打ち切りにより貸付等相手方に損害が生じても国はその責めを負いません。

- (注) 1 物件の表示における区分は、財産法施行細則別表第一「国有財産区分種目表」による。
2 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理事務所長」と変更して使用すること。
3 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署 支署長」と変更して使用すること。

公共随契による貸付結果一覧表（ 年 月契約分）

整理 番号	所在地	現況 地目	面積 （平方メート ル）	契約 年月日	年額貸付料 （円）	契約期間	契約相手方	法人番号	用途	減額 貸付 の有無	定期 借地権 の設定 の有無	価格形成上 の減価要因	備考

1. 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
2. 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
3. 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載しております。
4. 定期借地権の設定の有無について、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）を設定している場合に「○」を記載しております。
5. 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。

・ 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合

・ 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵を減価要因とした場合
6. 用途地域名については次のとおり省略しています。

第一種低層住居専用地域・・・一種低層

第二種低層住居専用地域・・・二種低層

第一種中高層住居専用地域・・・一種中高

第二種中高層住居専用地域・・・二種中高

第一種住宅地域・・・一種住居

第二種住宅地域・・・二種住居

準住居地域・・・・・・・・準住居

近隣商業地域・・・・・・近隣商業

商業地域・・・・・・・・商業

準工業地域・・・・・・準工業

工業地域・・・・・・・・工業

工業専用地域・・・工業専用

用途地域の指定がないもの・・・・指定なし

（注）1 用途を宅地として貸付けした物件については、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率を備考欄に記載すること。
2 用途を宅地として貸付けない場合にあっては、第6項を削除して使用すること。

番 号
年 月 日

殿

森林管理署長

国 有 林 野 の 貸 付 料 改 定 通 知 書

年 月 日付け第 号をもって締結した国有林野の貸付契約については、当該貸付契約書に定める貸付料の改定をしたので、改定後の貸付料の額を下記のとおり通知する。

記

1 貸付料

年次	期 間	貸付料
第 1 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円
第 2 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円
第 3 年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円

2 貸付料の納付

年次	期 間	貸付料	納付期限
第一年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
第二年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
第三年次	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日
	自 年 月 日 至 年 月 日	円	年 月 日

- (注) 1 使用契約の場合にあつては、「貸付」を「使用」に変更して使用すること。
 2 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
 3 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署支署」と変更して使用すること。
 4 1 の貸付料に消費税が含まれる場合には、貸付料の下段に括弧書きで、当該消費税相当額及び消費税率を明記するとともに、森林管理署長等の氏名の下に適格請求書発行事業者の登録番号 T8000012050001 を明記するものとする。

経過観察に関する協定書（例）

森林管理署長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は 年 月 日付け 第 号をもって契約により貸し付けていた物件の措置に関し、次のとおり協定する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本協定を履行するものとする。

（管理行為）

第 2 条 乙は、第 8 条の責任期間（以下「責任期間」という。）中に、契約により貸し付けていた土地（以下「対象区域」という。）の保全及び対象区域内の災害の復旧又は防止のために設置した工作物等が、その機能を果たすように維持管理を行うものとする。

2 前項の措置に要する費用については、全て乙の負担とする。

（保育等）

第 3 条 乙は、甲の指示により植栽した樹木（以下「植栽木」という。）について、下刈等の保育を適切に行うとともに、植栽木が枯損し、その本数が甲の指示に基づく必要本数に満たない場合は、補植又は改植を行うものとする。

2 樹木の植栽以外に講じた種子吹き付け等の緑化措置について、その状況が不良な場合は、甲の指示により必要な措置を講じるものとする。

3 前 2 項の措置に要する費用については、全て乙の負担とする。

（災害の復旧及び防止）

第 4 条 乙は、責任期間中に対象区域の保全緑化又はえん堤等の防災施設その他工作物（以下「保全緑化等」という。）に起因して、土砂の崩壊、流出等の災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、速やかにその復旧又は防止のための施設の設置その他適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の措置に関し、甲の指示を受けたときは、その指示に従うものとする。

3 前 2 項の措置に要する費用については、全て乙の負担とする。

（損害賠償）

第 5 条 乙は、責任期間中に対象区域の保全緑化等に起因して発生した災害によって、国有林野及びその産物、国の施設又は第三者に損害が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として、国又は第三者に支払うものとする。

（地位の承継）

第 6 条 乙は、本協定に係る乙の義務について、他者がこれを負うこととなった場合には、本協定に定める乙の地位についても当該者が承継するよう措置するとともに、その旨を甲に届け出るものとする。

（協定の終了）

第 7 条 乙は、対象区域において、緑化植栽の経過が良好であり、土地の保全が図られ、災害発生のおそれなくなったと判断したときは、状況確認及び経過観察を完了したものとして、その旨を甲に届け出るものとする。

2 前項の届出がされたときは、甲乙双方立会の上、現地確認を行い、状況確認及び経過観察が完了したと認めた場合には、第 8 条に定める責任期間にかかわらず、協定を終了するものとする。

（責任期間）

第 8 条 乙が本協定に定める責任を負う期間は、返地の日から 3 年とする。ただし、3 年を経過した時点で第 7 条に定める協定の終了に至らない場合には、当該期間を延長することができる。

（定めのない事項）

第 9 条 本協定に関し、定めのない場合又は疑義が生じた場合は、甲乙双方協議の上決定するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、各 1 通を保有する。

年 月 日

（甲） 印

(乙)

印

- (注) 1 協定書には、期間、区域、経過観察の方法、借受者又は使用者が再度原状回復を行う要件（植栽木の枯死、土砂崩壊等による緑化植栽地の消失、植栽木の生育不良、災害防止工作物の破損等）その他必要と認める事項について記載するものとし、必要な文言又は条項を追加又は削除すること。
- 2 契約による使用に係る場合は「貸し付けて」を「使用させて」と変更して使用すること。
- 3 使用許可に係る場合は「契約により貸し付けて」を「許可により使用させて」と変更して使用すること。
- 4 使用承認に係る場合は「承認により使用させて」と変更して使用すること。
- 5 森林管理事務所にあっては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
- 6 森林管理署の支署にあっては「森林管理署」を「森林管理署支署」と変更して使用すること。

年 月 日

森林管理署長 殿

住所
申請者
氏名（名称）

国有林野貸付契約の契約者等の変更届

このことについて、下記の通り国有林野貸付契約の〇〇について変更がありましたので、届け出します。

記

1 国有林野貸付契約書の記載事項

- (1)所在地
- (2)契約年月日
- (3)貸付期間
- (4)契約面積
- (5)用途

2 変更事項

3 添付書類

- (注) 1 使用契約の場合にあつては、「貸付」を「使用」に変更して使用すること。
- 2 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
 - 3 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署支署」と変更して使用すること。
 - 4 様式 18 の暴力団の排除に関する誓約書（必要に応じ様式 19 の役員名簿）を添付すること。
 - 5 住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書等の変更内容を証する書類を添付すること。